

KAMIKOJUHII

特別名勝及び特別天然記念物〔改訂版〕

上高地

保存管理計画

平成二十九年三月

松本市・松本市教育委員会

特別名勝及び特別天然記念物〔改訂版〕

上高地

保存管理計画

松本市・松本市教育委員会



ケショウヤナギ



カモシカ



イチョウバイカモ



槍ヶ岳遠望



ライチョウ

目 次

第1章 保存管理計画策定の概要	7
1 計画策定の目的	8
2 指定の沿革	8
(1) 指定の概要	8
(2) 指定に係る説明等	9
3 検討の経緯	10
第2章 特別名勝及び特別天然記念物上高地の概要	13
1 気象	14
2 地形・地質	15
3 歴史	17
(1) 上高地へのルート	17
(2) 山岳信仰	19
(3) 近代登山発祥の地	23
(4) 文人墨客の来訪	34
(5) 上高地を描いた画家と作品	40
(6) 上高地を題材とした音楽	42
(7) 生業	43
(8) 発電	47
(9) 上高地帝国ホテル	48
(10) 写真などから見る上高地の昔の景観	50
(11) 保護政策	59
4 土地所有	60
5 法規制	61
(1) 国立公園	61
(2) 保安林	62
(3) 砂防指定地	63
(4) 鳥獣保護区	64
6 指定地内の文化財等	65
(1) 国登録有形文化財	65
(2) その他の重要施設等	67
7 観光の動向	72
(1) 観光客・登山者の入込数	72
(2) マイカー規制・観光バス規制	73
8 祭礼や催し	74
(1) 上高地開山祭	74

(2) ウェストン祭	74
(3) 槍ヶ岳播隆祭	74
(4) 明神池お船祭り	74
(5) 上高地閉山式	75
(6) 山の日記念全国大会	75
9 施設等	76
第3章 特別名勝及び特別天然記念物上高地の本質的価値と課題	81
1 本質的価値を構成する諸要素	82
(1) 名勝的諸要素	82
(2) 天然記念物的諸要素	94
2 本質的価値を構成する諸要素の一覧	112
3 特別名勝及び特別天然記念物上高地をめぐる課題	114
(1) 保存面の課題	114
(2) 活用面の課題	117
(3) その他の課題	121
第4章 保存管理	123
1 基本方針	124
2 保存管理の地区区分	125
(1) 山岳地区（第1種地区）	125
(2) 河畔地区（第2種地区）	125
(3) 施設地区（第3種地区）	125
3 保存管理の方法	127
(1) 山岳地区（第1種地区）	127
(2) 河畔地区（第2種地区）	128
(3) 施設地区（第3種地区）	129
4 現状変更等の取扱い	131
(1) 許可を要しない行為	131
(2) 現状変更等の取扱基準	132
(3) 松本市教育委員会が許可を行う行為	137
第5章 整備・活用の基本的な考え方	143
第6章 計画の実施体制	145
1 保存管理体制	146
2 関係機関との連携	146

資 料	147
1 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画検討委員会・作業部会	148
2 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会	151
3 パブリックコメントの結果	156
4 執筆者	157
5 関係法令等抄録	158
6 現状変更等許可申請に係る各種様式	166
7 現状変更等許可申請書記入の手引き（上高地版）	171
8 関連年表	178
9 写真資料	180
10 引用・参考資料	183
11 協力者	186
地区区分図（拡大版）	

第1章

保存管理計画策定の概要

- 1 計画策定の目的
- 2 指定の沿革
- 3 検討の経緯

第1章 保存管理計画策定の概要

1 計画策定の目的

上高地は、山岳と渓谷を主とした名勝地で我が国にとって観賞上の価値が高く、特に重要なものとして特別名勝に指定されています。また、動物、植物及び地質鉱物においても学術上の価値が高く、天然保護区域として特に重要な特別天然記念物に指定されています。このように特別名勝と特別天然記念物に二重指定されている地域は、上高地の他は富山県の「黒部峡谷附 猿飛ならびに奥鐘山」しかありません。

日本人の登山家として初めて槍ヶ岳の登頂を果たした小島烏水は、「上高地風景保護論」(1914年、日本山岳会機関誌『山岳』9年2号)の中で、上高地が特に多く登山客を誘致する理由として、「穂高岳、霞沢岳、焼岳等は、その威厳ある岩壁の大部分を、この峡谷に展開して、容易に仰視得られること、…、明浄な花崗質の岩盤を流れる谷水の、純碧と美麗と透徹と、他に比類なきこと、神仙譚を思はせるやうな美しい湖水のあること、森林のあること、…」を挙げており、「日本アルプス中に、深く蔵せられた珠玉」と表現しています。

このように、上高地は日本における代表的な山岳景観の地であり、貴重な動植物、地形・地質は自然科学研究の場、国民の保養・レクリエーションの場でもあります。このすばらしい自然、景観を求め数多くの登山者、観光客が訪れており、最盛期には年間208万人(平成6年)、現在は120万人の観光客が訪れる国内有数の山岳観光地となっています。

そうした中で、入山者の増加とともに、梓川河畔の宿泊施設や山小屋の増改築、土石流等の被害防止や護岸改修、河川浚渫、橋や道路の改修など、文化財保護法に基づく現状変更等が年間40件近くに達し、景観と自然環境の保全のために十分な配慮が必要です。

本計画は、文化財保護法に基づき、特別名勝及び特別天然記念物である上高地地域の保存・活用を図るための基本方針を定め、優れた風致景観、自然環境を将来にわたって適切に保存・管理していくことを目的とします。

2 指定の沿革

(1) 指定の概要

上高地は、昭和3(1928)年3月24日に名勝及び天然記念物の指定を、昭和27(1952)年3月29日に特別名勝及び特別天然記念物の指定を受けています。

文化財保護法によると、名勝とは、わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いものとされ、名勝のうち価値が特に高いものが特別名勝と定められています。また、天然記念物とは、動物、植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するものとされ、天然記念物のうち世界的に、また国家的に価値が特に高いものが特別天然記念物と定められています。

「国指定史跡名勝天然記念物指定台帳」によると、指定地域は長野県南安曇郡安曇村(現松本市安曇)、国有上高地保護林となっており、面積は11,326.59ヘクタールで、内訳は国有地が11,321.24ヘクタール、社寺有地が5.35ヘクタールとなっています(以下特別名勝及び特別天然記念物の指定地域を「本地域」という)。指定範囲を図1に示します。

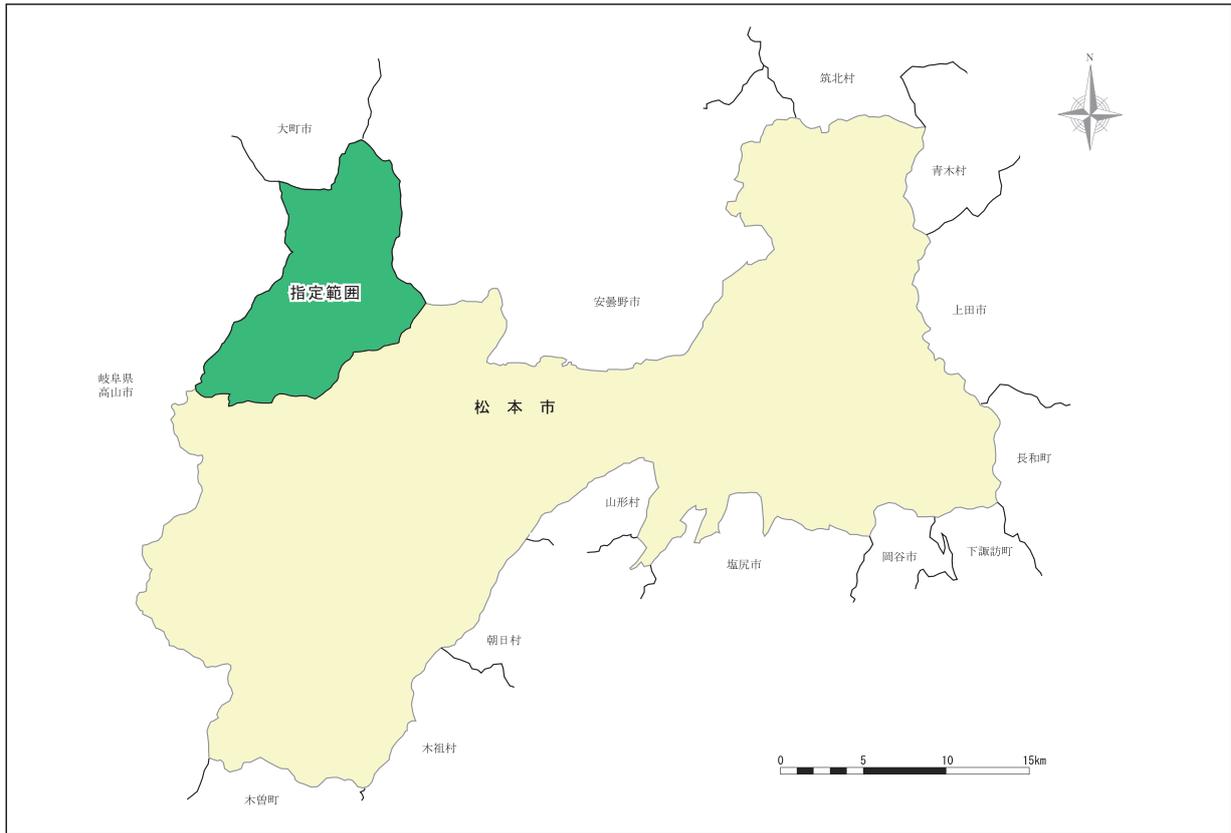


図1 特別名勝及び特別天然記念物上高地指定範囲

(2) 指定に係る説明等

昭和3（1928）年3月24日付け内務省告示第70号による名勝及び天然記念物指定の説明等は、以下のとおりです。（『名勝地保護関係資料集』（独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 平澤毅、2015年3月）より引用）

指定名称	上高地
所在地	長野縣南安曇郡安曇村
指定種別	第一類 名勝、天然記念物
説明文	<p>飛驒山脈ノ高巒重疊スル間ニ介在スルー盆地ニシテ梓川ノ溪流ハ其ノ中央ヲ流レ明神池田代池大正池ノ湖沼ハ透徹ノ水ヲ其ノ中ニ湛エ溪谷ノ兩岸山腹ハ密林ヲ以テ蔽ハレ又高山植物ノ種類ニ富メリ溪流ニ沿ヘル所ニハ多數ノ樹木繁茂シ殊ニけしやうやなぎノ群落アリ湖沼ニハ水生植物濕原植物ノ群落アリテ特異ノ景觀ヲ呈セリ本地域ハ又多數ノ鳥類ノ蕃殖地トシテ知ラレ就中まがもノ蕃殖殊ニ著シ</p> <p>南面セル穂高前穂高兩山ハ六百山ト相對シテ硫黄山ヲ西ニ長堀山ヲ東ニ環列セシメ諸高峰ノ雄姿ハ峡谷ノ景致ヲシテ一種豪宕莊嚴ノ感アラシメ林中湖上白骨狀ヲ呈セル枯木ノ兀立スルモノ極メテ多キハ他ニ比類罕ナル所ニ屬シ寧口悽愴ノ觀ヲ呈セシムルモノアリ偉大ナル天然ニ接觸スルコトヲ得ヘキ一標本地トシテ近年其ノ名人口ニ膾炙セラル</p>

保存要目	保存要目中 名勝ノ部五竝天然紀念物ノ部其ノ二ニ依ル（五 著名ナル峡谷及急流、深淵・天然紀念物ノ部其ノ二 保存スベキ天然紀念物ニ富メル代表的一定ノ區域）
保存要件	本指定地ハ其ノ區域極メテ廣大ニシテ且ツ地籍悉ク國有林ナルヲ以テ左記方針ノ下ニ農林省及長野縣知事ト協議ノ上保存要件ノ細目ヲ定ムルモノトス。 一、施業地、立木ヲ存スル除地、澤敷、池沼及濕地ニ属スル地域ハ絶對保存ヲ要ス但シ原始状態ヲ保存センガ爲ニ適當ナル施業ヲ爲スハ止ムヲ得ザルモノトス 一、官有建物、敷貸地及天幕宿營指定地ニ就テハ一定ノ方針ノ下ニ監督ヲ爲シ家屋其ノ他工作物ノ建設並改築ニ對シテモ相當制限ヲ加フルコト 一、道路、橋梁等ノ交通設備ニ付テハ豫メ一定ノ計畫ヲ樹ツルコト 一、池沼及河川ノ水ヲ利用スベキ諸工事ニ付テハ特ニ注意ヲ要ス

また、「国指定史跡名勝天然記念物指定台帳」によると昭和27（1952）年3月29日の特別名勝及び特別天然記念物指定の説明等は以下のとおりです。

指定基準	名勝の部 六（六 峡谷、瀑布、溪流、深淵） 天然記念物の部 四（四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区））
説 明	飛騨山脈の重疊たる諸岳の間に介在する一盆地で、梓川が明神池、田代池、大正池を連ねてその中央を流れる。高山植物の種類に富み、樹木多く、ケシヨウヤナギの群落がある。また湖沼には水生植物、湿原植物の群落があり、そのほか多数の鳥類、特にマガモの繁殖が見られ、周囲を高山岳に囲まれ特異の景観を呈する。
指定地域	長野県南安曇郡安曇村、国有上高地保護林 実測 11,420町9反8畝6歩
指定面積	11,326.59ヘクタール (国有地 11,321.24ヘクタール、社寺有地 5.35ヘクタール)

3 検討の経緯

本計画は、平成22年2月に策定し平成29年3月に改訂したものです。

その経緯としては、平成20年度及び21年度において、有識者、地域関係者、行政関係者（国、県、市）により構成された「松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」及び、検討委員会内に設けられた「作業部会」により、計8回（検討委員会3回、作業部会5回）の検討を経て策定されました。また、平成21年12月21日から1カ月間、パブリックコメント手続により市民から意見を募集しました。検討委員会設置要綱、検討委員会及び作業部会名簿、会議等の開催状況、パブリックコメントの結果を資料編に示します。

また、内容は、平成12年から検討が始められ、平成19年12月7日に松本市教育委員会

告示された「特別名勝及び特別天然記念物上高地保存に関する基本方針」を基に、必要な事項の追加や修正を行い策定したものです。

その後、平成24年に有識者、地域関係者、行政関係者により構成された「松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会（以下この章において「協議会」という。）」を設置し、本地域の文化財としての価値付けや適切な保存及び管理について協議を重ねてきました。そうした中で、当初の本計画書に不足していた名勝的価値を明らかにするとともに、平成26年7月には中部山岳国立公園上高地連絡協議会（事務局：環境省松本自然環境事務所）による「上高地ビジョン2014」が策定され、平成27年3月には本市が「松本市上高地対策短期・中長期計画」を策定したことを踏まえ、課題、保存管理等についても現状に合わせ見直す必要があることについて協議されました。

こうした状況を背景に、平成27年度及び平成28年度に必要な項目の追加や加筆・修正を行い改訂したものです。また、平成28年12月9日から20日間、パブリックコメント手続により市民から意見を募集しました。

協議会設置要綱、協議会委員名簿、会議等の開催状況、パブリックコメントの結果を資料編に示します。

第2章

特別名勝及び特別天然記念物 上高地の概要

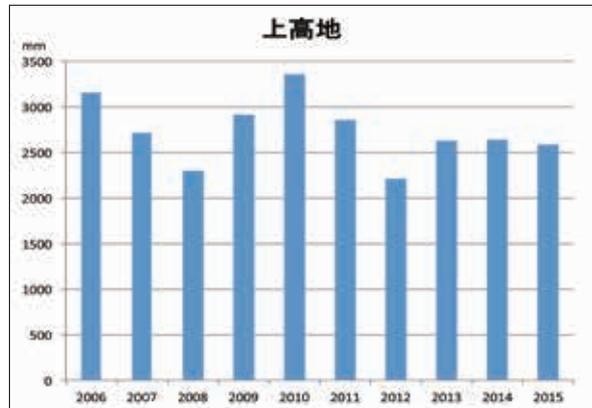
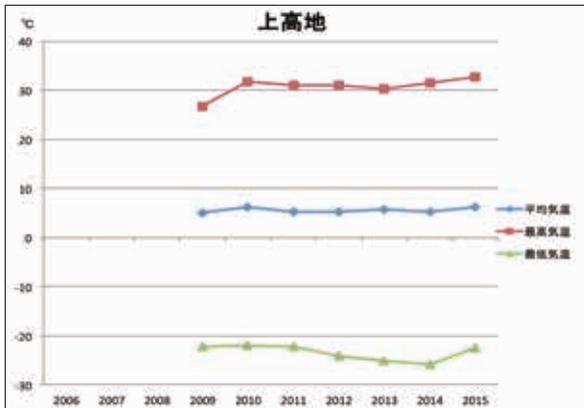
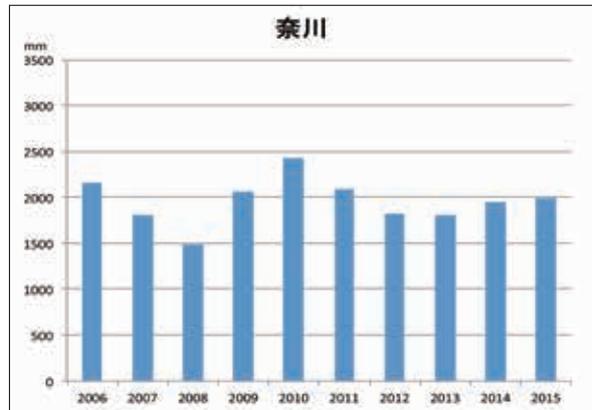
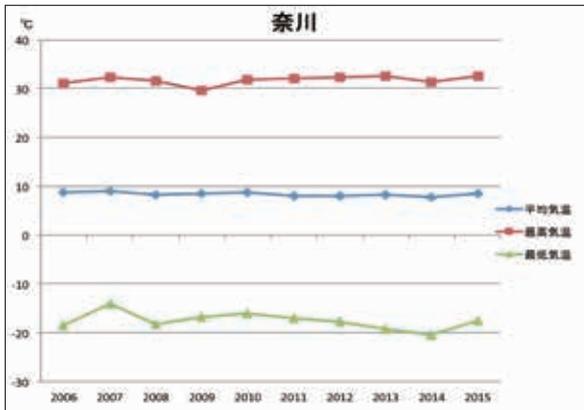
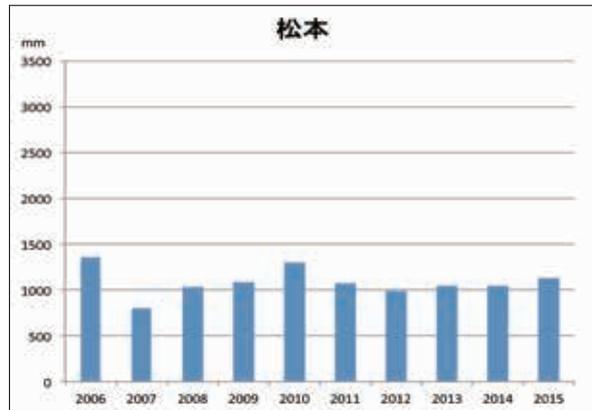
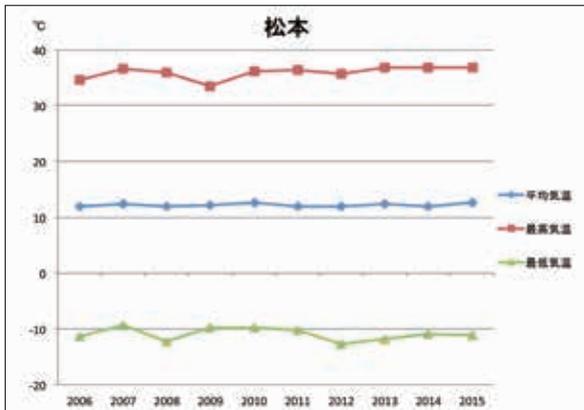
- 1 気象
- 2 地形・地質
- 3 歴史
- 4 土地所有
- 5 法規制
- 6 指定地内の文化財等
- 7 観光の動向
- 8 祭礼や催し
- 9 施設等

第2章 特別名勝及び特別天然記念物上高地の概要

1 気象

本地域及び周辺（松本、奈川）における平成18（2006）年～平成27（2015）年の10年間の気温（平均、最高、最低）の推移を図2に、降水量の推移を図3に示します。各観測は気象庁によるもので、観測地点の標高は、松本610メートル、奈川1,068メートル、上高地1,510メートルです。ただし、気象庁による上高地の気温計測は、昭和50（1975）年10月から行われていないため、信州山の環境研究センターによる観測データ（観測地点の標高1,530メートル）を用いました。

上高地の降水量は年間2,500ミリメートル前後あり、3,000ミリメートルを超える年もあります。松本と比較するとおよそ倍の降水量です。本地域の平坦部では、冬期の好天時には放射冷却により氷点下25度以下に冷え込むことがあります。



資料：松本・奈川－気象庁 HP より
上高地－信州山の環境研究センター提供

資料：気象庁 HP より

図2 気温の推移

図3 降水量の推移

2 地形・地質

本地域の西部には、北アルプス最高峰の奥穂高岳（標高3,190メートル）を中心とする山稜が南北に走り、ここには涸沢岳（3,110メートル）、北穂高岳（3,106メートル）、南岳（3,032.9メートル）、中岳（3,084メートル）、大喰岳（3,101メートル）など、3,000メートルを超える高峰が連続し、一般に北方の槍ヶ岳（3,180メートル）を含め槍・穂高連峰と呼ばれています。槍・穂高連峰の形成には、175万年前頃に存在していたカルデラ火山が関係しています。また、柱状節理の発達した穂高安山岩類が、山岳氷河による氷食作用を受け、更に崩壊を繰り返したため、山稜は一連の峻厳な岩稜・岩峰を構成しています。

奥穂高岳の東方には屏風の頭（2,565.6メートル）から前穂高岳（3,090.5メートル）を経て明神岳（2,931メートル）に至る山稜が走り、奥穂高岳とは吊尾根を介して連結しています。屏風の頭北西には、高度差600メートルに達する日本有数の大岩壁「屏風岩」があり、屏風の頭から前穂高岳に至る尾根は鋸歯状の岩峰が連立する特異な地形を示し、各岩峰には前穂高岳（Ⅰ峰）から順にⅧ峰までの名称が与えられています。同様な岩峰は明神岳の南側にも認められ、同じく明神岳（Ⅰ峰）からⅤ峰の名が付けられています。これら岩壁や岩峰群の多くは山岳氷河による氷食作用の産物です。

槍ヶ岳から奥穂高岳までの山稜はほぼ南北に連続し、その南方で向きを北東－南西方向に変え、西穂高岳（2,909メートル）に連なります。西穂高独標付近まで連続した岩稜は穂高安山岩類から構成されていますが、これから南西の山稜は滝谷花崗閃緑岩の分布域となり、穏やかな地形を示します。この山稜の延長上には焼岳火山群が位置しています。本地域の特徴である上高地の平坦部は、焼岳（2,455メートル）火山群の更新世中期の末から始まる活動により、それまで上高地付近から西へ流下していた古梓川（以下上高地－穂高岳付近から焼岳付近を南西へ流れて流入していたと考えられる河川を「古梓川」という。）が堰き止められたことにより形成されました。

東部から南部にかけての山稜は、北の大天井岳（2,922メートル）、常念岳（2,857メートル）、蝶ヶ岳（2,677メートル）から霞沢岳（2,645.8メートル）まで南北から北東－南西方面へ屈曲しており、尾根上に平坦な地形が残存しています。常念岳と霞沢岳の一部は花崗岩などの火成岩類で構成され急峻ですが、そのほかの平坦面をなす山稜は美濃帯中生層の分布域となっており、地質の違いが地形に反映されています。



図4 山岳概要図

3 歴史

本地域の利用状況、登山史等の概要は以下のとおりです。

(1) 上高地へのルート



吉田初三郎「上高地鳥瞰図」の一部（昭和5年、主婦之友八月号付録『日本八景名所圖繪』より）

ア 徳本峠越え

上高地に最初に分け入ったのは、おそらく杣こまと呼ばれる樵を生業とする人たちだったと思われていますが、当然のことながらその最初を記録するものはありません。

その後、杣によって踏まれた道が徐々に知られるようになっていったと考えられますが、過去の文献によりそれが確認できるのは、天正13（1585）年の飛騨国の領主である三木秀綱の敗走です。現在の高山市内にあった松倉城が、豊臣秀吉配下の金森長近に責められ落城し、城主の三木秀綱は奥方を連れて信州へ落ちのびました。夫妻は途中で別ルートを取り、奥方は中尾峠から上高地に入り徳本峠を越えて島々谷を下ったところで杣人に殺され、秀綱は中尾峠から白骨、大野川を経る鎌倉街道を進み、角ヶ平で殺されたと天保9（1838）年の木曾巡行記に記されています。三木秀綱の敗走が事実か否かはともかく、中世末期には既に中尾峠から上高地を経て徳本峠を越えるルートは知られていたことがわかります。

島々から徳本峠までのルートは、谷川沿いであり洪水時は不通となることから、島々村の背後から尾根伝いに小嵩沢山の南面を経て徳本峠に至る道を開通させたことが、慶応元（1865）年の島々村奥原作左衛門の日記に記されています。更に明治3（1870）年には、水殿川を遡り尾根を越えて上高地に入る水殿川新道を開通させましたが、明治8（1875）年に廃道となっています。

徳本峠越えの沢沿いのルートは、明治に入りウェストンも歩き、北アルプスに登っています。

イ 大滝山越えのルート

近世までのもう一つのルートは、安曇野市三郷小倉から大滝山を越えて徳沢へ下る道が知られています。

上高地の名は、正保3（1646）年の正保の国絵図（松本御領分図）に上河内川と記

されたのが文献に現れる最初であり、延宝4（1676）年の甕忠左衛門日記に上河内の記載があります。享保9（1724）年に松本藩が編纂した『信府統記』には神合地と記載されています。穂高神社奥社造営の最初がいつか不明ですが、明和7（1770）年には造営するようになっていたようです。

穂高神社の奥社からの神迎え神事は、寛政元（1789）年の『御嶽御造営目録』によれば、蝶又岩小屋（大滝山と蝶ヶ岳の間）に一泊し、徳沢に下る杉村小屋で昼食をとって上高地に至り、帰路は徳本峠から島々のルートを使っています。

槍ヶ岳開山で知られる播隆も、文政から天保年間（1820年代後半から1830年代）にかけて冷沢から鍋冠山、大滝山を経て上高地に至り、槍ヶ岳登頂を果たしています。

ウ 飛騨新道（小倉新道）

飛騨高山と松本を結ぶ道は、橋場、稲核、入山、角ヶ平、祠峠、大野川、安房峠から高山に至る飛騨街道と、木曾谷から藪原、寄合渡、野麦峠から高山に至る野麦街道がありました。寛政2（1790）年に幕府の政策により同一方面への重複する街道が廃止され、野麦街道一つに改められました。このため岩岡村の伴次郎、小倉村の又重郎らが、小倉村から黒沢、鍋冠山、大滝山から徳沢に降り、上高地内を梓川沿いに下って中尾峠を越えて飛騨に入るルートを開設するよう幕府に願い出ました。前述の大滝山越えと、三木秀綱奥方が通った中尾峠越えを合わせたルートです。杣が使う道を使用し、工費も村々で負担するので幕府の負担は求めないという申し出で、幕府の許可を受け天保6（1835）年に開通しました。しかし、冬期は積雪のため不通となり、期待された信州側の米や北陸の海産物の流通は少なく、万延元（1860）年の暴風雨で被災し、復旧の見込みが立たず廃止されました。

エ 旧鎌倉街道を利用したルート

この他に、大野川から白骨を経て、焼岳南面を通って上高地に入るルートがありました。前述の三木秀綱がたどった鎌倉街道と重なっています。この道は主に大野川村の御用杣たちが使用したと言われています。

オ 釜トンネル及び上高地トンネルの開通

大正時代後半になると、梓川流域に水力発電所が次々と建設されるようになりました。発電所の建設には資材運搬用道路の開設が必要であり、発電所の竣工はその地点までの車道の開通を意味しています。

当時の梓川電力株式会社（後に東京電力に再編）は、霞沢発電所建設に伴い大正池から7.6キロメートルほど下流の沢渡へ隧道による導水路を建設しました。この発電所の営業が開始されたのは昭和3（1928）年ですが、これにより釜トンネルが開通し、沢渡から大正池畔までの車道が整備されました。釜トンネルの当初の規模は、高さ・幅ともに狭いものでしたが、徐々に改良され、小型バスが、昭和8（1933）年には大正池まで、昭和10（1935）年には河童橋まで乗り入れるようになりました。

当初の釜トンネルは、上高地側の出口は現在と同じですが、中の湯側の入口は現在より

300メートルほど上部にありました。この間は梓川左岸沿い道路を通行していましたが、バス乗入れが始まったばかりの昭和9（1934）年に大雨のためこの左岸道路が決壊しました。このため釜トンネルを中の湯側に延伸する工事が行われ、昭和12（1937）年に完成し510メートルとなりました。

平成14（2002）年に釜トンネルの上高地側に全長605メートルの釜上トンネルが開通し、平成17（2005）年には705メートル延伸し、併せて1,310メートルの現在の釜トンネル全線が開通しました。更に、平成28（2016）年7月には釜トンネルの上高地側に全長588メートルの上高地トンネルが開通しました。

(2) 山岳信仰

ア 神が住む山、人の住む里

日本人の宗教観を、世界のそれに当てはめることは難しく、外国人に、「日本人は無宗教だ」と言われることも少なくありません。だからと言って信仰心がないわけではありません。私たちは、山と海からたくさんの恵みを得て暮らしてきました。そのことは、『海幸彦と山幸彦』の神話として、日本人なら誰でも知っています。その中で、海も山の恩恵を受けていることが暗示され、山幸彦が日本人の祖として描かれています。

水を始めそこに住む魚、木とそれがもたらす落ち葉や薪、森に住む動物たち、更には鉄や銅などの鉱物に至るまで、山は私たちに様々な恵みをもたらしてくれます。そんな山には、神が住むに違いない、昔の人はそう考えました。やがて、山に祠を築き、神様を祭り感謝するようになります。日本古来の信仰である山岳信仰の原点がここに 있습니다。

特に秀麗な山が信仰の対象とされてきました。その代表が富士山です。全国各地の秀麗な山々が、「〇〇富士」の名で呼ばれるのはその表れです。例えば、津軽富士と呼ばれる岩木山の山麓には岩木山神社があります。信濃富士と呼ばれる有明山は、享保6（1721）年に地元板取村の行者ぼうじゅういんゆうかい宝重院宥快らによって開かれ、山麓に有明山神社が祭られています。

また、大和の大神神社は、三輪山をご神体とし、今も本殿を持たない神社として知られています。山は、私たちに様々な恵みを与えてくれる神の住むところとして、人々の崇拝の対象とされてきたのです。信濃国一之宮の諏訪大社もその一つで、本殿がないことで知られています。上社前宮は御山（守屋山）を拝するように配置されており、本宮も元は守屋山を拝するように配置されていたのではないかと考えられます。一方、下社は御神木を御神体としており、春宮は杉、秋宮は櫟を祭っています。ここからは、上社は山ノ神、下社は農耕神という性格の違いが見て取れます。集落が祭る山ノ神も、春になると里に下りてきて農耕を見守り、収穫が終わると山に帰っていくという神去来の考えがありました。

イ 修行の場としての山

有史の時代になると、それまで神の住処として畏れ崇拝されてきた山に、人が足を踏み入れるようになります。修験道の開祖と言われるえんの おづの役小角が、7世紀の中頃に吉野の金峯山で蔵王権現を感得したとされます。修験道は、山中の神が宿る磐座などで鍛錬し、神の験力を授かることを目的とする修行の道です。その後、立山（佐伯有頼、701年）、白山（泰澄、717年）、日光（勝道、782年）といった地方の霊山も、修行の場として開か

れていきました。これらの山を開いた人を修験者といいます。

一方、仏教でも8世紀の末から9世紀の初頭に向け、最澄が比叡山に延暦寺を、空海が高野山に金剛峰寺を開き、山中での修行を行うようになります。松本市内田の真言宗寺院の牛伏寺には、鉢伏山に宿る鉢伏権現のご神体と言われる蔵王権現の木像（長野県宝）があります。このことは、当時の信仰には仏教や修験道という枠がなく、神道も含めて一体の宗教世界を構成していたことを示しています。

山に宿る神を蔵王権現と考えることは全国に広がっていきました。宮城県と山形県の境にそびえる蔵王連峰も蔵王権現が鎮まる山で、宮城県側の刈田嶺神社（江戸時代までは「蔵王大権現」と呼ばれた。）に蔵王権現が祭られています。この蔵王権現は、里宮との間で春と秋に遷座が繰り返されますが、春に山に登り秋に山を下るのは、先の農耕神の神去来とは異なり、修験者の守護神としての性格が見て取れます。

ウ 松本地方への波及

美ヶ原の前峰「王ヶ鼻」も、蔵王権現の鼻がその名の由来であり、修行の場となった山であることを示しています。この名は正保の国絵図にすでに見え、遅くとも17世紀の中頃には、美ヶ原は山岳信仰の霊場となっていたことがわかります。では、それはいつ頃までさかのぼるのでしょうか。同じ筑摩山地の美ヶ原の南に鉢伏山があります。その名のとおり、鉢を伏せたような緩やかな山容ですが、この山も山岳信仰の霊地です。牛伏寺に蔵王権現の木像があることは先に記しましたが、この像は、平安時代末期の12世紀頃の作とみられており、山腹の堂平の発掘調査から9世紀後半に活動が始まっていることがわかっています。一方、美ヶ原山麓の旧海岸寺には10世紀末の作とされる木造十一面千手観音立像（長野県宝）が伝わっています。こうしてみると、最澄と空海が山岳に寺院を開いてから、山岳修行の寺院が松本地方にまで広まるまでにそう多くの時間を要していないことがうかがえます。

松本市の西部に目を転じると、波田の若澤寺跡（松本市特別史跡）があります。山中に開かれた若澤寺の前身とみられる元寺場跡（松本市特別史跡）からも、発掘調査で牛伏寺堂平（松本市特別史跡）と同じ9世紀後半の遺物が出土しています。元寺場の背後の山は白山と呼ばれており、白山信仰の影響があったのかもしれませんが。越前（後に加賀国を分ける）と美濃の国境に位置する白山は、富士山、立山とともに日本三霊山に数えられます。開山の歴史は古く、3,000メートル級の地方の高山が、山岳仏教の開山と時を同じくして開かれています。これに対し、信飛国境の北アルプスの主峰の開山は、近世まで待たなければなりません。

エ 乗鞍岳の開山

北アルプスの奥に鎮座する乗鞍岳（剣ヶ峰 3,026メートル）は、古代から霊山として信仰の対象とされ、大野川の梓水神社拜殿の西側に、乗鞍岳を遥拝する鳥居があります。ここに祭られる梓水神は、水分として、須々岐水神とともに従五位下に昇叙されたことが、『日本三代実録』の貞観9（867）年条に見えます。水を始め、様々な恵みをもたらす乗鞍岳は、長い間里からの崇敬を受けてきました。

『乗鞍山縁起』には、大同2（807）年に坂上田村麻呂が登頂したとか、木曾義仲が朝日大権現を勧請したという話も掲載されていますが、信ずるに足りません。また、この霊山を開いたのは円空だとも伝えられますが、これも確たる証拠はありません。

『乗鞍山縁起』は、江戸の行者梅本院永昌と大野川出身の大宝院明覚（宝徳霊神）による乗鞍岳再興に関する手記ですが、そこには明覚らの再興以前に、大樋銀山の鎮守として信仰され毎年7月2日に金堀総代たちが登山していたことが記されています。大樋銀山とは言うものの、産出する鉱物のほとんどが鉛だったようで、元禄の国絵図には「鉛山」と記されています。天保の国絵図にも「鉛山」と見えますが、『信府統記』には、忠周の頃（1713～1718年）には閉山されていたことが見えます。

明覚らの乗鞍開山は文政2（1819）年に始まります。このとき、大日如来、観音菩薩、勢至菩薩の三尊が祭られていましたが、堂宇は大破していたのでいったんは山から下ろし、翌年再び安置して再興を成し遂げたとあります。この記述から、鉛の産出が盛んだった忠清・忠職の代には、大樋銀山の鎮守として信仰され毎年7月2日に金堀総代たちが登山していたことは史実とみてよいでしょう。しかし、これは山に関わる限られた人々による信仰であり、乗鞍岳が庶民に広く開かれたのは、文政3年以降ということになります。

オ 上高地の山岳信仰

本地域内では、最高峰である奥穂高岳を中心とした穂高連峰と、最北端の槍ヶ岳が信仰の対象とされています。

穂高岳の名は、正保、元禄、天保のいずれの国絵図にも見えませんが、元禄の国絵図の下図と思われる「師岡本信州筑摩郡安曇郡図」（松本市立博物館蔵）に「保高嶽」と見え、17世紀末にはその名が確認できます。『信府統記』には、「梓川出口ヨリ大野川マテノ中程西ノ方ニアル大山ナリ此嶽ハ往古ヨリ穂高大明神ノ山ト云ヒ傳ヘテ此名アリ嶮山ニシテ登ルヲ能ハズ麓ニ大明神ノ御手洗トテアラ池ト云フアリ・・・」と見えます。更に、「穂高大明神ハ火瓊々杵尊ヲ祀レルモノナリ往古當國神合地穂高岳ニ垂跡アリテ其後此所ニ鎮座セシ故在号ヲモ穂高ト稱スルモノニヤ」と、「穂高大明神ノ山」と呼ばれる理由も説明しています。

しかし、里宮である穂高神社周辺からは、穂高岳は見ることはできません。ここでいう穂高岳は、穂高連峰あるいはその前山を含む広い範囲を指していたのでしょう。江戸時代には名のある山は限られ、『信府統記』にも「梓川西ノ方ニ山嶽多シト雖トモ深山ニテ往来ナケレハ山名モ知レス」とあります。宮地直一が『穂高神社史』において、ホタカは連山に傑出するという意味であり、乗鞍、常念、槍等広く連脈の山嶺にかけた普通名辞であったのが、いつしか今日の所謂穂高の一部に固定するに至ったのかも知れない、と指摘しています。



穂高神社奥社

『穂高神社とその伝統文化』によれば、穂高神社の氏子らは、遅くとも明和7（1770）年には上高地に奥社の祠を造営するようになっていたようです。この登山ルートは、おそらくは秀麗な常念をめざして穂高を潤す烏川沿いに登り、蝶又岩小屋で1泊し、徳沢へ下りて明神へと向かうものであったのでしょう。文政7（1824）年には、飛騨新道が小倉から上高地まで開かれ、小倉から登るように変更されました。

『信府統記』は、上高地を南流する梓川の流域は「平原ニテ幅頗ル広ク」、その幅は2.5～4キロメートル余り、寒さが厳しく6月から8月までしか往来ができないため、田畑を切り開くことはできない、と記しています。山を登ってたどり着いたこの上高地の広さは驚きだったに違いなく、人々に神の世界と映ったことでしょう。そこに、水をたたえた池を神の住む明神池、その背後の峻険な峰を神が鎮まる明神岳と崇拝したのでしょう。

カ 槍ヶ岳を開いた「坊主」

上高地の北端に位置する槍ヶ岳、その下に「坊主の岩小屋」と呼ばれる小さな岩屋があります。槍ヶ岳を開いた播隆が籠った岩屋です。

播隆が初めて槍ヶ岳に登ったのは、文政9（1826）年とされています。このとき、頂上を極めたか否かについては異論がありますが、2年後の文政11（1828）年に阿弥陀、観音、文殊の3像を安置し開山をなしたというのが定説となっています。

播隆は、槍ヶ岳に先立ち、北アルプスの飛騨側笠ヶ岳を再興しています。その名のとおり、笠を伏せたような秀麗な山容から信仰の対象とされ、近世以降の記録では、天和3（1683）年に円空が開山したと伝えられます。天明2（1782）年には高山宗猷寺の南喬上人^{なんねい}が登頂したと言いますが、播隆が登頂した文政5（1822）年には登山道が荒れ、参詣の人が訪れないことを嘆き登山道を開くことを決意したと言います。文政7（1824）年に山頂に阿弥陀仏を安置し、笠ヶ岳の再興を遂げると、笠ヶ岳から仰いだ槍ヶ岳の開山へと向かいました。

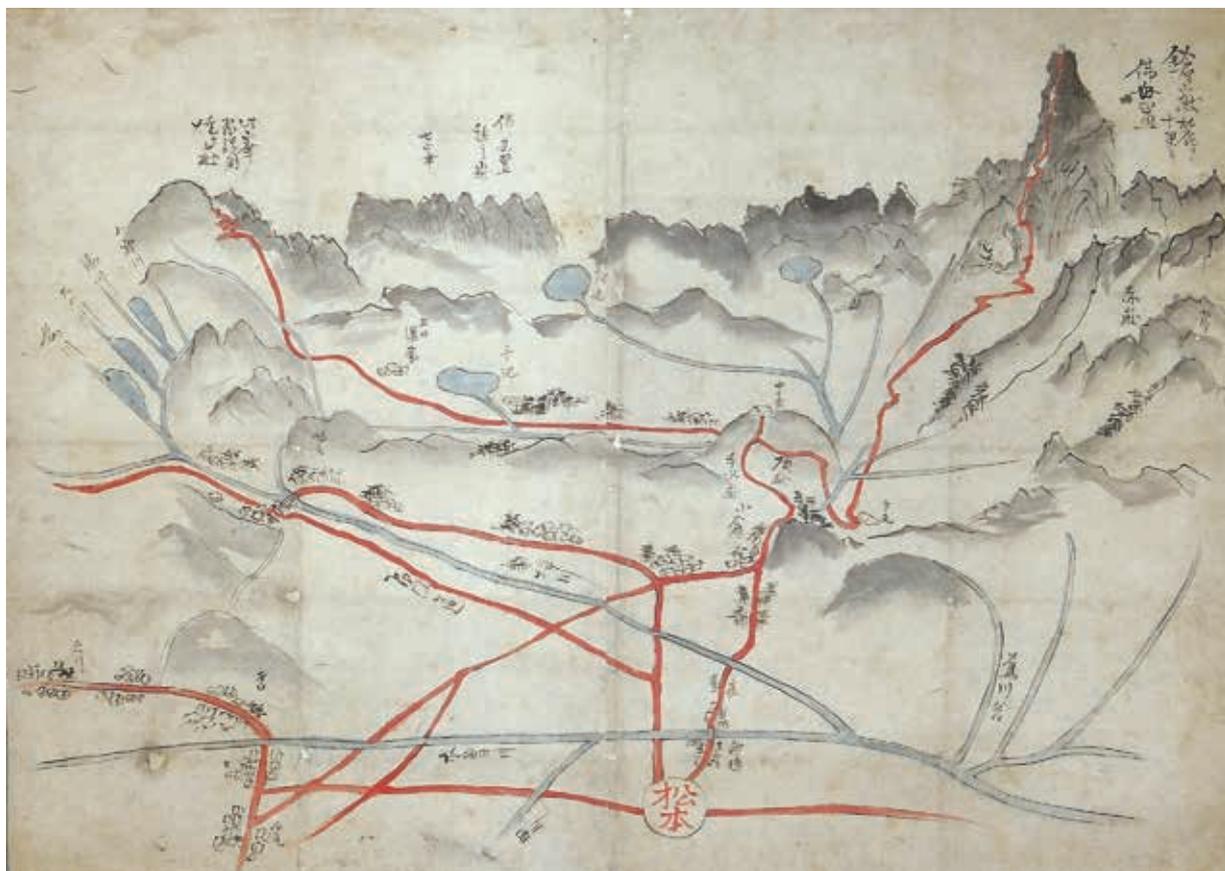
播隆が笠ヶ岳を再興したのは、覚明、普寛らが御嶽を開いたのを受け、その弟子たちが各地の霊山を開いていた頃です。先述の乗鞍開山もその一例とみてよいでしょう。この時代の霊山の開山は、それまでの山における厳しい修行のためではなく、多くの人々が山にいる神仏と出会うことを目的としていました。播隆の『迦多賀嶽再興記』には「一心念仏ノ中、不思議ナル哉、阿弥陀仏雲中ヨリ出現シ玉フ事三度」とあります。御来迎と呼ばれる現象（ブロッケン現象）です。播隆は、天保5（1834）年に槍ヶ岳から笠ヶ岳に縦走したときも御来迎を拝しており、『三昧発得記』に「其丈八九尺斗リ也亦大圓光ノ内輪ハ白光色中輪ハ赤光色外輪ハ一面紫光色ナリ雲上ヲ照り耀キタマフ」と描写しています。播隆は、多くの人にこの御来迎を体験させるべく、笠ヶ岳と槍ヶ岳を開いたのです。

文政11年に播隆が槍ヶ岳を開いた後も登る人はなく、天保5年には登山道の整備



槍ヶ岳の祠（絵はがき、松本市立博物館蔵）

を行っています。このとき、山頂を平らにし、木の祠を据え、新たに銅造の釈迦如来を安置し槍ヶ岳寿命神として開闢を遂げたといわれています。この祠は、信者らによって更新され、今も山頂に鎮座しています。なお、播隆が描いた「鎗ヶ嶽」の絵図には、槍ヶ岳のほかに「穂高嶽七峯」と記された連山にも「佛安置」と記されており、播隆は穂高岳にも阿弥陀仏を安置したことがわかります。



「鎗ヶ嶽」絵図（富山市大山歴史民俗資料館提供）

(3) 近代登山発祥の地

ア ウォルター・ウェストンと上高地

(ア) ウェストンと日本

a ウェストンの生涯

ウォルター・ウェストンは宣教師として明治時代に来日し、日本に近代登山を広めた人物の1人として広く知られています。そして自らの登山を本に著していることでも知られています。上高地にもウェストンの横顔が浮かび上がったウェストン碑が設置されています。更に、毎年6月初めにウェストン祭が催されています。上高地に関係が深いとされている人物ですが、まず、彼の生涯を、雑誌『山岳』に掲載された詳細な「W. ウェストン年譜」や多くの方の著書を参考にして、追ってみましょう。

ウォルター・ウェストンは1861年12月25日に、イギリスのダービーで誕生しました。明治13（1880）年にはケンブリッジ大学クレア・カレッジに入学し、明

治16（1883）年に卒業しています。その後、神学校に入学し、卒業後は牧師となりました。牧師になってからアルプスで登山を始め、マッターホルンなどに登頂を重ねています。登山に強い関心が生じたようです。その後、明治21（1888）年に伝道のために日本を訪れます。

来日後、ほどなくして神戸に定住しました。明治23（1890）年に眼病のために宣教師を辞任しますが、日本の中央の山岳に登り始めます。そして明治27（1894）年頃にイギリスに帰国しました。

帰国後、日本アルプスについて講演を重ね、明治29（1896）年にロンドンで『Mountaineering and exploration in the Japanese Alps』（邦訳名の代表例は『日本アルプス 登山と探検』）を出版します。日本アルプスがヨーロッパに知られるきっかけの一つとなりました。

明治35（1902）年に結婚した妻とともに再来日し、横浜で牧師となるとともに、登山を重ね、明治38（1905）年に帰国しました。

明治44（1911）年に三たび来日します。横浜に住み、翌年の夏から登山を再開し、大正4（1915）年に帰国しました。

その後、イギリスにおいて日本に関する3冊の本を出版します。昭和15（1940）年に死去しました。満78歳でした。

b 日本での滞在と登山

生涯に3度にわたり来日し、滞在中は活発に登山を行っています。1回目は明治21（1888）年から明治27（1894）年にかけて来日し、明治23（1890）年から登山を始めています。登った主な山を挙げると、その年には富士山に登頂し、そして九州の祖母山に登っています。明治24（1891）年には浅間山に登った後、北アルプスに向かい槍ヶ岳を目指しましたが、登頂できませんでした。その後、御嶽山と木曾駒ヶ岳に登頂しています。明治25（1892）年には、富士山、乗鞍岳、槍ヶ岳、赤石岳、明治26（1893）年には、恵那山、富士山、立山、前穂高岳、明治27年には白馬岳、焼岳、常念岳、御嶽山に登頂しています。精力的に登山を重ねていますが、登頂した山は信州の高山が多く、その中でも特に北アルプスの山々に多く登頂しています。

2回目の来日は明治35（1902）年から明治38（1905）年にかけてであり、明治35年には夫人とともに富士山に登頂しました。次に単独で北岳に登っています。明治36（1903）年には甲斐駒ヶ岳、翌年には、金峰山、鳳凰山、北岳、間ノ岳、仙丈ヶ岳に登頂し、さらに夫人とともに富士山、戸隠山、八ヶ岳と、南アルプスの山々に多く登頂しています。

最後となる3回目の来日は、明治44（1911）年から大正4（1915）年にかけてです。明治45（1912）年には妙義山に登り、有明岳、燕岳、槍ヶ岳、奥穂高岳に登頂しています。大正2（1913）年には再び妙義山と槍ヶ岳、そして霞沢岳、奥穂高岳、焼岳、更に白馬岳に登頂しています。槍ヶ岳や奥穂高岳などには夫人も登頂するなど、夫人とともに山に向かうことも多くありました。大正3（1914）年には

立山、大天井岳、富士山に登頂し、翌年帰国しました。北アルプスの山々に多く登っています。

総じて見ると、高山が多い中部地方の山岳が登山の主な対象となり、その中でも特に北アルプスの山々が多かったことがわかります。しかも、尖峰である槍ヶ岳を「日本のマッターホルン」と呼び、とりわけ高い関心を持っていました。

c 日本に関する著作

ウェストンは日本に関する本を4冊著しています。1冊目は『Mountaineering and exploration in the Japanese Alps』であり、明治29（1896）年にロンドンで出版されました。翻訳され、『日本アルプス 登山と探検』などのタイトルで出版されています。第1回目の滞在中の登山について著されています。

2冊目は『The playground of the Far East』であり、大正7（1918）年にロンドンで出版されました。『極東の遊歩場』などのタイトルで翻訳され、出版されました。第2回目と第3回目の滞在中の登山を中心に著されています。

3冊目は『A Wayfarer in Unfamiliar Japan』であり、大正14（1925）年にロンドンで出版されました。『ウェストンの明治見聞記 知られざる日本を旅して』のタイトルで翻訳され、出版されています。ウェストンは日本各地を訪れていますが、各地の風俗習慣などが著されています。最後の著作は『Japan』であり、昭和元（1926）年にロンドンで出版されました。『宣教師ウェストンの観た日本』のタイトルで翻訳され、出版されています。滞在による体験、得た知識をまとめた書物です。

ウェストンは明治25（1892）年に英国地学協会（The Royal Geographical Society）に入会し、翌年の明治26（1893）年に英国山岳会（The Alpine Club）に入会しています。著作における登山の記述の中にも、地理的な説明だけでなく、地学的な説明もみられます。また、英国人類学研究所で講演するなど、登山ばかりでなく、風俗習慣についての高い関心を持っていました。

(イ) 上高地への来訪

ウェストンは槍ヶ岳、穂高岳、焼岳などに登る時に、上高地を訪れています。ここでは、最初の本であり、登山について詳細に書いた旅行記である『日本アルプス 登山と探検』を用いて、上高地の記述を取り上げていきます。第1回目の来日の際の記録であり、ウェストンの日本についての、日本の山岳についての最初の記録です。一番印象が深かったはずで

a 上高地への来訪と記述

最初に上高地を訪れたのは、明治24（1891）年8月です。徳本峠から入り槍ヶ岳登頂を目指しますが、不成功に終わりました。この時の、上高地の景観を評価している表現を以下に挙げます（この著作を最初に翻訳した岡村精一氏による3回目の翻訳書である『日本アルプス 登山と探検』（平凡社、1995）から引用しています）。徳本峠では、「この峠の最高点近くからの展望は、日本で一番雄大な眺望の一つで、円い形

の輪郭や緑に包まれた斜面のある普通の山の風景とは、全くその趣を異にしている。穂高山（また穂高岳とも言う）の高い姿は、眼の前にそびえ、その南の麓を、幅広い梓川の白い小石の川床が流れている。」と記述し、峠から眺める上高地の厳しい山岳風景を賞賛しています。梓川に降りて槍ヶ岳に向かいましたが、槍ヶ岳には悪天のため登頂できませんでした。その体験であり記録である文章が、歩いたルートの景観などの描写及び地理的・地学的説明とともに、続いています。

翌年に再び槍ヶ岳を目指し、登頂に成功します。徳本峠では、「谷間の反対側に穂高山の雄大な山塊がそびえ立った時には、槍ヶ岳へのほりたい愛着を変えようかと、強く心を動かされた。けれども、その願いはきっぱりと抑えた。」と、穂高岳の眺望を絶賛しています。そして、槍ヶ岳の頂上に至るまで、登山の過程を取めた文章が続いています。

明治26（1893）年には前穂高岳に登頂しています。徳本峠から入り、梓川を越えて山に向かっていきます。登山のルートの景観が記述の中心であり、ウェストンが上高地の景観などに感動した記述は特にみられません。

明治27（1894）年には焼岳に登頂しています。頂上でこんな記述をしています。「この鞍部から数百メートル上の頂上にのぼると、東側の岩の穴から蒸気や硫黄の焰が出ており火山活動の形跡を発見した。私たちがこうして苦しんでのぼって来たかいあって、北西には笠岳、真北にしかもすぐ近くには穂高山の雄大な展望が眺られた。」と記述し、頂上からの眺望を賞賛しています。

1回目の来日では上高地を4回訪れています。明治26年までの3回は行き帰りとも徳本峠を越えています。翌年には平湯から中尾峠経由で焼岳に登り、梓川沿いに下り、徳本峠を越えて帰っています。

明治35（1902）年からの再来日の時には、主に南アルプスの山々に登っています。上高地は訪れていません。

3回目の来日時には大正元（1912）年に槍ヶ岳、大正2（1913）年には槍ヶ岳、霞沢岳、奥穂高岳、焼岳に登頂しています。大正元年は行きも帰りも徳本峠を越えており、2年には徳本峠を越えて上高地に入り、平湯まで行きますが上高地に戻り、上高地からの帰りは白骨温泉経由で帰っています。

ウェストンの登山の関心の中心の一つは高山に対しての外国人初登頂にあり、それゆえに高山が連なる北アルプスを訪れ、上高地に入ることが多かったと言えるでしょう。



河童橋にて（ウェストン夫妻と嘉門次）
（大正2年、絵はがき、嘉門次小屋蔵）

b 著書全体の記述の特徴と山岳地帯の景観の評価

ウェストンのこの著書の特徴は、登山やそれに伴う旅程を通った地方の描写を淡々と記していることです。観察することが中心であり、大げさな感情表現はありません。しかし、その中で、景観のすばらしさなどに軽く言及していることもあります。例えば、序の中で中部日本の山岳地帯について、「典型的な日本の風景とはほとんど趣を異にした、雄大で野生的な景観を見出した。」と、控えめながら讃えている記述が見られます。それらの記述を通して、ウェストンが讃えたもの、評価した景観がどのようなものであったか、まとめていきます。

最初の点ですが、ウェストンが必ずと言って良いほど記しているのは、高山の頂上からのパノラマです。パノラマの景観を描写していますが、そのすばらしさを讃えています。登頂までは、多くは、地形や標高、地質や植物、岩壁や川の状態についての客観的な記述に努めています。登頂時にはその実感が述べられ、槍ヶ岳でも、赤石岳でも、立山でも、見えているパノラマの描写の中にウェストンの感動が含まれています。

2点目は山腹です。登頂に至るまでの、あるいは下山の時の記述に、視覚以外の感覚が記されています。滝や谷川の水の音であり、鳥の鳴き声、イギリスにはいない蝉の声があります。逆に静けさも描写されています。聴覚による音の景観です。また、ウェストンの好物は苺でした。野生の苺を見つけると、必ずと言って良いほど食べています。味覚です。また、苺はその香りで気付いていますし、また松の香りにもふれています。嗅覚です。更に水の冷たさも述べられています。触覚です。嗅覚と触覚は少ないですが、登山を五感で楽しんでいます。視覚的な景観だけではなく、五感を通した風景が述べられていますし、結果としてその風景の良さが記されていると言えます。

3点目は、美しいなどと記述された魅力的な場所です。本文中には、「美しい」や「絵のように美しい」などの表現が、しばしば記されています。橋場から西の深い谷、木曾谷、伊那市長谷、神坂峠の東の谷間など、深い谷が美しいと表現されています。また、森や滝、寝覚の床の奇岩、高山植物やツツジの花などの自然の美しさが挙げられています。更に、町や集落、橋などの、自然景観と調和した人工物が美しいと述べられています。木曾福島町の町であり、その町中に架かっている橋であり、信州新町から大町に至る途中にある日名集落です。

c 上高地の特徴と評価

以上の点から、もう一度上高地を捉え直してみましよう。まず、頂上からのパノラマですが、上高地には3,000メートル級の山々が並び立っています。眺望の素晴らしい場所が並んでいる状態です。2点目の五感を通した山腹の良さですが、上高地の山々に登はんする時にたどる場所全てにあてはまります。3点目のウェストンが美しいと評価している深い谷間ですが、上高地全体が当てはまると言えます。

このように、ウェストンが評価した景観ですが、上高地での直接的な記述は少ないものの、上高地に当てはまることばかりです。

(ウ) ウェストンが評価した場所と上高地の価値

上高地には、自然の面でも、文化的な面でも、様々な価値があります。日本の近代登山の生みの親の一人でもあるウェストンは、登山のためにしばしば上高地を訪れていました。そのウェストンの評価した場所と価値を、上高地において考察していきます。

まず挙げられる場所は、最初に訪れた際に記述されている徳本峠です。峠からの眺望のすばらしさは、2回目の訪れの時にも記述されています。眺望の良さとともに、上高地の入り口という特徴もあり、なおさらです。

次に挙げられるのは、山頂です。ウェストンは山頂からの360度に視界が広がるパノラマの眺望を絶賛しています。頂に登ったという実感でもあり、証拠でもあります。彼は槍ヶ岳を始め、前穂高岳、焼岳に登頂しています。3回目の来日の時には、更に奥穂高岳や霞沢岳に登頂しています。これらの山々の頂が絶賛という評価がなされています。

登頂のために通ったルートは、山腹である森の中ですが、確定できる場合とできない場合があります。森や苺や溪流などの良さを五感で味わっていると言えますが、特にどの場所が良い、という記述は見当たりませんでした。全体的に優れていると言えるのではないのでしょうか。

上高地は谷です。上高地という谷の景観を評価した記述ですが、徳本峠からの眺望として捉えた穂高などの山々と梓川の景観の素晴らしさの記述がそれに当たります。「美しい」と表現された緑豊かな谷の景観ではなく、荒々しい山岳景観が評価されています。

以上のように、上高地の山岳景観全体が評価されているといえます。そして、徳本峠はその景観を味わえる場所であり、山頂は360度のパノラマだけではなく、足元に広がる谷も見える優れた場所なのです。



「徳本峠ヨリ見タル穂高岳」

(大正後期～昭和初期、絵はがき、市立大町山岳博物館蔵)

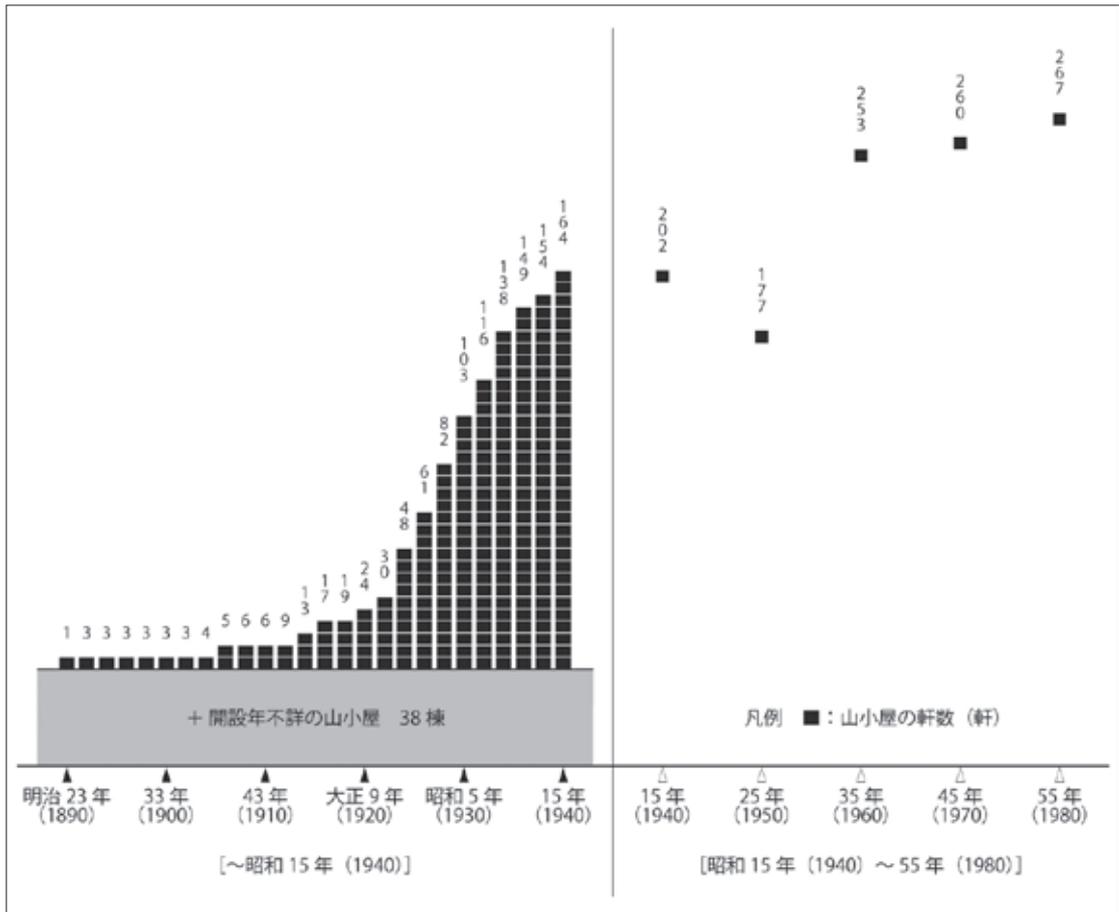
イ 山小屋の成り立ち、歴史と景観

(ア) 近代登山の伝播と山小屋の開設

明治時代、日本に山登りを純粋に楽しむ近代登山が伝播し、普及しました。その大きなきっかけとなったのは、明治27(1894)年に刊行された志賀重昂の著書『日本風景論』に所収されている「登山の気風を興作すべし」であると言われています。ここでは登山技術が解説されたとともに、それまで観察の対象となっていなかった山が詳しく紹介されました。また、先にも紹介しましたが、日本近代登山の父と称されるウォルター・ウェストンの著書『Mountaineering and exploration in the Japanese Alps』で、日本の山の美しさが世界に伝えられたことも大きなきっかけとなったでしょう。こうした山に対する新たな視点の獲得を背景として、明治38(1905)年に日本初の近代

登山のための機関である山岳会（現日本山岳会）が発足しました。

日本山岳会は、昭和5（1930）年から平成元（1989）年までの間、登山者のための登山手帳『山日記』を刊行しました。『山日記』に掲載されている情報の中でも、「山小屋一覧」は、山小屋の歴史を把握するうえで重要です。日本アルプスの山小屋について、「山小屋一覧」に記載されている情報をまとめると、明治時代後期から昭和15（1940）年までの間と昭和25（1950）年から昭和35（1960）年までの間に山小屋の軒数が増加していることがわかります。特に、明治時代後期から昭和15年までの間は著しく増加しており、この時期に山小屋の建築的な基盤が形づくられたと言え、こうした傾向は、上高地にも当てはまります。



日本アルプスの山小屋の開設過程（『山日記』『山小屋一覧』より）

(イ) 山小屋の原形

上高地へ入るためのかつての本道は、島々から徳本峠を経て上高地へと至る登山道でした。この登山道は、徳本峠からの眺望をウェストンが絶賛したことで知られています。ウェストンは、槍ヶ岳や穂高連峰を目指し、明治24（1891）年、明治25（1892）年、明治26（1893）年、大正元（1912）年と大正2（1913）年にこの登山道を歩いており、著書『Mountaineering and exploration in the Japanese Alps（日本アルプス 登山と探検）』、『The playground of the Far East（極東の遊歩道）』、『日本アルプス登攀日記』などには、山行での休泊の様子が記録されています。例えば、明治24年の山行では、農商務省の出シノ沢小屋に宿泊したこと、雨にあって柚小屋に避難したこと、農商務省の徳本小屋に宿泊したことなどが記されています。また、大正元年の山行では、柚小屋の土地にできた岩魚留小屋で休憩したこと、農商務省の徳本小屋で休憩したこと、嘉門次の獵小屋を訪れたことなどが記されています。

ウェストンの山行におけるこれらの休泊場の中で、現在の山小屋と同義のものは岩魚留小屋だけです。それ以外は、どれも近代登山の普及以前から山の中に建てられていた小屋です。ウェストンがこの登山道を歩いた間に、柚小屋の土地に岩魚留小屋ができたように、後に、嘉門次の獵小屋の土地には嘉門次小屋ができ、牛番小屋の土地には明神館ができました。他方、徳本峠小屋のように、新たな土地にも山小屋ができました。その際には、近代登山の普及以前から山を生業の場とした人々の土地勘に基づいて、条件のよい土地が開拓されました。山の厳しい自然の中では、建物を建てることのできる土地が限られ、災害に遭う危険性も高いため、近代登山の普及以前から山の中に建てられていた小屋の土地に山小屋が開設されたことや、近代登山の普及以前から山を生業の場とした人々の土地勘に基づいて山小屋の土地が開拓されたことは、きわめて合理的な過程であったと言えます。

同様の過程は、山小屋の建物にもみることができます。歴史的な建物が残る岩魚留小屋、徳本峠小屋、嘉門次小屋の建設当初の姿は、どれも、梁間2間×桁行3間ほどの広さの、屋内に炉が設けられた1間の建物でした。こうした姿の建物は、山の厳しい自然の中で人が体を休めることのできる、多機能で最小限の空間であったと言えます。柚小屋や獵小屋など、近代登山の普及以前から山の中に建てられていた小屋の記録にもこうした姿の建物がみられることから、近代登山の普及以前から山の中で育まれてきた建築の文化をもとに山小屋が建てられた、という山小屋の建設過程に関する一つの具体像が復原されます。

(ウ) 山小屋の建設と維持

山小屋の建設は、近代登山の普及を目的とした総合的な構想を伴って、登山道の開削などと一体的に進められました。その結果、上高地には、中房温泉と上高地温泉という二つの温泉を主な登山基地として、槍ヶ岳や穂高連峰などの名立たる山々を周遊することのできる登山道が整備され、その要衝には山小屋が建設されました。また、大正4（1915）年に中房温泉に最寄りの有明駅（信濃鉄道：現JR大糸線）が、大正11（1922）年に上高地温泉に最寄りの島々駅（筑摩鉄道：現松本電鉄）が開設さ

れると、上高地の登山基地や登山道は、都市と連結されることとなりました。これによって、登山者の数がより一層増加したことは想像に難くありません。

登山者の数が増加すると、山小屋の数も増え、規模も拡大されました。上高地の山小屋の場合、建物は木造で、その建設と規模の拡大は、概ね昭和40（1965）年頃までに行われました。現在のように、山小屋の木材



徳本峠小屋

がヘリコプターによって運ばれるようになったのも昭和40年頃ですから、それ以前は人力によって木材が運ばれたこととなります。これを担ったのが、歩荷^{ぽっか}とよばれる物資運搬を専門とした職人です。力量のある歩荷は、体重の倍ほどの物資を背負ったといい、木材を運搬する際には、背負いやすいように長さの基準を10尺ほどとし、長いものでも15尺ほどまでとしたと言います。こうした証言が示すように、上高地の山小屋には、比較的短い木材を合理的に組み上げた建物の事例を確認することができます。

また、山小屋が建設された後には、建物の維持が問題となります。とりわけ、冬期の雪氷被害にどのように備えるかという点は、どの山小屋にとっても大きな問題となります。こうした問題に対し、雪氷被害を最小限に抑えるために、地形に擬態して建物の形態を計画した事例や、冬囲いとよばれる仮設の囲いや柱を設置し、毎年の雪氷被害の状況を踏まえて継続的かつ発展的に改良してきた事例を確認することができます。

このように建設、維持されてきた山小屋は、山の厳しい自然の中に建つ建築の絶え間ない成長の軌跡を伝えているとともに、周囲の圧倒的な自然と一体となって、山と人の相互作用を伝える文化的な景観を形成しています。昭和6（1931）年に国立公園



周辺風景と調和する山小屋（ヒュッテ西岳）

法が施行された当時、自然の風景地の保護と利用という相反する方向性について議論が起きました。この議論に対する一つの解答として、自然の風景地に調和する建築意匠が山小屋を事例に模索された歴史があり、この歴史の中に上高地の山小屋も数多く登場します。上高地の文化的な景観の美しさは、こうした模索の蓄積の上に現われたものです。

ウ 山岳ガイドの系譜

明治・大正時代、上高地から槍・穂高連峰などを目指す近代登山者たちの山岳ガイド役を務め、「上高地の主」として慕われたのが安曇村島々（現松本市安曇）の上條嘉門次（弘化4（1847）年～大正6（1917）年）です。山案内人としての嘉門次は「冷静沈着」、「剛胆親切」、「頑固一徹」、などと一様に評され、登山者からの信用は厚いものでした。山案内人として高い評価を得た嘉門次ですが、本来の姿は、山の幸を得て暮らす



ウェストン(右端)を案内する上條嘉門次(左端)
中央は根本清蔵、フランシス・エミリー・ウェストン撮影
(大正2年、坊主の岩小屋前にて、上條輝夫氏提供)

猟師・釣師でした。嘉門次は上高地の明神池畔に建てた小屋を拠点にして、夏は梓川や明神池でイワナを釣り、秋から冬にかけては鉄砲を担いで犬たちを従え周辺の山々へ入ってクマやカモシカを撃って過ごしました。釣りと猟の腕は抜群であったといい、上高地で釣竿を立てた嘉門次の姿と猟に関する様々な逸話は上高地を訪れた人々の多くが記すところでした。

こうして1年のほとんどを上高地で暮らす生活を重ね、周辺の山々の地形・地理に精通していたため、登山者の山岳ガイド役が務まったのです。嘉門次が登山者を山に案内した回数は主に晩年の10年間を中心に20回程度であったにもかかわらず、山案内人としての嘉門次像を強く印象付けたのがイギリス人宣教師ウォルター・ウェストンの著書です。

嘉門次の長男である上條嘉代吉(明治4(1871)年~大正8(1919)年)や、嘉代吉の三男で嘉門次の孫にあたる上條孫人(明治43(1910)年~昭和51(1976)年)、更に、猟師として嘉門次に師事した細江村数河(現岐阜県飛騨市)出身の大井庄吉(明治12(1879)年~昭和19(1944)年)や上宝村中尾(現岐阜県高山市奥飛騨温泉郷中尾)出身の内野常次郎(明治17(1884)年~昭和24(1949)年)も山案内を行いました。また、嘉門次と同時代を生き、上高地周辺で近代登山者たちの山岳ガイド役を務めた人物としてほかに名が通るところでは、自身の名が冠された登山道「喜作新道」で知られる小林喜作(明治8(1875)年~大正12(1923)年)が挙げられます。西穂高村牧(現安曇野市穂高)に生まれた喜作も登山者に請われれば猟や山仕事の合間に山を案内したりもしましたが、嘉門次同様、北アルプスを生活の場とし、上高地周辺山域の地理・地形に通じた猟師でした。

大正時代に入るまでは十分な地形図や山の案内書はなく、北アルプスにおける登山といえば夏山中心で、道筋を探しながらの探検的な登山が主でした。そのため、当時の登山では山を案内する者の同行が不可欠でした。この頃、登山者を案内したり登山の助言をしたりしたのは、山の地理に精通し、山中での暮らしに熟練した地元の猟師・釣師や樵などの「山人」と呼ばれる山の幸を得て生活の糧としていた人たちが中心でした。嘉門次や喜作ら山人が持ち合わせていた狩猟などの技術は、彼らが生まれ育った山の集落に何世代にもわたって綿々と継承された山の知恵によるところが大きかったと言えます。そうした山の知恵は彼らから次世代へも引き継がれ、後に組織的な体制を整えていった近代登山における山案内人たちにも大きな影響を与えたと考えられます。こうした流れには山岳ガイドの系譜と呼べる一連のつながりが現れてきます。実際に、初期の山案内人の中には、山人と共に山を歩くことで初めて山を覚えたという人々



登山者を案内する小林喜作(左)
(小林貢氏提供)

が多くいました。

国内の近代登山黎明期において、近代登山者と山岳ガイド役を務めた山人とが会うことになった場所の一つが上高地でした。そして、両者の邂逅以降、上高地を起点として槍・穂高連峰周辺山域での探検的登山や縦走登山が次々に行われ、近代登山はその幕開けから隆盛へと発展を遂げていきました。

エ 登山道の開発

明治末・大正期、北アルプスでは探検的登山と縦走登山が行われるようになりました。この頃、国内の近代登山を取り巻く環境も整い始めました。鉄道の整備、地形図の発行、山小屋の開業、山案内人組合の発足、学校集団登山の普及、学生山岳部や社会人山岳会といった各種山岳団体の設立などがあいまって、いわゆる大正登山ブームを迎えました。大正時代、登山愛好者の増加につれて山小屋の開業も進められたことで、登山者の数は更に増えていきました。北アルプス稜線付近の人気ルート上には大正5（1916）年前後から、登山者の増加を反映して次々と近代登山者向けの営業小屋が建てられるようになりました。こうした山小屋によって登山がより快適になるとともに、安全面でも大きな役割を果たすようになりました。



喜作新道がある槍ヶ岳東鎌尾根
(ヒュッテ西岳付近より)

この時代、山小屋の建設とともに登山道の整備も進みました。上高地周辺の山域では、今日「北アルプス表銀座」などと呼ばれる縦走路の一部、大天井岳から西岳を経て東鎌尾根から槍ヶ岳へ至るルート「喜作新道」が大正時代に拓かれました。この新道の完成によって燕岳から槍ヶ岳までの縦走コースの距離が短縮され、登山行程が少なくなり、登山者の大きな助けとなりました。この新道は、もとあった猟師たちが通る獣道程度の稜線付

近の道筋を、ハイマツを切り払ったり岩を砕いたりして拡幅・整備したものでした。その開削作業を担ったのは、猟師、小林喜作でした。明治末期から登山者の案内や山小屋の開業にも協力していた喜作は、大正9（1920）年、中房温泉経営者である百瀬亥三松・彦一郎親子の出資のもと、喜作新道の開削工事を一応完了させ、翌大正10（1921）年に本格的に完成させました。この新道開削工事には喜作の長男・一男のほか、牧などの住人20名前後が携わっていました。そして同年、牧の大工らとともに殺生小屋（現殺生ヒュッテ）を新道の終点付近に当たる槍ヶ岳直下に建設し、大正11（1922）年に小屋を開業させました。新道開削や営業小屋新設の工事作業を喜作が中心的に担ったことで、後に自身の名が登山道に冠されることになりましたが、一連の開発事業は、出資者である中房温泉の百瀬家による北アルプス南部の山岳



開設当時の殺生小屋
(大正末期頃、小林貢氏提供)

観光化構想の一部であったことが近年の調査研究から明らかにされています。

その後も、上高地周辺の山域には旧来の登山道とは別に新しい登山道が拓かれるようになっていきました。例えば、徳本峠から大滝山へ至る登山道「中村新道」は、昭和16（1941）年頃に松本市出身の中村喜代三郎によって拓かれた山小屋管理用ルートがもとになっています。また、上宝村神坂蒲田温泉（現岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂）出身の今田重太郎が昭和26（1951）年に完成させた「重太郎新道」は、岳沢小屋から前穂高岳までの直登ルートです。

明治時代以降の国内の近代登山において、新しく整備されたこうした登山道は、猟師・釣師や樵、修験者や登拝者などが奥山へ通った狩猟・漁労・採集や信仰を目的とした近世以前からの徒歩道とは異なる道でした。それらは近代登山者が山頂へ登るために拓かれた登頂ルートや縦走ルートであったり、近代登山者向けの営業小屋への短縮ルートとして拓かれた道や、荷上げ・荷継ぎ用のルートとして拓かれた道であったりしました。こうした登山道の開発は、現在の上高地周辺山域における登山ルートのバリエーションの豊富さにつながり、槍・穂高連峰周辺の山々を登山愛好者に人気のエリアへと押し上げたと同時に、登山の安全と利便さに大いに寄与し、国内の近代登山をいっそう振興させる一つの要因となりました。

(4) 文人墨客の来訪

近代登山の幕開けとともに登山基地となった上高地は、焼岳の噴火による大正池の出現等により、風光明媚な観光地としても脚光を浴びるようになりました。このような中、大正期に入ると上高地を訪れる文人墨客が目立つようになり、上高地は芸術作品の舞台として、近現代文学や近現代絵画等の芸術面でも大きな役割を果たすようになりました。以下、上高地がどのように書かれ、詠われ、描かれてきたか、上高地を訪れた主な文人墨客とその作品を紹介します。

ア 小説

(ア) 芥川龍之介と『河童』

龍之介が上高地を訪れたのは、明治42（1909）年8月です。当時旧制府立第三中（現両国高校）の生徒であった龍之介は、小島烏水の『鎗ヶ嶽探険記』等の書籍に刺激されて、夏休みに友人と槍ヶ岳に登っています。この時の上高地の景観は強く印象に残り、後年、夏の旅行地の感想を求められたアンケート（雑誌「新潮」大正7年8月号）で、「信濃の上河内が今まで夏行つた土地では一番気に入つてゐます。」と答えています。

昭和2（1927）年に発表された芥川龍之介の小説『河童』は、上高地が舞台となっており、精神病院の入院患者が河童の国へ行った経験を語るという内容です。主人公の「僕」は、穂高を目指して梓川を遡るうちに河童に出会います。捕まえようと熊笹の中を夢中で追いかけ、背中にさわったと思った瞬間、深い闇の中へ真逆さまに転げ落ちてしまいます。気がつくとそこは河童の国でした。この転落場面には、「僕は「あつ」と思ふ拍子にあの上高地の温泉宿の側に「河童橋」と云ふ橋があるのを思ひ出しました。」（芥川龍之介全集第14巻）という記述があり、かつて河童橋（当時は吊り橋で

はなく^{はね}芻橋)を渡った体験をもとに、梓川上流に河童の国を設定していることがわかります。転落後は、話の場面が地底の河童の国へと移り、「僕」の滞在の経験が語られますが、河童の世界を使って、近代社会、芸術、思想などを批判する展開となっており、諷刺文学の傑作とされています。

(イ) ^{いのうえ やすし}井上靖と『氷壁』

井上靖の小説『氷壁』は、昭和30(1955)年1月2日、前穂高岳で起きた「ナイロン・ザイル事件」をヒントに書かれた作品です。主人公魚津は、親友の小坂と冬の前穂高岳東壁に挑戦します。しかし、切れないといわれていた2人を結んだナイロン・ザイルが切れ、小坂は墜落死します。魚津は、切断について様々な臆測が飛ぶ中で、小坂の死の真相をつきとめようとします。そんな中、魚津は、小坂の恋人で人妻の美那子に惹かれていきますが、小坂の妹かおるのプロポーズを受けて結婚を決意します。そして、美那子の幻影を払い捨てるため滝谷の難壁を登り、かおるが待つ徳沢小屋(現徳澤園)に向かおうとしますが、落石で命を失います。このように『氷壁』は、社会的な話題性をもったドラマチックな長編小説で、文芸性も高く、井上靖はこの小説で、第15回の芸術院賞を受賞しています。



徳澤園を訪れた井上靖(中央)
(昭和53年、徳澤園提供)

昭和31(1956)年9月、井上靖は友人に誘われて涸沢小屋へ月見に出かけ、これがきっかけで朝日新聞に『氷壁』を連載することになります。執筆が始まると何回か上高地へ足を運び、重要な舞台となった徳沢小屋を訪れ、穂高に登っており、この体験が小説にあふれる臨場感につながっていると言われています。小説の中には、「大正池の水は少し^か涸れた感じで、水中に何十本かの枯木を立てたまま、^{こじわ}小皺ひとつ見せないで静まり返っていた。」(井上靖全集第11巻)などと上高地を描写しています。

(ウ) ^{きたもりお}北杜夫と上高地

昭和20(1945)年に松本高等学校に入学した北杜夫は、この年の7月に西穂高岳に登っていますが、このとき足を踏み入れた上高地の印象を、小説『母の影』に次のように記しています。「一つの高い崖を右方にまわると、だしぬけに眼前が展けた。そして、写真でだけ見知っている茶褐色の岩だらけの焼岳が現われ、その横手に残雪も^{まだ}斑らの穂高連峰が予想を越えて美々しく続いているのが目に映ってきた。そのときの感動を何と現わしたらよいものだろう。微妙に残雪と岩場が交錯するその山容は、およそこの世ならぬものとして私の目に映じた。日本の風景でないように思えた。」また、初期の代表作『幽霊』には、上高



北杜夫 西穂高岳にて
(昭和20年、斎藤喜美子氏蔵)

地での体験が随所に詩情豊かに表現されています。

なお、エッセイではありますが、『どくとるマンボウ昆虫記』にも、上高地の美しい景色とともに植物や蝶の様子が登場します。

上高地を愛した北杜夫は、生涯にわたり上高地を訪れています。亡くなる前年にも家族で訪れ、エッセイ集『マンボウ最後の家族旅行』には「上高地は私のもっとも好きな土地だ」と記しています。青春時代の記録『どくとるマンボウ青春記』には、松本高等学校時代に神経衰弱になったとき、穂高を見たなら、鬱々たる心情も回復するであろう、と徳本峠を越えて徳沢小屋に下る場面が登場し、上高地の大自然が、ベストセラー作家北杜夫の支えになっていたことがうかがわれます。

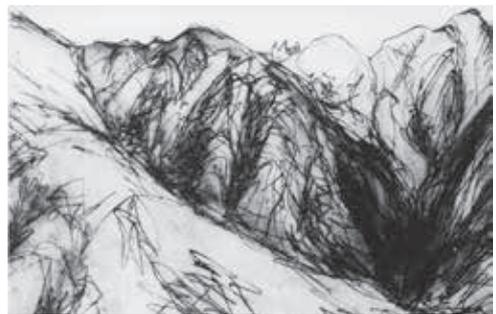
(I) 上高地が登場する小説

山岳小説の巨匠といわれる新田次郎は、江戸時代に槍ヶ岳に登った播隆上人の生き様を描いた『槍ヶ岳開山』を始め、『栄光の岩壁』、『孤高の人』、『怪獣』など、上高地が登場する多くの作品を残しています。そのほか佐藤春夫の『小説智恵子抄』、辻邦生の『雪崩のくる日』、山本茂実の『喜作新道』など、上高地が登場する小説は多数刊行されています。

イ 詩歌

(ア) 高村光太郎と智恵子

大正2（1913）年の夏、高村光太郎は、展覧会に出品する絵画作品を制作するため上高地に滞在しましたが、そこに長沼智恵子がやってきます。光太郎は「智恵子の半生」に次のように書いています。「九月に入ってから彼女が画の道具を持って私を訪ねて来た。その知らせをうけた日、私は徳本峠を越えて岩魚止まで彼女を迎へに行つた。彼女は案内者に荷物を任せて身軽に登つて来た。山の人もその健脚に驚いてゐた。私は又徳本峠を一緒に越えて彼女を清水屋に案内した。上高地の風光に接した彼女の喜は実に大きかつた。（後略）」この頃、2人は互いに特別な存在として意識し合い、共に芸術の道を歩もうとしていました。そして、上高地で写生に歩き回らる中で愛を確かめ合い、婚約しています。この年作った詩に「山」があります。「山の重さが私を攻め困んだ 私は大地のそそり立つ力をこころに握りしめて 山に向つた」で始まる全文29行の作品は、上高地で山と対峙することで生まれました。また、その後も、智恵子と過ごした上高地での出来事を思い出しながら、「ああ、あなたがそんなにおびえるのは 今のあれを見たのですね。」で始まる詩「狂奔する牛」（大正14年）や「水墨の横ものを描きをへて その乾くのを待ちながら立つてみて居る 上高地から見た前穂高の岩の幔幕」で始まる詩「或る日の記」（昭和13年）など、上高地を詠った作品を残しています。



高村光太郎が描いた上高地のスケッチ
(窪田空穂記念館提供)

(イ) 尾崎喜八とウェストン祭

詩人尾崎喜八は、毎年のようにウェストン祭に参加し、上高地の自然を楽しみました。小鳥が好きだった尾崎喜八は、その歌声に聞き惚れ、「山側の暗い林からは、早くも黄ビタキ、ルリビタキ、エゾムシクイなどの小鳥の囀りが、或いは水の滴のように、或いは小さい鈴を振るように聴こえて来た。あたりに響くその結晶のような澄んだ声にも、すべて色や匂いがあるように思われた。」(『尾崎喜八詩文集8』「いたるところの歌」)のように記しています。当日は、祭りの始まる前に即席の詩を作り、ウェストンの碑の前で自ら朗読するのが通例でした。ウェストン生誕100年に当たる第15回の祭りには、「私たち山を愛するともがら、今年もまたこの神河内の谷に入って来て、今日、六月四日、午前十時、あなたの碑の前に集まっています。(後略)」と、ウェストンに呼びかける形で朗読しています。また、詩帖には「玉のような時間(上高地にて)」と題する次のような詩が残されています。「原始林の中のこの片隅が そのまま一幅の小さい画であり、一篇の歌であることを認めよう。(後略)」(『尾崎喜八詩文集3』)。なお、昭和37(1962)年に上高地に建てられた山岳遭難者慰霊碑「山に祈る塔」には、尾崎喜八の「流転の世界 必滅の人生に 成敗はともあれ 人が傾けて 悔いることなき その純粋な 愛と意欲の美しさ」という命を落とした登山者への愛の言葉が刻まれています。

(ウ) 窪田空穂と日本アルプス

東筑摩郡和田村(現松本市和田)出身の歌人窪田空穂は、大正2(1913)年に島々から徳本峠を越えて上高地に入り、槍ヶ岳への登高を試み、焼岳に登りました。宿の上高地温泉場(清水屋)では、ウェストン、高村光太郎らと泊まりあわせました。このとき光太郎らと談笑していると、「もしもし」という訛りのある声に驚かされます。これがウェストンとの出会いでした。空穂は随筆『日本アルプスへ』の中で、「それは隣室にあるウェストンといふ外国宣教師の声であることが分つた。その人は、夫人が病気をして寝てゐるが、我々の話し声で眠ることができない、遠慮をしてくれ、と要求するのであつた。」と記しています。その後、上高地を去る日には、岩魚留で光太郎を追ってきた長沼智恵子に会っています。2度目に上高地を訪れたのは大正11(1922)年で、烏帽子岳から裏銀座を縦走して槍ヶ岳の頂上を極め、上高地へ下っています。この2回にわたる山行は、160首を超える短歌となり、歌集『濁れる川』、『鳥声集』、『鏡葉』に収められ、近代短歌の山岳詠における秀でた作品として高く評価されています。以下、『濁れる川』に載る3首です。

放牧の駒ども人のわれら見てなつかしげにも近寄り来るも
ものすべて荒き谷かも上高地ものすべての清らなるかな
この池の岩魚とりてはくらすてふ嘉門次の爺や神さびぬらし

(『窪田空穂全歌集』より)



茨木猪之吉が描いた似顔絵

上段：左から茨木猪之吉、窪田空穂、谷村三郎

下段：左から真山孝治、高村光太郎

(大正2年、『日本アルプスへ』窪田空穂著より)

(I) 上高地を詠んだ歌人

以下、上高地を訪れた我が国を代表する歌人とその作品2首ずつを紹介します。

a 島木赤彦

諏訪郡上諏訪村（現諏訪市）出身で、「アララギ」発展の基礎をつくった島木赤彦は、東筑摩郡広丘尋常高等小学校の校長として赴任した明治42（1909）年の夏、職員と上高地を訪れました。この時の作品「上高地温泉」は、赤彦の第一歌集『馬鈴薯の花』の巻頭を飾っています。

森深く鳥鳴きやみてたそがるる木の間の水のほの明りかも
久方の朝あけの底に白雲の青嶺の眠り未だこもれり

（『島木赤彦全歌集』より）

b 若山牧水

旅を愛し、全国各地を旅して多くの自然詠を残した若山牧水は、大正10（1921）年10月15日、滞在した白骨温泉から上高地に入りました。歌集『山桜の歌』には、「上高地附近のながめ優れたるは全く思ひのほかなりき、山を仰ぎ空を仰ぎ森を望み溪を眺め涙端なく下る。」という詞書がある「上高地付近」という作品を残しています。

山七重わけ登り来て斯くばかりゆたけき川を見むとおもひきや（梓川）
たち向ふ穂高が嶽に夕日さし湧きのぼる雲はいゆきかへらふ

（『若山牧水全歌集』より）

c 太田水穂

東筑摩郡原新田村（現塩尻市広丘原新田）出身で、歌誌「潮音」を創刊主宰した太田水穂は、大正13（1924）年6月2日浅間温泉で幸田露伴と会い、翌日、馬を借りて徳本峠を越えて上高地を訪れました。この時に詠んだ「上高地」という作品は、歌集『冬菜』に収められています。

のぼりきてまなこに向ふ穂高嶽こゑなきものの寂しさを見し
この谷をかきうづめたる雲霧の裾べに冷えて水の素青さ（大正池）

（『太田水穂全歌集』より）

d 釈迢空（本名 折口信夫）

歌人であり民俗学者でもある釈迢空は、大正15（1926）年10月、徳本峠を越えて上高地に入りました。このときの作品は「上河内」と題して、歌集『春のことぶれ』に収められています。なお、上高地への途次に詠んだ「をとめ子の心 さびしも。清き瀬に 身はながれつゝ、人恋ひにけむ」が島々谷に歌碑となっています。これは、飛騨から落ちのびた松倉城主三木秀綱の奥方が、この地で杣人に殺



釈迢空歌碑

されたという悲話によるものです。

山中に わが見る夢の あとなさよ。覚めて思ふも、かそけかりけり
山晴れて 寒さ するとくなりにけり。膝をたゝけば、身にしみにけり

(『折口信夫全集24』より)

e 齋藤茂吉

「アララギ」の発展に大きく貢献し、昭和26(1951)年に文化勲章を受章した齋藤茂吉は、昭和8(1933)年10月上高地に遊びました。この時の作は歌集『白桃』に、「高山国吟行」七部作の「四、上高地」として収められています。

しづまりし色を保ちて冬に入る穂高の山をけふ見つるかも
この谷をうづめて生ひし山菅はひといろにして枯れ伏しにけり

(『齋藤茂吉全歌集』より)

f 与謝野晶子

「明星」の中心歌人として活躍した与謝野晶子は、昭和11(1936)年8月上高地を訪れました。この時の作品は、遺稿歌集『白桜集』に「中部山岳抄」として収められています。下記の2首目には、亡き夫鉄幹を慕う心情があふれています。

穂高嶺と白樺ばやし百鳥がそのあひだにて朝をさへづる
白樺のはやしの中はなほ君と遊べる旅にあるここちする

(『定本 與謝野晶子全集第7巻』より)

(オ) 上高地を詠んだ俳人

以下、上高地を訪れた我が国を代表する俳人とその作品2句ずつを紹介します。

a 高浜虚子

俳句の革新運動を進めた正岡子規に師事した高浜虚子は、子規派の俳誌「ホトトギス」を継承し、近代俳句の中心的存在として活躍しました。昭和6(1931)年に上高地を訪れ、焼岳を詠んでいます。

飛驒の生れ名はとうといふほととぎす
火の山の裾に夏帽振る別れ

(『定本 高浜虚子全集』句集「五百句」より)

b 水原秋桜子

「ホトトギス」に新風を起こし、俳誌「馬酔木」を主宰した水原秋桜子は、山岳俳句にも新しい世界をひらきました。昭和5(1930)年刊行の句集『葛飾』に「上高地」を発表し、以後も度々上高地を訪れ、その自然を詠んでいます。

白樺を幽かに霧のゆく音か (『水原秋桜子全集第1巻』句集「新樹」より)
立ちめぐり白樺声す秋の雨 (『水原秋桜子全集第4巻』句集「玄魚」より)

c 加藤楸邨

俳誌「寒雷」を主宰した加藤楸邨は、人間の生きる姿を探求し、内面の動きを俳句に表現して、「人間探求派」の俳人と呼ばれました。上高地を訪れたときの作品4句が、昭和6（1931）年に刊行された句集「寒雷」に収められています。

キャンプの火あがれる空の穂高岳
峡の温泉は白樺を焚く火をあげぬ

（『加藤楸邨句集』 句集「寒雷」より）

d 飯田蛇笏

山梨県出身で、「ホトトギス」で活躍した飯田蛇笏は、東京で学びましたが帰郷し、山梨の自然の中で数々の秀句を生み出し、俳誌「雲母」を主宰しました。蛇笏の功績をたたえ「蛇笏賞」が創設されました。昭和14（1939）年に上高地を訪れました。

山梨熟れ穂高雪溪眉の上

こゝにして我鬼を偲べば秋螢（河童橋の前書きあり、「我鬼」は芥川龍之介の俳名）

（『飯田蛇笏集成第2巻』 句集「山響集」より）

(5) 上高地を描いた画家と作品

上高地は日本の山岳景観を代表する名勝地であり、今も昔も、その美しい風景を描きたいと多くの画家たちが訪れます。しかし交通事情の不便だった時代に、画材を携えて上高地や日本アルプスに登って制作するのはかなりの困難が伴いました。

絵を描くために画家が山に分け入ったのは、明治29（1896）年夏に丸山晚霞と吉田博が、晚霞の生家である長野県小県郡祢津村（現東御市祢津）から松本を経て安房峠を越え、飛騨高山まで写生旅行をしたのが最初と言われています。この時2人は島々から梓川の溪谷沿いに入り、白骨温泉を経由して平湯に出たというから、上高地は訪れていません。

その後徐々に画家が山に入るようになりますが、これは水彩画の普及と関連しています。明治34（1901）年に大下藤次郎が水彩画の入門書『水彩画の栞』を出版するとベストセラーになり、明治38（1905）年にやはり大下が「みづゑ」を創刊します。こうして明治末期から大正期にかけて水彩画が流行しますが、水彩の画材は装備の手軽さから山行に携行されるようになり、画家の山行を後押ししました。前述の丸山晚霞と吉田博もまた、当時から盛んに水彩画を描いていた画家です。

石井鶴三は、明治42（1909）年に蓮華岳、針ノ木岳、爺ヶ岳、鹿島槍を縦走していますが、この時吉田博と出会っています。吉田は12号と8号のキャンバスを携行していたというから油彩の画材を持ち込んでいます。鶴三は翌年には烏帽子岳から水晶岳、三俣蓮華岳、双六岳を経て槍ヶ岳まで縦走しましたが、この山行は山本鼎が一緒でした。

彫刻家の高村光太郎が大正2（1913）年8月から10月にかけて上高地に滞在し、智恵子も訪れたことは、よく知られています。

当時の全国規模の公募展に出品された上高地関連の作品についてみてみましょう。

明治40（1907）年に開催された第1回文展（文部省美術展覧会、日展の前身）に、大下藤次郎が「穂高山の麓」を出品しています。大下は同年7月に上高地に一週間近く滞在

して制作したことを紀行文に書いているので、この時の一作であると思われます。

以下、作品名から上高地に関連したと考えられる作品を挙げると、中川八郎「日本アルプス」(大正3年、第8回文展)、「上高地の夏」(大正5年、第10回年文展)、片多徳郎「上高地雲景」(大正8年、第6回日本美術院展)、石井鶴三「穂高岳」、「山上の池」(大正14年、第3回春陽会展)、小林和作「上高地風景」(昭和2年、第5回春陽会展)、足立源一郎「焼岳」、



大下藤次郎「穂高山の麓」(東京国立近代美術館蔵)

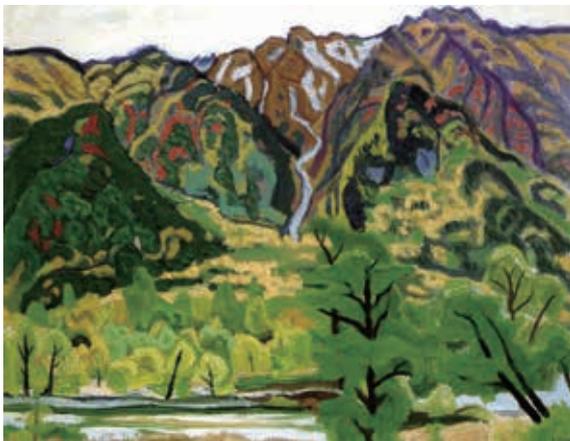
「穂高岳残雪」、「上高地初秋」、「小梨平初夏」、「上高地初夏」、「五月雨る、穂高」(昭和5年、第8回春陽会展)、山口進「鎗ヶ岳連峰」、「上高地大正池」(木版画、昭和6年、第9回春陽会展)、中沢弘光「上高地より焼岳を見る」(昭和8年、第20回光風会展)、児島善三郎「曇る上高地(徳本峠)」(昭和8年、第3回独立美術展)などが確認できます。

地元では松本市梓川出身の宮坂勝が、フランスから帰国した直後の昭和2(1927)年に上高地を訪れて制作しています。その後も宮坂は、第4回1930年協会展(昭和4年)に「キャンプ」、「上高地林道」、第5回同展(昭和5年)に「槍ヶ岳遠望」、第9回国画会展(昭和9年)に「上高地風景」を出品しています。

1930年代から1940年代には、多くの画家がアルプスを訪れるようになります。戦時中、表現の自由が奪われ、軍部による美術統制を受けるようになった画家たちは、画室を出て山に向かいました。更に敗戦後は、戦争画を描いた画家たちが戦争責任を逃れるように山に入り山岳画を描いています。

昭和11(1936)年には日本山岳画会が創立されました。創立会員は、足立源一郎、中村清太郎、茨木猪之吉、石井鶴三、石川滋彦、小菅徳二、丸山晚霞、染木煦、武井真澄(真徴)、吉田博、末光績、内野猛の12名であり、小島烏水と藤木九三が顧問となりました。

現在の諏訪市に生まれた武井真澄(真徴)は、松本中学(現松本深志高校)に学び、東京美術学校(現東京芸術大学)鑄金科を卒業しました。その後、松本中学の図画教師となり、明治33(1900)年から15年間同校に勤めています。日本山岳会会員でもあり、同会



安井曾太郎「秋の霞沢岳」
(長野県信濃美術館蔵)

の初期の会章は武井の図案によります。

茨木猪之吉は昭和17(1942)年12月雪の上高地に赴き、戦時下の金属供出により破壊隠滅の危機にあったウェストンレリーフの取り外しと保管に携わりますが、昭和19(1944)年10月に穂高岳白出沢で行方不明となります。

この時期に上高地に深く関わった画家としては安井曾太郎がいます。安井は昭和13(1938)年から16年にかけてたびたび上高地を訪れ、名作「霞沢岳」「焼岳」など

を制作しました。安井は一水会の創立会員であり、安井を慕う一水会の画家たちが、それ以降上高地を訪れるようになりました。その中でも加藤水城は上高地に入り浸り、四季を通じて風景を描いています。

北アルプス周辺の山小屋でしばしば目に触れるのは畦地梅太郎の木版画です。

赤沼淳夫氏は、昭和32（1957）年に田淵行男と一緒に涸沢ヒュッテを訪れた際、食堂に飾られていた一つ目の山男が描かれた手拭いを見て強烈な印象を受けます。赤沼氏はその作者が畦地であることを知ると親しく付き合いようになり、経営する山小屋に畦地の版画を飾り、さらにラベル、マッチ、ペナント、暖簾など山小屋の各種デザインを依頼しました。そうしたことから上高地や周辺の北アルプスを訪れる登山者の眼にふれるようになっていきました。



畦地は素朴な視点で自然を抽象化し、また純朴な山男像を描きます。そうした造形は、山岳景観や登山のイメージを象徴的に表現するところとなり、上高地や北アルプスを訪れる人々に愛されています。

畦地梅太郎「圏谷に立つ山男」
(あとりえ・う蔵)

(6) 上高地を題材とした音楽

上高地の春は、アルプホルンのファンファーレで幕を開けます。上高地には音楽が似合います。自然に囲まれた上高地では、かつては上高地音楽祭や涸沢音楽祭が回を重ねてきました。平成11（1999）年の上高地音楽祭では、浅春の上高地を題材としたダークダックスの「上高地の春」がうたわれました。

また、上高地の景勝は、たくさんの歌にうたわれてきました。安曇平で広くうたわれている「安曇節」にも、「槍を下れば 梓の谷に 宮居涼しき 神垣内（かみこうち）」とうたわれています。この「安曇節」は、松川村の医師・榛葉太生が、仕事唄や盆踊り唄などが次第にうたわれなくなったことを嘆き、大正12（1923）年の夏に、こうした唄を採集して新しくまとめあげたものです。歌詞を広く地域から募ったため、今ではその数が増え、安曇節の歌詞は松川村教育委員会に保存されているものだけでも5万首を超えます。

旧安曇村（現松本市安曇）では、平成2（1990）年のふるさと創生事業で、文化の創造として「郷土の歌づくり」を行い、村歌「ふるさとは輝いている」、「安曇村音頭」、「上高地旅情」の3曲を作りました。「安曇村音頭」は、安曇節とともに盆踊りの中心となっています。

地元の大野川小・中学校の校歌にも「焼岳さては上高地 梓の水もはてしない さあこの広さ豊かさを 常に理想と誇らしく 宇宙の世紀ひらけみな 大野川お、安曇大野川」とうたわれています。松本市の小中学校でも、特別名勝上高地の構成要素となる象徴的な山々をうたった校歌は多く、槍ヶ岳や穂高連峰をうたった校歌は8曲あり、北アルプスの峰々にまで広げると32校と半数以上にのぼります。

山を愛する人たちも、上高地をうたっています。まず触れなければならないのが、旧制高等学校や大学の山岳部の学生らによって作られた部歌などです。中でも、最も人口に膾炙し

たのが「アルプス一万尺」ではないでしょうか。

「アルプス一万尺 小槍の上で アルペン踊りを さあ踊りましょ」というフレーズは、多くの人が口ずさんだことがあると思います。ほかに「お花畑で 昼寝をすれば 蝶々が飛んできて キスをする」、「槍や穂高は かくれて見えぬ 見えぬあたりが 槍穂高」、「名残つきない 大正池 またも見返す 穂高岳」といったところが、上高地をうたったものでしょうか。そして、この「アルプス一万尺」と先の「安曇節」には、同じ歌詞が見えます。「岩魚釣る子に 山路を聞けば 雲のかなたを 竿で指す」と「ザイル担いで 穂高の山へ 明日は男の 度胸試し」の2節は全く同じで、締めくくりの「まめで逢いましょ また来年も 山で桜の 咲く頃に」は、「安曇節」の「まめで逢いましょ また来る年の 踊る輪の中 月の世に」とよく似ています。「アルプス一万尺」は、「安曇節」の歌詞をうまくうたいこんでいるのです。

「アルプス一万尺」の歌詞は、現在29番まで知られているようですが、このすべてが同時期にできたのではないようです。もともとが、外国のメロディーに歌詞を付けたもので、言ってみれば替え歌のようなものです。安曇節が5万首と言われるように、どんどん増えていったことは想像に難くありません。その中で、「安曇節」との融合があったのではないのでしょうか。

「アルプス一万尺」は、アメリカ民謡の「ヤンキードゥードゥル」という曲に、京都大学、あるいはその前身である第三高等学校山岳部の学生が詩を付けたのではないかとされています。それは、「雪山賛歌」が、京都帝国大学山岳部の西堀栄三郎らが、アメリカ民謡の「いとしのクレメンタイン」のメロディーに歌詞を付けたという成立とよく似ているからです。「雪山賛歌」は、以後第三高等学校山岳部の部歌として歌い継がれ、昭和33（1958）年にダークダックスがうたってヒットしました。クレメンタインは、外人教師が三高の英語の時間に教えてくれたのだといえます。このように、山の歌には大学山岳部が大きく影響しています。

「アルプス一万尺」のように、特別名勝上高地の構成要素をうたった歌は、「蝶ヶ岳賛歌」、「北穂小唄」、「夏山のうた」、「信濃恋唄」、「夏山恋歌」、「冬山に眠るあいつ」、「前穂高絶唱」、「穂高に叫ぶ」、「穂高よさらば」などがあります。「穂高よさらば」は、戦後の北アルプスでうたわれ始めた歌で、1番の歌詞「穂高よさらば また来る日まで 奥穂に映ゆるあかね雲 振り返り見すれば遠ざかる まぶたに残るジャンダルム」は、登山家の芳野満彦の作詞といわれています。芳野は、17歳の時に八ヶ岳で遭難し、凍傷で両足先を失い、五文足のアルピニストと呼ばれました。昭和40（1965）年に、日本人で初めてマッターホルン北壁の登頂に成功し、新田次郎の小説『栄光の岩壁』のモデルとなりました。2番には日本三大岩壁の一つとして知られる滝谷、3番、4番にはカール地形で知られる涸沢、岳沢がそれぞれうたわれています。

(7) 生業

ア 御用杉

江戸時代、北アルプスに属する山々の信州側は、尾張藩領だった木曾御嶽山麓と奈川村を除くと、すべて松本藩有林でした。梓川流域の大野川、稻核、島々、大野田の4か村の

住民たちが杣として250年余にわたり、上高地・乗鞍一帯や霞沢等の山林を中心にして、松本藩の藩行伐採運搬事業に取り組んできました。伐採した樽木（屋根板の材料）と薪は梓川を流送し、白木は徳本峠を越えて人が背負って搬出されました。その当時、上高地には常設の杣小屋が田代、徳沢、横尾、一ノ俣等、10カ所以上ありました。

明治3（1870）年に上高地の伐採事業が中止となり、明治8（1875）年には上高地の伐採は全面的に禁止され、御用杣たちの生活様式も養蚕事業や山仕事に変わってきました。

イ 牧場の経営

明治13（1880）年7月に、南安曇郡科布村の降幡與市等14名の連名で上高地開墾の「御官山地拝借願」が提出されたが、山林局はその現実性を危ぶみ不許可としました。

明治14（1881）年12月、県は山村振興策として産育馬を奨励し、明治新政府の掲げた殖産興業の大本令が後押しをしました。上高地の平地性と水の便を考えると、未開の原野上高地での開墾試作の目論みは魅力的であり、開墾願いや鉱物の試掘願ひ等の土地借地願ひの利益獲得競争が行われました。



上高地牧場

（昭和初期、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵）

明治17（1884）年、島々の上條百次郎達は、「産牛馬組合」を作り農商務省山林局から許可され、明神池付近一帯を牧場として借り受け上高地での放牧を始めました。その後、明治39（1906）年「産牛馬組合」は資本金1万円の「株式会社上高地牧場」に発展し、種付けによる品種改良と繁殖を目的として中信平の農家所有の牛馬を預かっていました。

牧場は、明治40（1907）年以降繰り返した焼岳噴火による降灰で被害を受け、逐次梓川の上流へと移動しながら営業を続けましたが、昭和9（1934）年に上高地が国立公園に指定され、登山者への危険防止、衛生上の問題もあり閉鎖されました。その間50年、上高地の風物詩でした。その施設が現在の徳澤園に引き継がれています。

ウ 温泉・旅館

上高地の旅館営業の先駆けとなったのは新村の田中耕夫等による明治19（1886）年創業の山口温泉場ですが、上高地の温泉利用の始まりは約180年前に遡ります。

徳川幕府は、前述（(1) 上高地へのルート）のように松本平から飛騨間を野麦峠越え一本としたため、松本地区では、日本海側からの海産物等が滞り住民の生活に影響が出てきました。このため、岩岡村（現松本市梓川倭）の庄屋岩岡伴次郎は、新道開削を松本藩に願い出、小倉村から大滝を越え徳沢・上高地を通り、焼岳北側の中尾峠を経て飛騨へ抜ける「飛騨新道」を、天保6（1835）年に開通させました。併せて文政13（1830）年、岩岡村の伴次郎は丸山七左衛門とともに、焼岳の麓の湯沢に湧き出る温

泉を利用して「上口湯屋」を開きました。飛騨新道の取締りと徴税の効率を上げる目的で、信州側には三郷村南小倉に、飛騨側には高原郷神坂にそれぞれ口留番所が置かれるくらい、一時的にはこの街道を利用する人たちが賑わいました。播隆が描いた「鎗ヶ嶽」の絵図(p.23)には、明神地区に明神一ノ池・三ノ池とともに現・上高地温泉ホテルのある場所に上口湯屋と屋形が描かれています。

しかし、万延元(1860)年5月の大暴風雨により、この街道や上口湯屋が修復できないほど被災し、人影も途絶え、飛騨側・信州側の口留番所も廃止され、わずか25年で街道としての役目を終え上口湯屋も放棄されてしまいました。

明治19(1886)年5月、新村の庄屋田中耕夫は同志7名で、上口湯屋の営業跡地の上高地開墾の願いを提出し、同年10月5カ年期の許可を得て、翌年木造平屋建て間口7間・奥行3間一棟、木造平屋建て間口2間・奥行2間半一棟を建築し「上口温泉場」の名称で営業を始めました。

田中耕夫は宮嶋友蔵と共に明治20(1887)年6月、別に官有地拝借願を木曾大林区署宛に提出するが却下され、翌年7月に再度提出し、地代20円を支払いました。明治23(1890)年11月に横山七蔵他4名は、松本小林区署宛に林地年期貸下料として20円支払います。同年12月、田中耕夫は一人で、下湯沢反別三反歩について明治24(1891)年1月～明治29(1896)年1月までの「官有地拝借継年期願い」を長野大林区署長宛に提出しました。

しかし、上口温泉場は、明治24、25(1892)年に、梓川大洪水により家屋敷や耕作地が流失するという大被害を受け、個人の財力では開発は不可能と判断し、明治27(1894)年に「上高地開墾結社」を設立して同志を集め開墾に力を注ぎました。

明治27年、上口温泉場の宿舎2棟と什器備品・開墾用器具、測量品一切、徳本峠小屋、徳本峠の道路の権利を新会社の上高地開墾結社に移し、「上高地温泉場」として営業を継続しました。その当時の地代は、年間20円でした。

しかし、上高地開墾結社になっても成績は振るわず、田中耕夫の次男・青柳堯治郎は、新会社設立のため、安曇平の県会議員、郡会議員、村会議員、村長、収入役等地方の有力者を集め、明治36年10月10日と15日に上高地温泉(株)の第1回資本金払込みを済ませ、発起人16名にて翌年1月8日に株主20名、資本金2万円の「上高地温泉株式会社」の創立総会を開催し、同月21日登記を済ませ、上高地で最初の本格的な旅館営業に乗り出しました。

10株以上が取締役、5株以上が監査役になれる権利を有し、社長：青柳堯治郎、専務：嶺山喜長太、取締役：黒岩與三郎、丸山鉄人、鳥羽善七、監査役：岩原愛策、藤森馥太郎、佐々木重雄、現地支配人：小穴辰二郎という布陣で発足しました。

明治38(1905)年上高地温泉(株)は、間口四間奥行3間(12坪)の新館一棟を完成させました。この建物には、ウォルター・ウェストンや田部重治、小島鳥水、窪田空穂・寺田寅彦、高村光太郎、智恵子、芥川龍之介等多くの著名人が宿泊し上高地の体験談を紀行文として書き、多くの達人に上高地の魅力を紹介しました。

明治40(1907)年3月上高地温泉(株)の越冬番人伴野幾次郎夫婦が、冬期間誰も訪れる人もいない旅館の番人小屋で死亡していたという悲しい出来事があり、以後越冬番人

の希望者がいなくなりました。上高地温泉(株)は明治42(1909)年3月に、3株の株主だった清水屋旅館(島々)の加藤惣吉を管理人として経営委託します。当時の規模は木造平屋建て客室間口6間・奥行き6間一棟、木造平屋建て客室間口9間・奥行き5間半一棟、木造平屋建て倉庫間口3間・奥行き2間一棟、什器備品等一切でした。

上高地温泉(株)と清水屋旅館の関係は、出資している資本家が上高地温泉(株)で、名大すなわち宿銭をとって、その収入をあてにした営業主が島々の清水屋旅館という間柄でした。

明治40年後半になると日本人の山岳に対する登山熱は徐々に高まり、鶴殿正雄は上條嘉門次の案内で明治42年8月15～16日にかけて前穂高岳～奥穂高岳、北穂高岳、槍ヶ岳の初縦走を成功させます。冠松次郎は明治43(1910)年7月、上高地温泉(株)に宿泊し、宿泊料は二食・昼弁当付きで24銭、ガイド料は一日50銭と記録しています。

明治44(1911)年4月12日～14日にかけて辻村伊助は徳本峠越えで上高地に入り貴重な冬の写真20枚を撮影しました。

明治45(1912)年4月上高地温泉(株)は、岩魚留小屋の払下げを受け営業を始めます。

登山も練成登山と呼ばれる軍事色の強い形態に変わり、大正5(1916)年東久邇宮殿下、大正9(1920)年には北白川宮殿下、朝香宮殿下等が上高地に宿泊し国民に登山する意義を示しました。

旧制高校生や大学登山部による積雪期登山や岩登りなどスポーツとしての近代登山の時代となり、その後、登山者も増加し次々と旅館や山小屋が建てられ、今日の旅館・施設が出揃い山の魅力を伝えています。

大正12(1923)年秩父宮殿下が槍ヶ岳登山のため上高地に入山、上高地温泉(株)では1階に客間3室と専用のお風呂、調理場、2階に客間3室と畳を敷きつめたトイレを備えた新館一棟を造り殿下をお迎えしました。そして登山家が上高地を数多く訪れる様になり、山の魅力を紀行文に綴り世間に広めました。

上高地温泉(株)は、現在の上高地温泉ホテルと上高地ルミエスタホテルにつながっています。



上高地温泉ホテル
(昭和初期、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵)

エ 環境・美化等

全国の国立公園などでは、昭和30年代中頃から観光客によるゴミのポイ捨て問題が深刻化し始め、国立公園管理員が中心となり、行政機関や団体・事業者が協力して美化清掃活動が開始されました。その先駆けとなったのが上高地です。「上高地を美しくする会」は、昭和38(1963)年6月に会員数45名で発足し、年10回の一斉清掃を始め、啓発ポスターの作成、山岳清掃パトロールなど、精力的に活動を始めました。昭和41(1966)年には「上高地地区運営協議会」が設置され、山岳部を含めた清掃活

動やゴミ籠の設置、美化袋配布、美化キャンペーンなどの実施とともに、公衆便所の清掃や汲取り、公園施設の整備・補修などを行ってきました。昭和49（1974）年には「上高地を美しくする会」と「上高地地区運営協議会」が合併し、活動は更に活発になりました。

昭和54（1979）年に、財団法人自然公園美化管理財団（現一般財団法人自然公園財団）が設立され、7月には上高地支部が事業を開始し、翌年には、「上高地を美しくする会」に入会しています。

本地域では生ごみと可燃物は各施設で焼却することで減量化が図られましたが、排煙や灰の処理で問題が発生していました。平成13（2001）年、小型焼却炉のダイオキシン規制により設備基準が強化され、上高地で収集されたごみは、山小屋のゴミも含めてすべて上高地から搬出して処理するようになりました。

また平成4（1992）年には、上高地特定環境保全公共下水道施設が完成し、バスターミナル横に水洗化された公衆トイレが整備されたのを皮切りに、トイレの建替えが行われ、美しくする会と自然公園財団が行う清掃と維持管理により、常に清潔で快適な状態が保たれるようになりました。



昭和40年代の清掃活動（一財）自然公園財団提供

(8) 発電

梓川水系は標高差が大きく水量が豊富であることから、各種産業の発展に伴う電力需要の増大により、大正時代後半から昭和初期にかけて水力発電所が次々と建設されました。

昭和3（1928）年に梓川電力(株)により建設された霞沢発電所は、前年の昭和2（1927）年に大正池の池尻に堰堤を築造し、ここから隧道により7キロメートルほど下流の沢渡へ導水して発電しています。この工事に伴う資材運搬用道路として当初の釜トンネルが開通しました。

大正池は、大正4（1915）年6月6日の焼岳噴火による泥流が梓川を堰き止めて形成されました。この年5月に小さい噴火があり、泥流が下堀沢を流下し、梓川を堰き止めて小さい湖が出現しました。6月6日午前7時30分頃、上高地で連続3回の地震があり、3回目の地震時に大音響とともに、旧火口より下の中堀沢に大亀裂が生じ、数個の火口から噴煙・泥流が噴出し、流下した泥流が梓川を越えて霞沢岳の麓に衝突し、はね返ったほどの勢いで、梓川を堰き止めました。大正池を堰き止めた泥流は最も薄いところで2.5メートル、長さ330メートルでした。翌日には、堰き止めた地点から長さ1,700メートル上流に至る大正池が出現しました。

更に大正15（1926）年の豪雨により中堀沢で大崩壊が発生し、押し出した土石流が再び梓川を堰き止めたため、池が拡大して上流にまで及び、現在の上高地温泉付近までが大正池となりました。

昭和3年からは、霞沢発電所建設に伴い築造された堰堤によって、人工的に水位を調整するようになっていきます。

大正池は、上高地の景勝地として多くの観光客や登山者に親しまれています。しかし、当初は約71万立方メートルの容量を有していた大正池も、支川から流出する土砂が本川の上高地平坦部に堆積することにより河床が上昇し、池は縮小し水深は減少していきました。昭和初期には二千数百本あったといわれる池の中の枯木も消え、往時の景観は失われています。昭和51（1976）年には、当初の9分の1相当の約8万立方メートルまで容量が減少し、そのまま放置すると大正池自体が消滅するとともに、霞沢発電所の調整池としての機能も損なわれることが懸念されるようになりました。

このため、昭和52（1977）年から観光シーズンを終えた冬期に、東京電力(株)（現東京電力パワーグリッド(株)）がポンプ浚渫船による堆積土砂の浚渫工事を実施しています。毎年の浚渫量は、昭和52年から昭和63（1988）年までは3万立方メートル程度、平成元（1989）年以降は1～2万立方メートル程度です。平成25（2013）年度末までに累計約75万立方メートルの土砂が搬出され、池の容量は約12万立方メートルまで回復しました。この浚渫作業により、大正池は現在の姿を維持していると言えます。

なお、大正池の池尻に設置された堰堤は、建設当時から幾度もその姿を変えています。当初は木製の堰でしたが、昭和28（1953）年には出水時に自動で倒伏する鋼製自動起伏堰に改良されました。この鋼製自動起伏堰は昭和37（1962）年に焼岳噴火により流失してしまったため、その後しばらくは流失後の復旧が容易な土堰堤としましたが、平成15（2003）年からは空気の圧力で起伏させることができるゴム引布製起伏堰へと改良し、現在に至っています。



木製堰堤（個人蔵）



鋼製堰堤（個人蔵）

(9) 上高地帝国ホテル

昭和2（1927）年に選定された「日本新八景」の溪谷部門に上高地が選ばれると、上高地は全国的な人気を集めるようになり、昭和3（1928）年には国の名勝及び天然紀念物に指定され、昭和9（1934）年には上高地を含む北アルプス一帯が中部山岳国立公園に指定されました。

長野県は、当時「夏の山の銀座」と呼ばれた上高地を日本アルプスの観光拠点として位置付けようと、国際的に通用するホテルの建設を計画しました。昭和7（1932）年、信州

を旅行中の帝国ホテル会長大倉喜七郎に石垣倉治県知事が面談し、大蔵省の融資により長野県が上高地にホテルを建設するに当たり、帝国ホテルにその建設と運営を要請しました。

当時、昭和3年の霞沢発電所建設に伴う大正池からの導水管建設工事のため、釜トンネルが開通し、資材運搬路が大正池まで延びているだけでした。このため、帝国ホテルは、長野県が釜トンネルからホテル建設地まで自動車が行き来できる県道を開設することを条件にホテルの建設と運営を受託しました。

昭和8（1933）年に、長野県への大蔵省の融資25万円と帝国ホテルによる什器備品費用5万円の計30万円により、木造3階建（プラス屋階）、延床面積3,219平方メートル、客室46室の「上高地ホテル」が建設されオープンしました。設計は高橋貞太郎が担当しました。高橋は宮内庁や前田利為侯爵邸のほか、新大阪ホテル、川奈ホテル、志賀高原温泉ホテル、赤倉観光ホテル、戦後の帝国ホテル第1新館、第2新館、本館など



建設当時の帝国ホテル
(昭和8年、『帝国ホテル百年史』より)

の設計に携わっています。長野県は道路整備に着手し、昭和8年に大正池まで、昭和10（1935）年には河童橋までバスが乗り入れるようになりました。

その後、昭和11（1936）年に「上高地帝国ホテル」と名称が変更となり、昭和26（1951）年に長野県から帝国ホテルに払い下げられました。老朽化のため当初の建物は昭和52（1977）年に改築され、鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階建、延床面積4,907平方メートル、客室75室となりました。

赤い屋根、丸太を組んだ山小屋風の外壁、1階の腰周りや煙突に自然石を貼り付けた建設当初の外観は、スイスアルプスを思わせるデザインであり、その後の上高地の建造物の基調となった感があります。戦後の改築された建物も、鉄筋コンクリート造ではありますが、外装、内装の仕上げ材は、木造のイメージで統一されており、外壁の腰周りは自然石を用いています。



帝国ホテル絵はがき
(市立大町山岳博物館蔵)

上高地帝国ホテルを運営する帝国ホテルは明治23（1890）年の開業ですが、開業当時は外国賓客の接遇、宿泊という国家的使命を担っていました。それ故、帝国ホテルの料理は西洋料理特にフランス料理が基本となっています。この上高地帝国ホテルの洋食が、その後の上高地の宿泊施設での食事に影響を与えています。

上高地観光のスタートと同時に設置された、上高地帝国ホテルの建造物や食事を始めとする様々な仕様は、上高地における山岳リゾートの方向性を示すものとして、現在までそのイメージがあらゆる面において承継されています。

(10) 写真などから見る上高地の昔の景観

上高地は、日本を代表する山岳地であるとともに、3,000メートル級の山々からなる景観も雄大であり、毎年多くの観光客や登山客が訪れています。

来訪の目的も様々であり、残されている絵画や版画、写真には上高地の様々な景観が写されています。以前はカメラ等の撮影器具が高価であり、現在ほど発達していませんでした。そのため、現在に残る過去の写真は厳選されているものが多く、作成に時間のかかる絵画や版画はなおさら、厳選された景観が描かれています。

今回収集した絵はがき、版画、写真について、写真の写された地点や絵画を描いた地点（以下、「撮影地点」という。）を特定するとともに、撮影され、描かれた景観を平成27年から28年度に確認しました。収集資料は表4に、各資料の撮影地点を図5に示します。

集めた資料のうち、戦前に撮影された何点かの資料について見てみましょう。



写真1 河童橋と五千尺ホテル（「上高地河童橋と五千尺旅館」、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵）



写真2 河童橋と穂高連峰（「穂高連峰（河童橋より）」、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵）

河童橋についてあげてみると、写真1のように河童橋を中心に写し、その向こうに五千尺旅館（現五千尺ホテル）が写っている写真があります。吊り橋の様子がよくわかります。

写真2では、穂高連峰、梓川とともに河童橋が写されています。この他にも明神岳に焦点をあて、河童橋、梓川とともに写された写真もありました。このように、河童橋の写真は、橋そのものの写真だけではなく、背景の山と橋の下を流れる梓川とともに写されている写真があります。現代においてもこの構図の写真が本や雑誌などでよく見かけます。



写真3 上高地ルミエスタホテル前にて（「上高地清水屋ホテル前にて」、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵）

写真3は、上高地清水屋ホテル（現上高地ルミエスタホテル）前で撮影された写真です。右側には2階建ての木造建物があり、左側には植栽が写されています。植栽の方を向いた浴衣姿の3人が一列に並んでおり、その背後にも人がたたずんでいます。



写真4 上高地温泉ホテル（「上高地温泉ホテル」、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵）

写真4は、上高地温泉ホテルを写したもので、ホテル周辺の立地環境が写されています。梓川のほとりにあり、裏には山が迫っています。

このように、山や川など自然を中心に写した写真だけではなく、建物を対象とした写真もあります。



写真5 焼岳(大正池より)（「焼岳(大正池より)」、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵）



写真6 焼岳(大正池より) (「焼岳(大正池より)」、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵)

写真5、写真6はどちらも焼岳、大正池を撮影したものです。

写真5は立ち枯れの木が手前にあり、大きく強調され、写されています。その下には大正池が広がり、背景の焼岳は大きく写されています。

写真6では少し小高い地点から撮影され、立ち枯れの木々は奥に並び、その下に大正池が写されています。左側には大きな樹木が立ち、写真5とは違った雰囲気のある写真です。

枯れ木の違いなど構図は異なりますが、大正池とそこにある立ち枯れの木々、そして大正池をつくり出したともいえる焼岳が一緒におさめられています。



写真7 田代池と穂高連峰 (「穂高連峰(田代より)」、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵)

写真7は、田代池から穂高連峰を写したものです。今は湿原化してしていますが、かつては池が広がっていたことがわかります。



写真8 ウェストンレリーフ（「戦前のウェストン像」、百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵）

写真8はウェストンレリーフを写したもので、写真にはこのような記録用と思われるものもあります。戦前のレリーフは四角形でしたが、昭和40年に円形に生まれ変わりました。



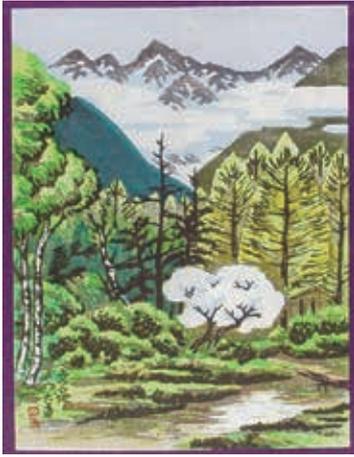
絵はがき1 梓川と焼岳（「梓川の清流と焼岳」、松本市立博物館蔵）

絵はがき1は、絵ではなく写真です。写真6や写真7と同じく焼岳を写していますが、大正池ではなくその上流の梓川から写されています。写真の中心は、手前にある川の水面と奥にそびえる焼岳であり、川の西岸の樹林も写されています。



絵はがき2 関四郎五郎「秋の六百山」（「上高地風景集」より、松本市美術館蔵）

絵はがきには、絵はがき2のような絵画もあります。六百山を描いたもので、写真に比べて、上高地の東側にあるあまり知られていない山も描かれています。このほかにも、霞沢岳を描いた絵はがきも存在します。



版画1 加藤大道版画(穂高連峰と小梨) (松本市安曇資料館蔵)

版画1は加藤大道による版画で、穂高連峰と新緑の木々、小梨の木が描かれています。

田代池付近からの眺望と推定されます。版画の下に描かれているのは田代池でしょうか。現在は湿原化してしまい、このような景色は見られません。険しい山岳景観というより、上高地の和らいだ景観が描かれ、その魅力が伝わってきます。

以上のような版画、絵はがき、モノクロ写真などあわせて34枚について調査しました。4つの視点から特徴や相違点をまとめたものを以下に記します。

〈撮影地点〉

版画、絵はがき、モノクロ写真の撮影地点で資料を分類し、その結果を表1にまとめました。総数は34枚です。

撮影地点は大正池周辺、田代池周辺、田代橋周辺、河童橋周辺、小梨平周辺に集中しています。

版画、絵はがき、モノクロ写真の枚数で考えると、最も多いのは大正池周辺でした。また、写真の構図の種類が多かったのは田代橋周辺でした。

表1中の項目「方角」は、撮影地点からどの方角を向いたときに写された、描かれたものなのかを示しています。ホテルや橋など建造物のみを写している場合は、「一」と記載します。

〈写された景観〉

それぞれの写真・絵画に写された景観の要素（以下「景観要素」という。）を整理したものを表2に示します。

穂高連峰（明神岳含）、梓川が最多の12枚、その次に焼岳、大正池、枯れ木が10枚と

表1 撮影地点から見た写真の分類

場所	方角	主な視対象	撮影地点(地点ごとの枚数)	枚数		構図
大正池周辺	北	穂高連峰、焼岳	①(3)、②、③、④(5)	10	10	4
田代池周辺	北東	穂高連峰、明神岳	⑤(2)、⑥	3	5	3
	西	焼岳	⑦(2)	2		
田代橋周辺	北東	穂高連峰	⑧、⑨	2	7	7
	西	焼岳	⑩	1		
河童橋周辺	—	—	⑩、⑫、⑬、⑭	4	5	5
	南	六白山	⑮	1		
	北	穂高連峰	⑯、⑰、⑱	3		
小梨平周辺	—	—	⑲	1	7	5
	北	穂高連峰、明神岳	⑳、㉑、㉒、㉓	4		
明神池周辺	南西	焼岳	㉔	1	2	2
	—	—	㉕、㉖	2		

続いています。また、ホテルや河童橋などの建造物も撮影等の対象とされています。

表3の景観要素とその組み合わせの数を見ますと、その構図で最も多いパターンは山と池を写したもので、13枚ありました。そのうち、大正池が10枚、田代池が3枚でした。圧倒的に大正池の方が多いことがわかります。次に多かったのが、山と川を写したもので、11枚ありました。その中で、建造物を含んだものは2枚でした。

山と池を写したもののの中で、穂高連峰を写したものは9枚、焼岳を写したものは6枚でした。山と川を写したもののの中では、焼岳を写したものが4枚、穂高連峰を写したものが5枚、明神岳を写したものが2枚ありました。川の場合も池の場合も、焼岳と穂高連峰を写したものはほぼ同数であることがわかります。

表2 景観要素と写真の枚数

景観要素	枚数	景観要素	枚数
穂高連峰(明神岳含)	12	小梨平	2
梓川	12	上高地温泉ホテル	2
焼岳	10	清水屋ホテル	2
大正池	10	公衆便所	1
枯れ木	10	ウェストン碑	1
明神岳のみ	3	六白山	1
河童橋	3	明神池	1
田代池	3	明神養魚場	1

表3 景観要素とその組み合わせごとの数

構図	景観要素の組み合わせ	枚数	総数
山+池	焼岳と大正池と枯れ木	6	13
	穂高連峰と大正池と枯れ木	4	
	穂高連峰と田代池	3	
山+川	焼岳と梓川	4	11
	穂高連峰と梓川	3	
	穂高連峰と梓川と河童橋	2	
	明神岳と梓川	2	

※総数が1以下は省略

〈時期による整理〉

ア モノクロ写真（大正末期～昭和初期）

過去のモノクロ写真18枚のうちでは、穂高連峰、梓川が含まれるものが4枚と最も多い結果となりました。また、河童橋やホテルなどの建造物を撮影したのも多く、上高地のイメージには、河童橋やホテルが含まれていたことがわかります。

景観要素の組み合わせでは、穂高連峰と梓川と河童橋、焼岳と大正池と枯れ木がそれぞれ2枚ずつ撮影されていました。

イ モノクロ絵はがき（写真／不明）

1枚しか撮影地点を確認できず、焼岳と梓川を写したものでした。

ウ 加藤大道の版画（昭和18～昭和25年頃）

加藤大道の版画11枚のうち、版画に写された景観の要素をみると、焼岳、梓川、大正池が同数で、最も多い景観要素でした。景観要素の組み合わせで見ると、焼岳と大正池を描いたものが最も多く、次に明神岳と梓川、焼岳と梓川、穂高連峰と大正池と枯れ木の組み合わせが多いという結果でした。

エ カラーの絵はがき（絵画／昭和42年頃）

絵はがき4枚では、景観要素をみると、大正池や枯れ木を描いたものが最も多い結果でした。景観要素の組み合わせで見ると、同じ構図が複数枚あるものはありませんでした。また、六白山など、版画やモノクロ写真には見られない景観要素もありました。

〈撮影された時期の違い〉

上記のア～エを比べてみると、全体で一致する特徴として、梓川、穂高連峰、焼岳、大正池、枯れ木が景観対象とされていることが多いという点が挙げられます。

しかし、河童橋やホテルといった建築物を対象としているものは、戦前に撮影された、アのモノクロ写真しかありませんでした。また、エのカラー絵はがきにおいては、上高地を代表するような穂高連峰や焼岳だけではなく、六百山などを含め、上高地の景観を幅広く写しています。

このように、上高地で撮影された景観要素は、穂高連峰、焼岳、大正池、梓川など、現在でも代表的な景観でした。川の流れや木々の違いはありましたが、現在でも撮影地点では視界が開け、ベンチを設置しているところもありました。

版画や絵にはなく、写真にだけ河童橋やホテルが撮影されていました。そのほかにも、公衆便所なども撮影されていたことから、「きれいな景色」としてだけでなく、記録用に撮影されていた場合もあったのではないかと考えられます。

記録する媒体が絵や版画と写真とでは何かしら異なっています。それは、集めた枚数が少なかったせいかもしれません。また、考察が不十分で、明確にできなかったのかもしれませんが。今後、さらに写真や絵画を集め（まだまだありそうです）、分析することにより、上高地の評価された景観に関し、戦前からの変化を探っていきたいと思います。そのことにより、現代に至るまでの多様な評価を明らかにし、上高地の景観保護の基礎的な資料として充実させたいと考えています。

表4 調査結果一覧

場所	写真の枚数	写真の年代	*文献、タイトルなど *備考欄
①	3	昭和22年～昭和25年頃	1枚目 *加藤大道版画：102大正池の雷雨T *低いベンチあり
		大正末期～昭和初期頃	2枚目 *写真：穂高連峰(大正池より) *低いベンチあり
		昭和20年代～40年代頃	3枚目 *絵はがき(上高地風景集、市立美術館蔵)：穂高と大正池 *低いベンチあり
②	1	昭和22年～昭和25年頃	*加藤大道版画：101(初期作品-大正池)T *河原、ベンチなし、説明用の看板あり
③	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：焼岳(大正池より) *橋の上から撮影。ベンチなし。今は視界良くない
④	5	昭和22年～昭和25年頃	1枚目 *加藤大道版画：？
		昭和22年～昭和25年頃	2枚目 *加藤大道版画：初冬上高地(焼岳)T
		昭和22年～昭和25年頃	3枚目 *加藤大道版画：信州上高地(焼岳と大正池)T
		昭和20年代～40年代頃	4枚目 *絵はがき(上高地風景集、市立美術館蔵)：焼岳
		大正末期～昭和初期頃	5枚目 *写真：焼岳(大正池より)
⑤	2	大正末期～昭和初期頃	1枚目 *写真：穂高連峰(田代より) *ベンチあり
		昭和18年頃	2枚目 *加藤大道版画：上高地(穂高連峰/新緑/小梨)T
⑥	1	昭和20年代～40年代頃	*絵はがき(市立美術館蔵)：上高地の明神岳 *ベンチなし、看板あり。田代湿原から撮影。
⑦	2	不明	1枚目 *絵はがき(市立博物館蔵)：上高地梓川の清流と焼岳 *中洲より撮影
		昭和22年～昭和25年頃	2枚目 *加藤大道版画：上高地(焼岳と梓川/秋・夕暮れ)T
⑧	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：穂高連峰(田代橋より) *中洲より撮影
⑨	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：温泉ホテル・清水屋ホテルと穂高連峰
⑩	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：公衆便所(中の瀬)
⑪	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：焼岳 *ベンチ無し
⑫	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：上高地温泉ホテル *ベンチ無し、離れた場所にベンチ有り
⑬	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：上高地清水屋ホテル前にて *ベンチあり
⑭	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：戦前のウェストン像 *近くにトイレ有、ベンチなし
⑮	1	昭和20年代～40年代頃	絵はがき(上高地風景集、市立美術館蔵)：秋の六百山
⑯	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：穂高連峰(河童橋より)
⑰	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：穂高連峰(河童橋より)
⑱	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：上高地河童橋と五千尺旅館
⑲	1	昭和22年～昭和25年頃	*加藤大道版画：上高地(穂高連峰と梓川/新緑)TT *ベンチあり
⑳	1	昭和初期～昭和22年頃	*加藤大道版画：上高地の月(明神岳と梓川)T *ベンチあり、道は広い、砂利道
㉑	1	昭和22年～昭和25年頃	*加藤大道版画：上高地の月(焼岳と梓川)T *ベンチあり
㉒	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：明神池(小梨平より)
㉓	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：上高地(小梨平キャンプ) *イス有り
㉔	1	昭和22年～昭和25年頃	*加藤大道版画：上高地ノ景(明神岳/冬)T *ベンチあり
㉕	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：明神池 *明神、棧橋
㉖	1	大正末期～昭和初期頃	*写真：明神養魚場

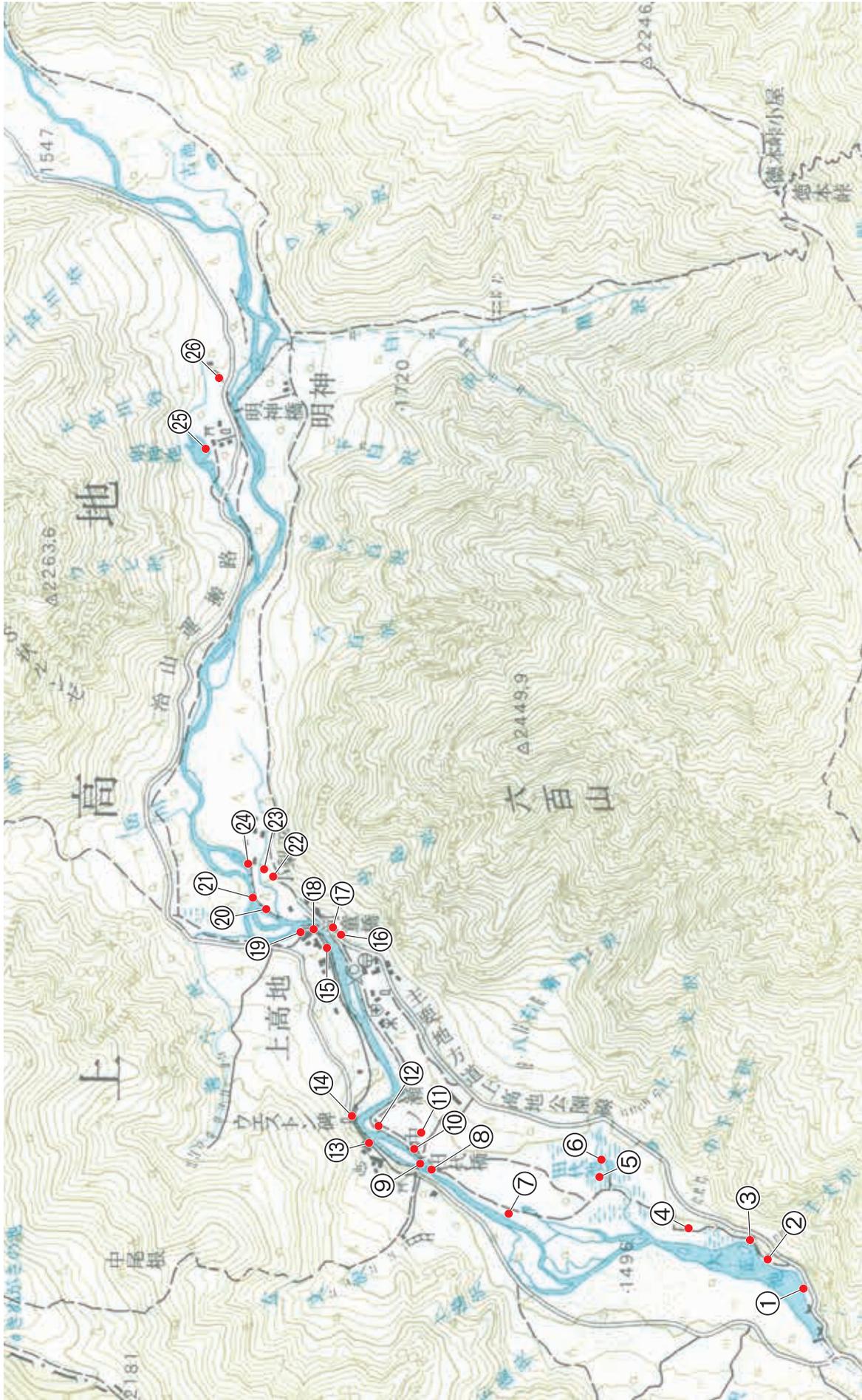


图5 摄影地点位置

(11) 保護政策

近代における上高地の景観や植物の保護については、『安曇村誌 第3巻』によると、明治42（1909）年8月に、農商務省山林局の長野大林区署長が安曇小林区署などに高山植物の採取禁止を通達したのが始まりです。

大正5（1916）年には、更に、山林局が上高地一帯10,907ヘクタールを学術参考保護林に指定しています。その目的は、保護林台帳に以下のように書かれています。「永ク原生状態ヲ保存シテツハ国土上ノ保安ヲ計リーツハ高山植物ノ保護學術又ハ森林施業上ノ考証ニ資スルト為ス」

このように、上高地は保存する価値のある森林のある場所として扱われることになりました。

大正8（1919）年に史蹟名勝天然紀念物保存法が制定されました。史跡、名勝、天然紀念物を、開発などの破壊から守るための法律です。上高地は、昭和3（1928）年には名勝及び天然紀念物に指定されています。保存すべき上高地の説明文には、本計画書の始めに引用しているように、景観の素晴らしさや、ケショウヤナギ、そして高山植物などの植物の豊富さ、多数の鳥類のことなどが書かれています。

昭和2（1927）年に、大阪毎日新聞と東京日日新聞の両者主催、鉄道省後援により、「日本新八景」が選定されました。8部門で日本を代表する景観が選定されたのですが、その溪谷部門では上高地が選定されています。

昭和6（1931）年に国立公園法が制定され、昭和9（1934）年に上高地を含む北アルプスが中部山岳国立公園として指定されました。

戦後になると、昭和27（1952）年に、特に価値が高いものとして、特別名勝及び特別天然紀念物に指定されています。

4 土地所有

本地域の面積は11,326.59ヘクタールで、その大部分は国有地（林野庁所管地、環境省所管地）です（表5、図6）。

表5 土地所有別面積

所有別	国有地		民有地
	林野庁所管地	環境省所管地	社寺有地
面積	11,240.58ha	80.66ha	5.35ha

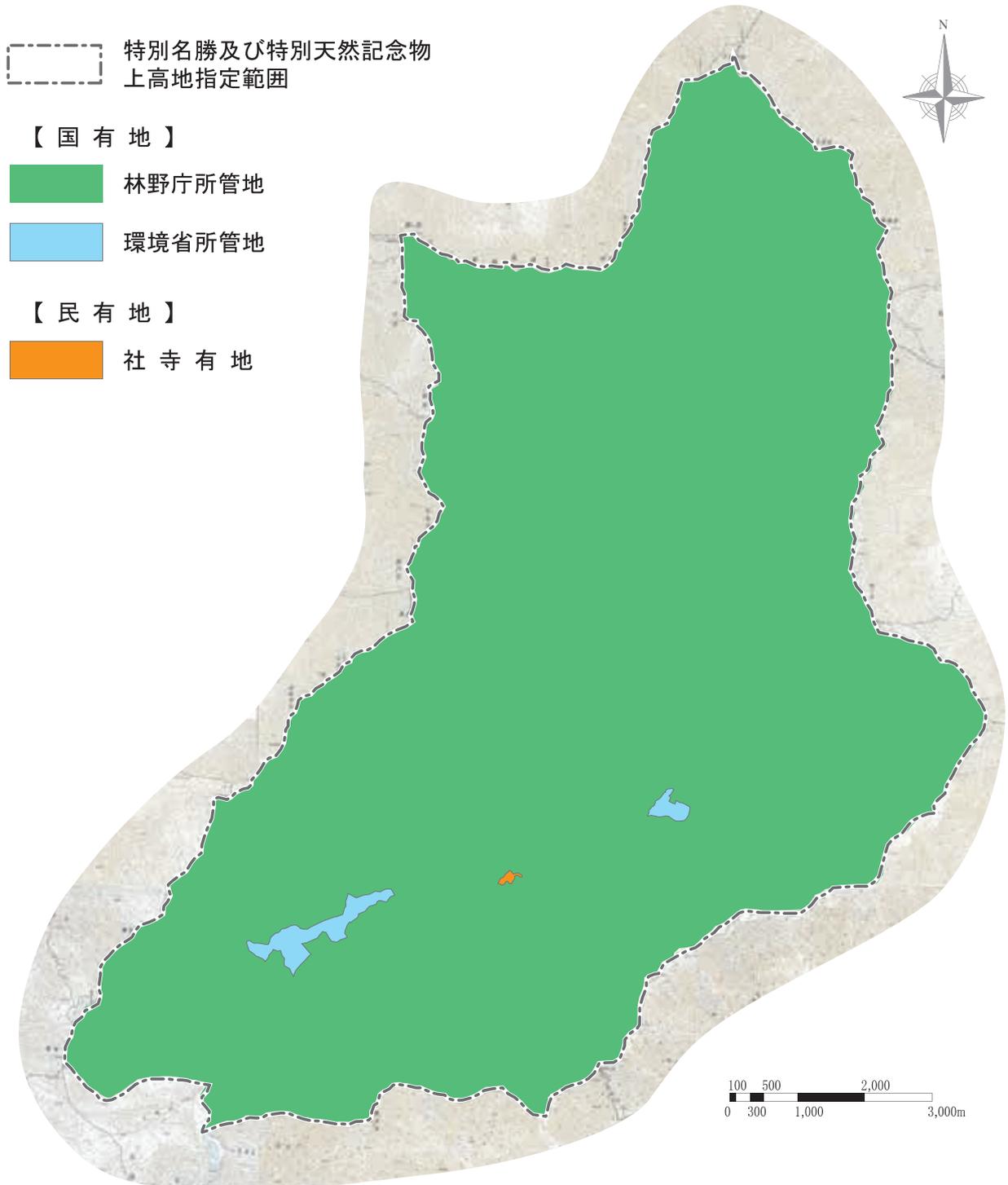


図6 土地所有位置

5 法規制

(1) 国立公園

国立公園とは、我が国を代表するすぐれた自然の風景地の保護と利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保を目的とする制度です。

同一の風景型式中、我が国の景観を代表するとともに、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であることを要件に環境大臣が指定します。

本地域は全域が国立公園に指定されており、特別保護地区、第2種特別地域として、図7に示す範囲が指定されています。

特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域

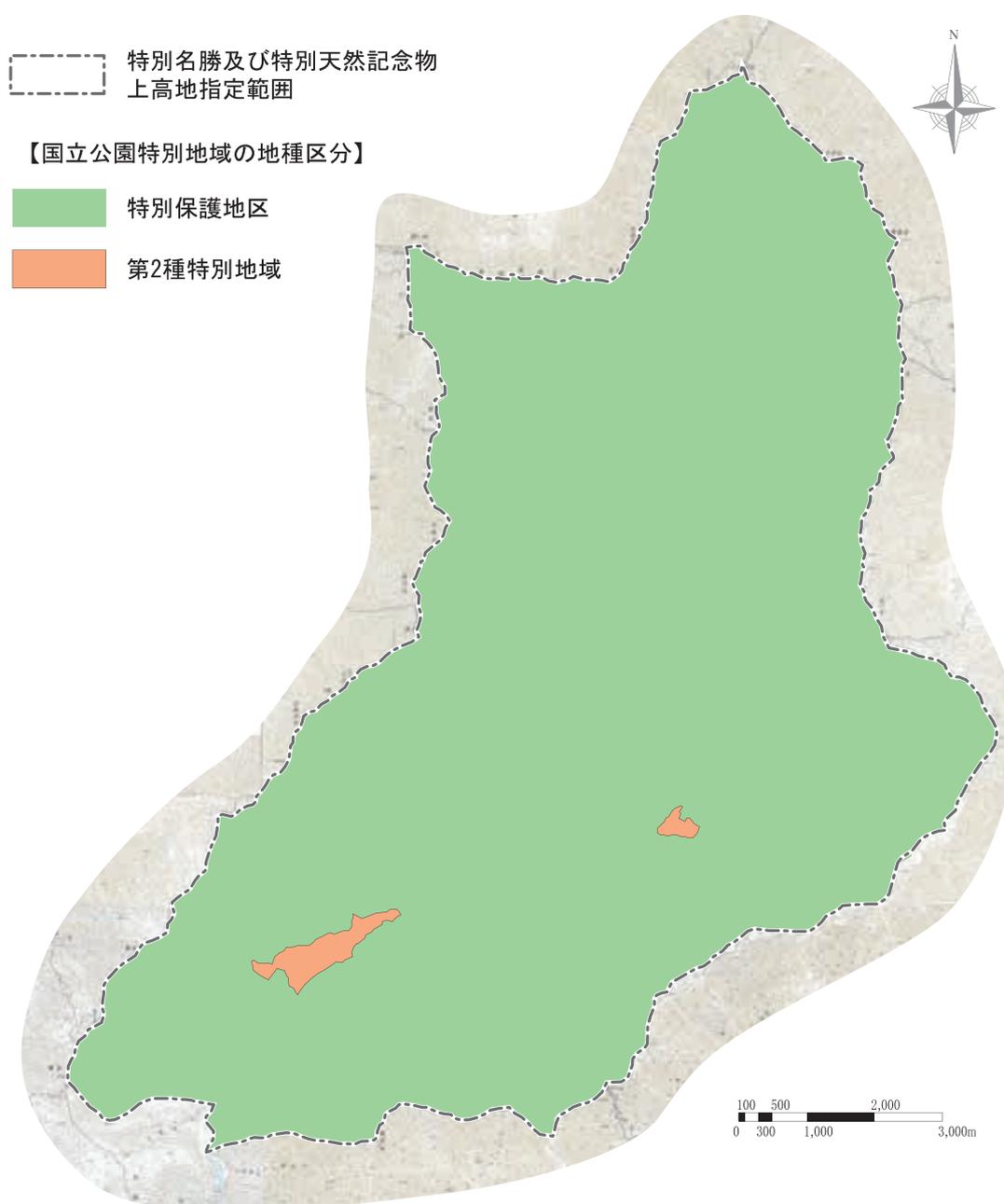


図7 国立公園

(2) 保安林

保安林とは、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。

それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

本地域では水源かん養保安林、水源かん養保安林及び保健保安林として、図8に示す範囲が指定されています。

水源かん養保安林	水源地の森林が指定される。その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、いつも平均した川の流れを保ち、安定した水の確保に効果を発揮する。また、洪水や渇水を防止する。
保健保安林	森林レクリエーションの活動の場として、生活にゆとりを提供する。また、空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守る。

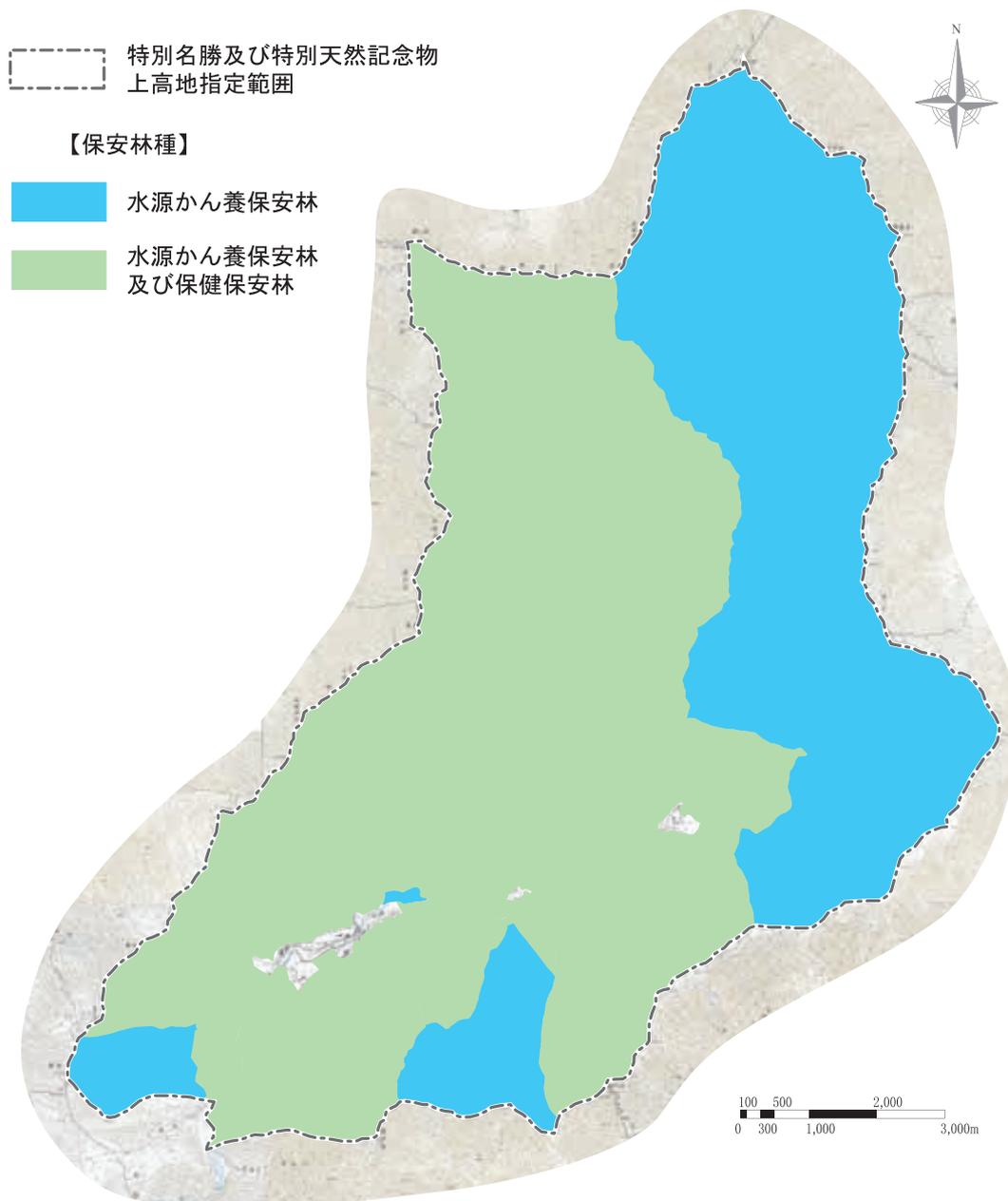


図8 保安林

(3) 砂防指定地

砂防指定地とは、国民の生命・財産を守るために砂防堰堤等を設置するため、又は当該区域で行われる一定行為の禁止若しくは制限を行う区域として、法律により国土交通大臣が指定した区域です。

盛土、切土等の土地の形状変更、施設や工作物の新築、改築等、立竹木の伐採、抜根、土砂の採取等には、都道府県知事の許可が必要です。

本地域では直轄施工区域、県所管区域として、図9に示す範囲が指定されています。

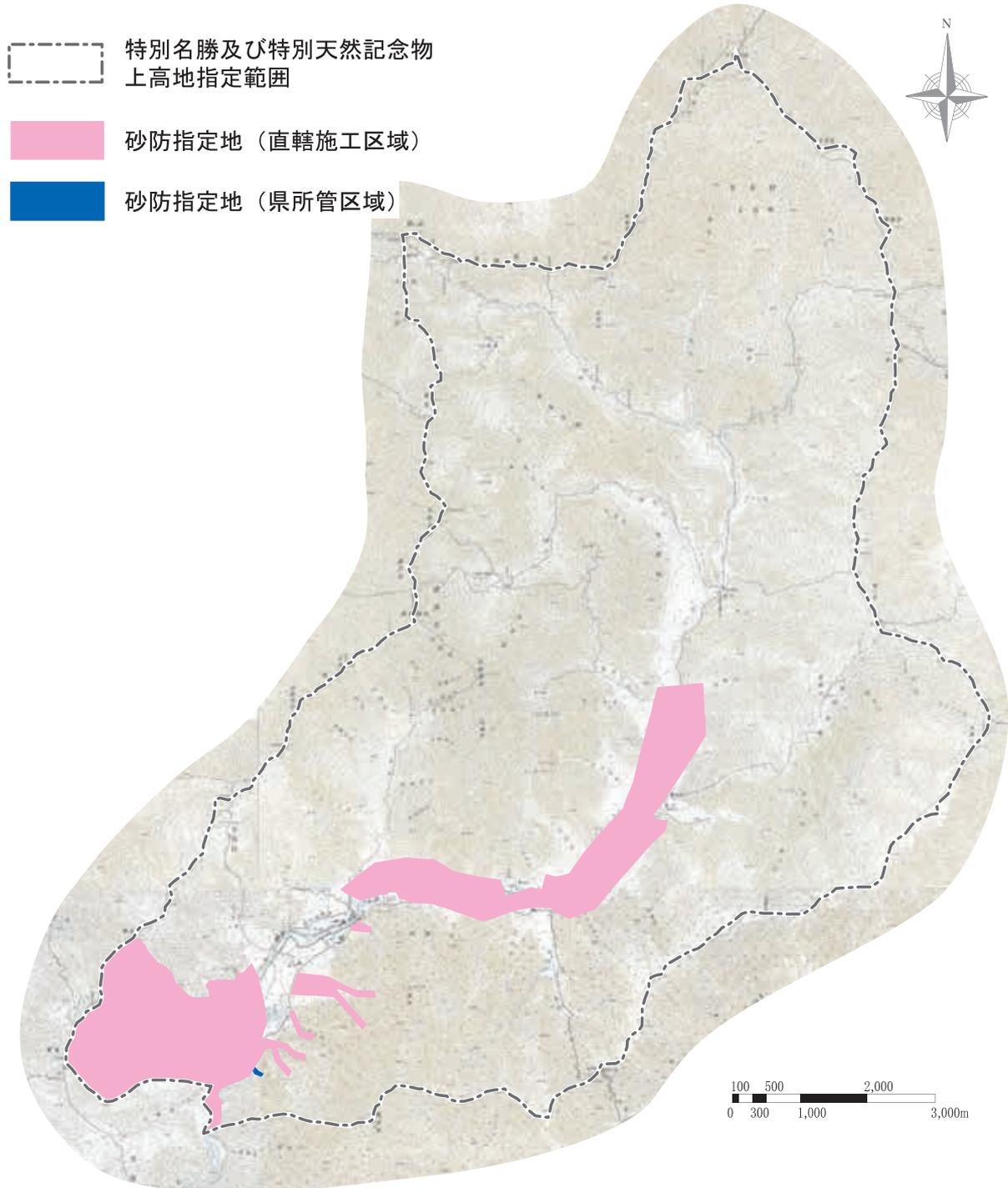


図9 砂防指定地

(4) 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域です。一般に、環境大臣が指定したものを国指定鳥獣保護区、都道府県知事が指定したものを県（都道府）指定鳥獣保護区と呼んでいます。

区域内では鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採等には環境大臣又は都道府県知事の許可が必要です。

本地域は、全域国指定鳥獣保護区（北アルプス鳥獣保護区）に指定されており、そのうち特別鳥獣保護地区として、図10に示す範囲が指定されています。

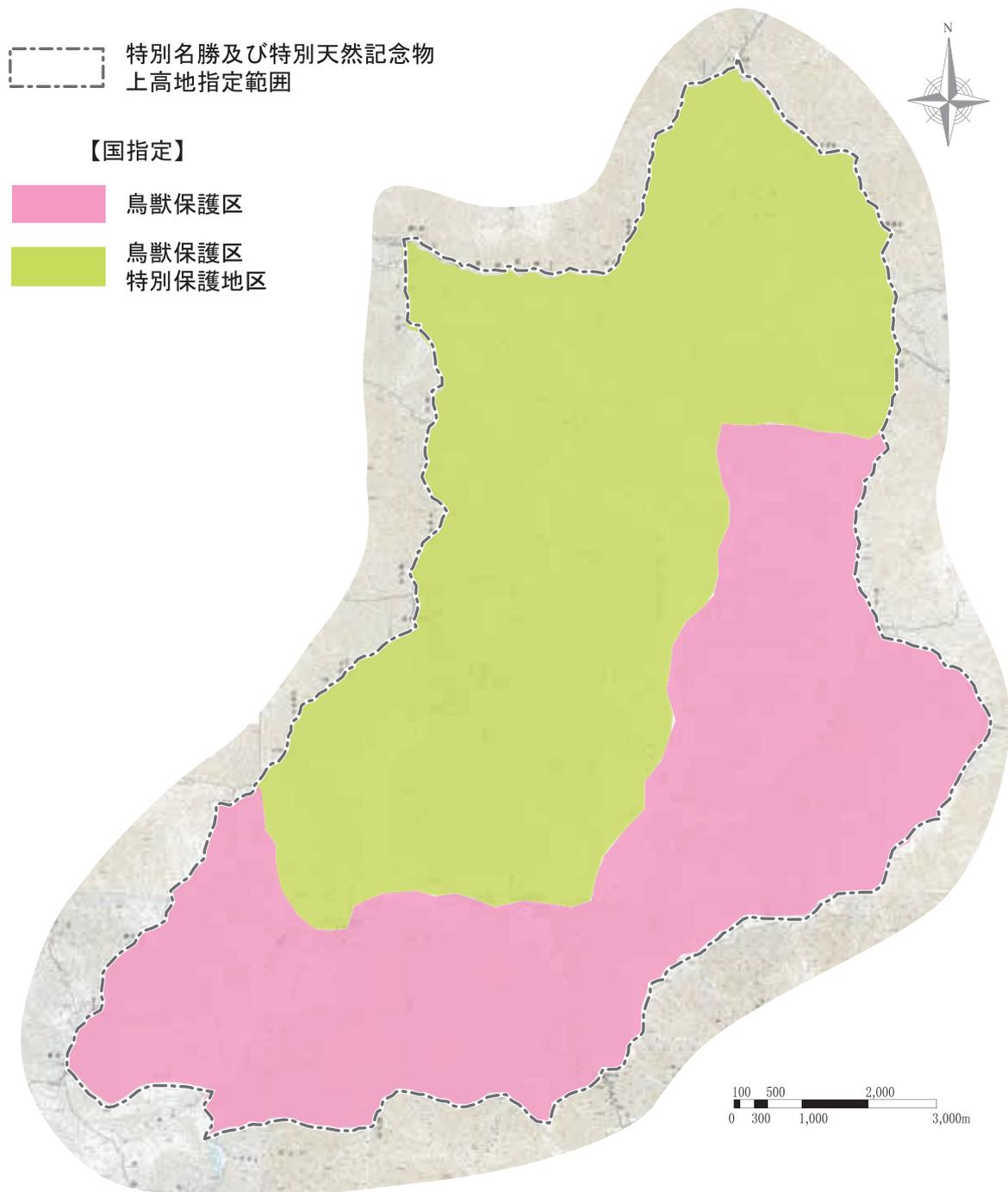


図10 鳥獣保護区

6 指定地内の文化財等

本地域には国登録有形文化財として、嘉門次小屋囲炉裏の間、旧上高地孵化場飼育池・物置があり、その他、岩小屋等文化財として重要な施設があります。また、本地域外ですが、関係する重要な施設として、国登録有形文化財である徳本峠小屋休憩所があります。

(1) 国登録有形文化財

ア 嘉門次小屋囲炉裏の間

嘉門次小屋は、近代登山の歴史に重要な足跡を残した上條嘉門次に由来する山小屋です。嘉門次は、明治13（1880）年から明神池の畔の小屋に住み、猟や漁などを営む傍ら、山に関する豊富な知識を生かしてウォルター・ウェストンや小島烏水ら、著名な登山家の山行に山案内人として同行した人物であり、登山ガイドの先駆けとして数多くの文献に登場します。



嘉門次小屋囲炉裏の間

嘉門次小屋は、嘉門次から代々受け継がれてきました。山小屋としての経営は、大正14（1925）年頃から始めたと言います。現在の建物は、利用者の増加などに合わせて段階的な増築を経てつくられたものであり、最も古い部分が囲炉裏の間です。囲炉裏の間は、南北に長い配置の嘉門次小屋の北端に位置しており、木造平屋建て、梁間2間4尺×桁行3間の規模の建物です。東側に入り口があり、内部は入り口に面して土間があります。その奥に板敷の床が設けられており、中央には大きな炉が設けられています。壁は板壁で、屋根は切妻形式、石置きの板葺です。

近代登山の普及以前、上高地は人々が食材や建材などの山の恵みを得る場でした。そのため、上高地には、嘉門次のような山を生業の場とする人々が数多く生活していました。こうした人々が住んだ小屋の記録には、屋内に炉が設けられた1間の建物が広くみられます。かつて嘉門次の住んだ小屋もまた、2間×2間半の規模で屋内に5尺四方もある大きな炉が設けられていたことが記録されているように、屋内に炉が設けられた1間の建物でした。今に残る囲炉裏の間は、大正時代に再建されたものであると考えられますが、かつて嘉門次が住んだ小屋の面影を今に伝えており、嘉門次に代表される山を生業の場とした人々が近代登山の文化を受容してきた歴史を物語るとともに、近代登山の普及以前から山の中で育まれてきた建築の変わらぬ姿を伝える重要な建築遺構であると言えます。

イ 旧上高地孵化場飼育池・物置

上高地には、山の恵みを利用して、畜産や養殖などが行われた歴史があります。旧上高地孵化場は、こうした上高地の歴史の一側面を伝える施設の代表例です。

長野県は、大正時代から昭和時代のはじめにかけて、各地に孵化養魚施設を建設し、水産業の発展を目指しました。大正14（1925）年に開設された上高地孵化場もその一つです。上高地孵化場では、梓川の清流を利用して、大正14年から昭和8（1933）

年まで、イワナの孵化放流、ヒメマスやブラウトラウトなどの移殖放流が行われました。昭和13（1938）年に明科町の魚類増殖場を拡充して水産指導所が発足すると、各地の孵化養殖施設は順次地元の漁業組合に移譲され、上高地孵化場も昭和14（1939）年に安曇漁業組合へ無償で移譲されました。その後、平成19（2007）年に安曇漁業協同組合の施設を信州大学が譲り受け、信州大学山岳科学総合研究所（現信州大学山岳科学研究所）の上高地ステーションとなり、上高地における研究拠点として利用されています。

上高地孵化場の建設に関する記録は、『上高地孵化場工事書』（昭和4年・長野県立歴史館蔵）としてまとめられています。この史料によると、現存する飼育池（第一号池・第二号池・第三号池・第四号池）と物置は、昭和4年に事務所や孵化室とともに一体的に建設されたことがわかります。飼育池は、明神池に合流する天然の水系から取水し、またもとの水系に排水することができるようになっており、地場の石を計画的に使い分けた巧みなつくりの石積みで構成されています。物置は、木造平屋建て、梁間2間×桁行3間の規模で、素朴な立ち姿の建物です。ともに建設当初の姿をよく保っており、上高地孵化場の往時の様子を伝える貴重な建築遺構であると言えます。



孵化場飼育池と物置
（昭和初期・松本市立博物館蔵）



現在の上高地ステーション観察池・別館

ウ 徳本峠小屋休憩所

上高地へ入るためのかつての本道は、島々から徳本峠を経て上高地へと至る登山道でした。特に徳本峠からの眺望は、ウェストンが絶賛したように、古くから登山者をひきつけてやみません。徳本峠小屋は、この素晴らしい眺望を有する徳本峠に位置する山小屋であり、その歴史は大正12（1923）年に上高地温泉(株)によって開設されたことに始まると言います。



徳本峠小屋（平成22年改築後）

徳本峠小屋の建物は、これまで、度重なる増改築と平成22（2010）年の改築を経て、現在の姿に至りました。休憩所の部分は、徳本峠小屋の当初の建物であり、平成22年の改築に当たっても、徳本峠小屋の歴史を物語る貴重な建物として、建て替えることなく保存が計画されました。休憩所は、木造平屋建て、梁間2間半×桁行

3間の規模の建物です。壁は板壁で、屋根は切妻形式、石置きの板葺です。登山道に面した西側には売店が設けられており、南側に入り口があります。内部は入り口に面して土間があり、その奥に板敷の床が設けられています。平屋建てですが、内部は3層になっており、より多くの登山者が休泊できるように工夫されています。

休憩所には、これまでの増改築の履歴を物語る多くの痕跡を確認することができます。これらの痕跡から建物の原形を復元すると当初、2層目と3層目はなく、L字型に土間が通り、板敷の床には炉が設けられていたと推定されます。こうした屋内に炉が設けられた1間の建物は、近代登山の普及以前から山を生業の場とした人々が住んだ小屋の記録にも広くみられることから、近代登山の普及以前から山の中で育まれてきた建築を多分に参照する中で休憩所が建設された過程が推測されます。一方、休憩所に残る多くの痕跡は、近代登山の普及に伴う増改築の歴史を伝える物証でもあります。こうした痕跡を残す休憩所は、近代登山の普及以前から山の中で育まれてきた建築が、近代登山の普及に伴って変容してきた過程を伝える重要な建築遺構であると言えます。

(2) その他の重要施設等

ア 岩小屋と石室の遺構

近代登山の普及とともに木造の山小屋が建てられる以前には、山の厳しい自然から登山者の命を守る岩小屋や石室と呼ばれる石造の山小屋が、登山者の休泊場となっていました。岩小屋は、構造が天然の大岩そのもので、その下にできた空間に人の手が若干加えられてできた原初的な姿の構築物のことを言います。一方、石室は、石を積んで壁をつくり、その上に木材で屋根を組んだ構築物のことを言います。岩小屋と石室は、石を主な構造の材料とした石造の構築物であるという点で共通しますが、構造となる石が天然のものか人工のものかという点で異なります。

(7) 岩小屋

近代登山の普及以前から、岩小屋は信仰や生業のために利用されていました。古いものでは、文政11(1828)年に槍ヶ岳を開山した播隆上人が参籠した「坊主の岩小屋」の遺構が知られています。この他、上高地には、近代登山の黎明期の山行記などに記録のある「赤沢の岩小屋」、「横尾の岩小屋」の遺構を確認することができます。



坊主の岩小屋

涸沢から奥穂高岳に至る登山道付近には、今も現役の岩小屋があります。「フカスの岩小屋」と呼ばれるこの岩小屋は、3つの大岩が柱となり、その上に広さ約5.7メートル四方、厚さ1.4メートルほどの大岩がのり、屋根となっています。柱となる3つの大岩の間には、石が積まれて壁が築かれています。壁には、南側に出入り口が設けられており、東側と北側に窓が設けられてい

ます。内部は3坪ほどの広さで、床は板敷き、屋根となっている大岩の下面が天井となっており、床から天井までの高さは1.3メートルほどです。

フカスの岩小屋の屋根となっている大岩は、別の岩小屋（「涸沢の岩小屋」か）が雪崩で押し流されてきたものであると言います。この他にも、遺構の確認には至りませんが、「殺生の岩小屋」と呼ばれる獵小屋の存在が山行記などに記録されています。近代登山の普及とともに山小屋が続々と建設されていく一方、岩小屋は徐々に利用されなくなりましたが、天然の大岩をそのまま利用した姿は、山の中で育まれてきた建築の一つの原形を物語るとともに、近代登山の黎明期における登山者の休泊場の様子を今に伝えています。



フカスの岩小屋



赤沢の岩小屋

(大正2年、アレクサンダー・グーセツフ撮影、絵はがき、個人蔵)

(イ) 石室

上高地には、二ノ俣と槍ヶ岳（坊主の岩小屋付近）に石室の遺構を確認することができます。二ノ俣には二つの遺構があり、そのうちの一つは、南安曇教育会によって建設された石室のものです。石積の規模は間口15尺×奥行15尺、高さ6尺ほどです。この場所には、「本會ノ石室建設ノ企ヲ賛シ豊科町丸山盛一氏ハ此建設費全部ヲ寄附セラル 大正六年十月十五日 南安曇教育會」と刻まれた石柱がたてかけられており、この石室が大正6（1917）年に豊科町の丸山盛一の寄付をうけて建設されたことがわかります。この石柱と同じ内容が刻まれた石柱がババ平の槍沢キャンプ場にあります。かつて、この付近にも南安曇教育会によって建設された石室がありました。現在、その遺構を確認することはできませんが、キャンプ場の石積の一部に遺構が転用された可能性もあります。



二ノ俣の石室

(大正後期～昭和初期、絵はがき、市立大町山岳博物館蔵)

手前:長野県による建設(大正8年) 奥:南安曇教育会による建設(大正6年)

一方、二ノ俣のもう一つの遺構と槍ヶ岳（坊主の岩小屋付近）の遺構は、長野県によって建設された石室のものです。大正8（1919）年、長野県の臨時県会におい



槍ヶ岳の石室
長野県による建設（大正8年）

て、山に関する研究の促進を目的に、白馬岳、鑓ヶ岳（後に爺ヶ岳に変更）、大黒岳、二ノ俣、槍ヶ岳、乗鞍岳、赤石岳、東駒ヶ岳、八ヶ岳、岩菅山の10カ所へ石室を建設することが議決されました。この事業の中で建設された石室は、石積の規模が梁間2間4尺×桁行4間（小さなものは3間）、高さ6尺、中央に4尺幅の土間を通し、その両側に板敷の床を配するものでした。二ノ俣のもう一つの

遺構と槍ヶ岳（坊主の岩小屋付近）の遺構の規模もこれと一致します。

遺構を確認することのできるこれら3つの石室は、山を現場とした教育研究と関連して建設されたものではありませんが、勿論、登山者にも広く開かれ、休泊場として利用されてきました。既にどれも木材で組まれた屋根は失われ、壁の石積だけが往時の姿をとどめますが、これらの遺構は、山の中で育まれてきた建築の一つの類型を物語るとともに、近代登山の普及によって山へと向けられた教育研究のまなざしを今に伝えています。

イ 河童橋

河童橋は、明治時代に架けられた^{はね}芻橋が始まりと言われますが、いつから「河童橋」と言われているのか、芻橋がいつ架けられたのかは定かではありません。その後、何度か架け替えられ現在の姿に至ります。

河童橋は、シーズン中は常に観光客で賑わい、梓川と穂高連峰あるいは焼岳を背に写真撮影をする姿がよく見られ、そこからの景色は写真だけでなく絵画や絵はがきにも残されています。また、古い写真等を見ると、かつてウェストン夫妻もこの橋の上で写真撮影するなど、橋自体を写したものも多くあります。

河童橋の架け替え年（『安曇村誌第3巻』「上高地関係年表」p631～638による）

- ① 年代不明 芻橋が架けられる。
- ② 明治43年 吊り橋に架替え
- ③ 昭和32年 架替え
- ④ 昭和50年 架替え
- ⑤ 平成9年 架替え

※『安曇村誌』の年表には記載がありませんが、『上高地3 河童橋考』（上條武著、独木書房）によると、昭和5年に架け替えられ、現在の吊り橋は5代目と言われている。



勿橋
(河野齡蔵撮影、絵はがき、個人蔵)



大正末期～昭和初期の吊り橋
(百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵)



昭和初期の吊り橋
(百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵)



昭和32年～昭和50年の吊り橋
(個人蔵)



昭和50年～平成9年の吊り橋
(個人蔵)



現在の吊り橋

ウ モニュメント

(ア) ウェストンレリーフ

ウォルター・ウェストンは、明治29（1896）年に『日本アルプス 登山と探検』を出版、日本アルプスを世界に紹介しました。その日本の登山界に尽くした功績を称え77歳の喜寿を祝って日本山岳会が作製し、昭和12（1937）年にはめ込まれました。太平洋戦争中、一旦取り外され東京虎ノ門の日本山岳会に保管されていましたが、昭和22（1947）年に再び埋め戻され、昭和40（1965）年に、円形の現在のレリーフに生まれ変わっています。



(イ) 嘉門次碑

上條嘉門次は、幼い頃から父に従って上高地に入り、猟や釣りを生計を立てていました。明神池の畔に小屋を造り1年を通して上高地で生活し、上高地や北アルプスを熟知していたことから、山案内人として多くの登山者を案内しました。中でもウェストンの槍ヶ岳・前穂高岳登頂の案内役として有名です。昭和33（1958）年に碑が建てられ、現在の碑は、平成7（1995）年5月に建て替えられました。



(ウ) 内野常次郎碑

内野常次郎は、明治17（1884）年に上宝村中尾（現高山市）に生まれ、上條嘉門次に弟子入りして猟や山の生活を教わりました。一年を通じて上高地で生活するようになり、山案内人としても実力を備え、昭和2（1927）年には秩父宮殿下が穂高岳から槍ヶ岳の縦走を行った際の案内人に選ばれました。昭和29（1954）年に記念碑の設立が計画されましたが、一旦立ち消えとなり、昭和42（1967）年10月に地元関係者や有志により設置されました。



(イ) 山に祈る塔

昭和34（1959）年に長野県警察本部が遭難防止の願いを込め「山に祈る」と題する手記を発行したところ、大きな反響があり、全国各地から寄付金が寄せられました。この趣旨に賛同した関係機関や各種団体が合同で「山に祈る会」を結成し、昭和37（1962）年に、会により慰霊碑が設置されました。その後、平成26（2014）年に建て替えられました。北アルプス南部地区において、不幸にして遭難された方々の霊を慰め、山の安全を祈るため、毎年7月1日に慰霊祭が開催されています。



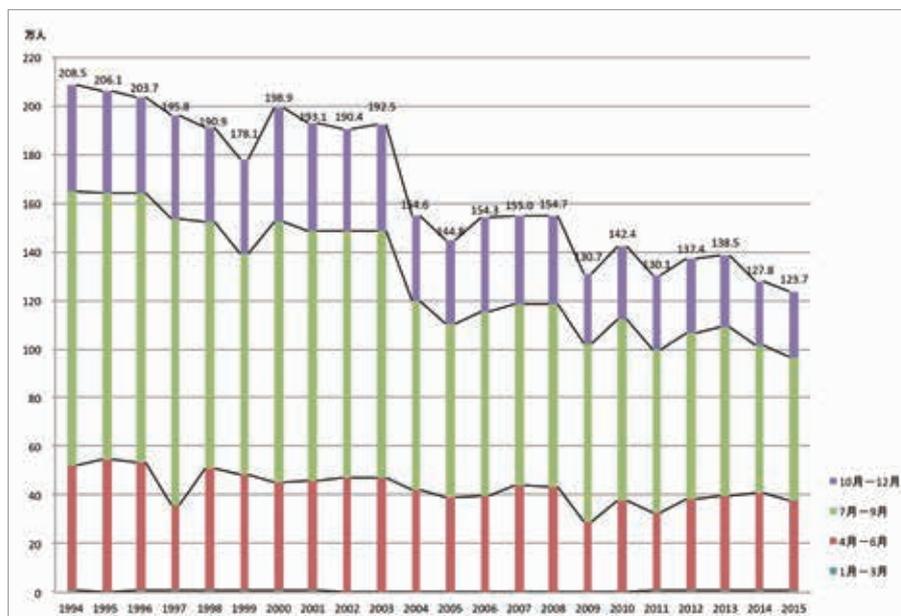
7 観光の動向

(1) 観光客・登山者の入込数

明治時代から学術探検や測量を目的とした登山が増え、学者らによる探検調査の登山も行われるようになりました。大正2（1913）年に、陸軍参謀本部の陸地測量部により北アルプスのほとんどの地形図が発行されると、登山が一般に普及するようになり、山域の登山道や山小屋が整備されていきました。大正11（1922）年には島々地区に登山案内人組織「島々口案内者組合」が結成されました。『安曇村誌』の上高地関係年表には、大正15（1926）年の島々谷からの上高地入山者は5,000人、ほとんど学生と記されています。上高地は、昭和2（1927）年以降、「日本新八景」選定、名勝及び天然記念物指定、上高地を含む北アルプスの中部山岳国立公園指定により、広く世間に知られるようになりました。昭和8（1933）年に上高地ホテル（現上高地帝国ホテル）が開設されると、大正池までバスが乗り入れるようになり、昭和10（1935）年には河童橋まで延びました。この頃から上高地に観光客が入り込むようになり、観光の時代が訪れました。戦中、終戦直後の来訪者はほとんどいませんでしたが、終戦の混乱期を過ぎると再び増加し、昭和10年頃に年間5万人と言われた来訪者は、昭和30年代になると年間10万人以上になりました。

上高地への入込数は昭和36（1961）年から数値が記録されています。昭和50年代までは年間30～40万人台を推移していましたが、昭和60年代から飛躍的に増加し、昭和60（1985）年に84万人余、昭和61（1986）年には100万人を超えるようになりました。その後、更に増加して平成6（1994）年には208万人と最盛期を迎え、平成15（2003）年までは170～190万人台を推移するようになりました。以降、漸次減少に向かい、平成21（2009）年以降は120～140万人台を推移しています。

利用は、県道上高地公園線が通行可能な4～11月が大部分を占めており、夏季の7～8月、紅葉シーズンの10月が多くなっています。平成6年以降の上高地への入込数の推移を図11に示します。



資料：松本市山岳観光課

図11 上高地への入込数の推移

(2) マイカー規制・観光バス規制

昭和40年代の奈川渡、水殿、稲核ダム建設に伴う道路改良により上高地へのアクセスが以前より容易になると、マイカーブームの影響もあり上高地に車両が押し寄せるようになりました。上高地へ入る唯一の車道である県道上高地公園線は、駐車場に入れない車両が釜トンネルまで並び大渋滞を起し、排気ガスや道路外への違法駐車による植生の破壊など、自然に対する悪影響も目立つようになりました。そのため、昭和49（1974）年に「上高地自動車利用適正化連絡協議会」が設置され、昭和50（1975）年に一般車両の通行を禁止するマイカー規制が開始されました。これにより、一般車両は沢渡の駐車場に駐車し、定期バスやタクシーに乗り換えて入山することになりました。期間は当初30日でしたが順次延長され、平成8（1996）年から通年規制となりましたが、観光バスを利用したツアーの増加や、平成9（1997）年に安房トンネルが開通し岐阜県側からの入込みが増加したこと等により、観光バス等による渋滞が激しくなり、最盛期には駐車場待ちの観光バスの列が大正池以遠まで続く状況が発生するようになりました。

平成16（2004）年からは、これまでのマイカー規制に加え路線バスを除くバスの乗入れを規制し、沢渡（長野県側）や平湯（岐阜県側）でシャトルバスに乗換えを行う観光バス規制を開始しました。平成16年は夏季の30日間、平成17（2005）年からは7～10月の特に混雑が見込まれる期間（土・日曜日を中心に海の日を含む連休、お盆期間、体育の日を含む連休）に規制を実施しました。マイカー規制、観光バス規制日数の推移を図12に示します。

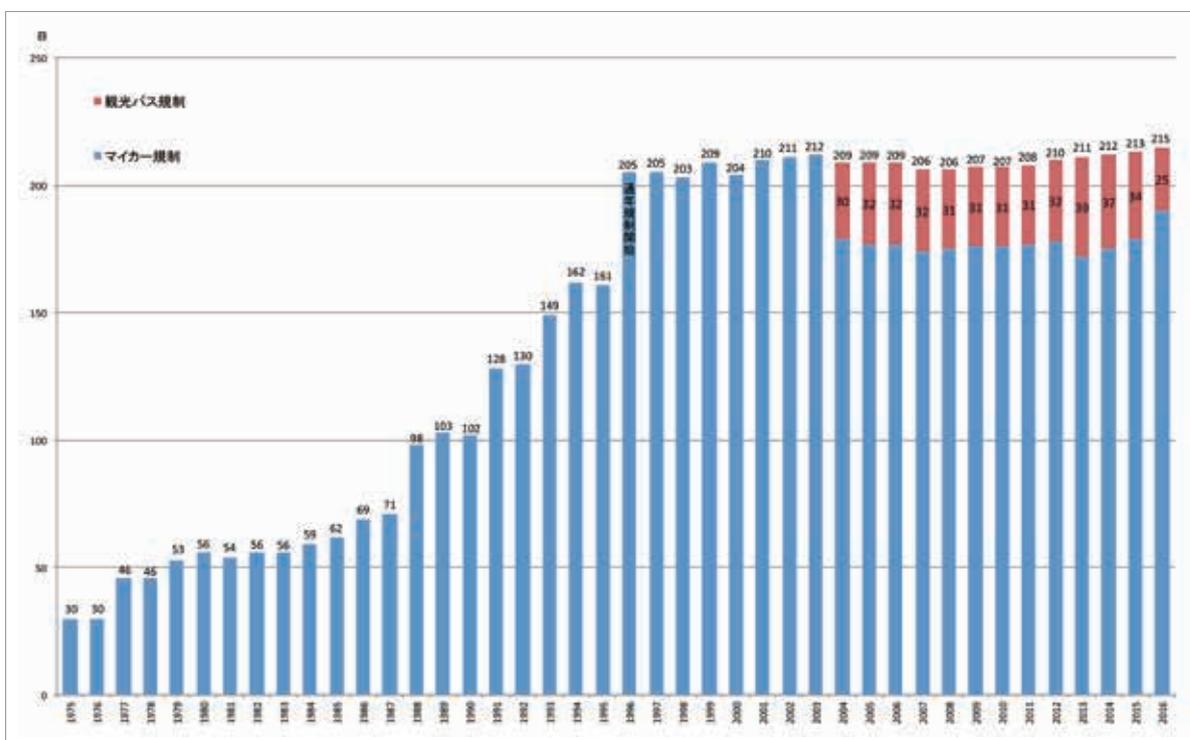


図12 マイカー規制、観光バス規制日数の推移

平成25（2013）年には環境省により沢渡ナショナルパークゲートが、松本市によりバスターミナル施設が建設されました。シャトルバスやタクシーの乗換え時に、上高地自然情報や登山情報、ルールなどの情報提供が行われています。

8 祭礼や催し

(1) 上高地開山祭 (主催：上高地町会)

冬期間通行止めとなっていた県道上高地公園線が4月中旬に開通し、上高地に春の観光シーズンの幕開けを告げるお祭りとして、昭和42(1967)年から毎年4月27日に河童橋のたもとで開かれています。アルプホルンの美しいファンファーレの後、シーズン中の山の安全と繁栄を祈願する神事が執り行われます。獅子舞や太鼓の演奏後、河童橋の中央で鏡開きが行われ、一般参加者に樽酒が振る舞われます。その後、小梨平周辺で野宴が開かれます。開山祭に訪れる観光客は毎年およそ2,000人に上ります。



(2) ウェストン祭 (主催：日本山岳会)

日本アルプスを世界に紹介し、日本近代登山の父といわれたイギリス人宣教師、ウォルター・ウェストンの功績をたたえ、毎年6月の第一日曜日に、ウェストン広場にあるレリーフの前で開催されます。

地元小学生による献花、参加者全員による黙とう、小学生の合唱に続き、詩の朗読や登山家による記念講演が行われます。前日には、ウォルター・ウェストンが通った松本市安曇島々(島々宿)を出発して徳本峠を越え上高地に入る記念山行も行われます。



(3) 槍ヶ岳播隆祭 (主催：槍ヶ岳山荘)

播隆上人は、天明6年(1786)年に越中国(現富山県)に生まれた念仏僧で、文政11(1828)年槍ヶ岳に初登頂し、阿弥陀如来、観世音菩薩、文殊菩薩の3体の仏像を槍ヶ岳山頂に安置しました。また、信者が登りやすくするために鉄鎖を取り付けるなど、その偉大なる功績を偲び、毎年9月上旬に槍ヶ岳山荘において、映画会、歌の会、講演会が行われます。

(4) 明神池お船祭り (主催：穂高神社)

明神池のほとりが紅葉に染まる毎年10月8日に執り行われるお祭りです。昭和26(1951)年から続けられている行事で、一帯が荘厳な雰囲気包みこまれる中、平安朝の衣装を纏った神主と巫女を乗せた、龍頭・鶴首の2隻の船が、雅楽の調べとともに明神池を回る神事が行われた後、穂高神社奥宮例大祭が行われます。山の恵みへの感謝と一年間の安全を祈願する古式ゆかしいお祭りが行われ、同時に北アルプスで遭難した人の慰霊祭も行われます。



(5) 上高地閉山式（主催：上高地観光旅館組合）

上高地の観光シーズンを締めくくるイベントとして、毎年11月15日に河童橋たもとにて執り行われます。穂高神社の神主による神事が行われ、シーズン中の自然の恵みに感謝し翌シーズンの安全を念願します。

(6) 山の日記念全国大会

「山の日」は平成28（2016）年に施行（平成24年制定）された国民の祝日の一つです。平成28年8月10～11日に、松本市で第1回山の日記念全国大会が開催されました。8月11日に上高地で行われた記念式典には皇太子殿下ご一家がご臨席され、式典のほか記念行事などには延べ17,300人が訪れました。



9 施設等

本地域は、原始的な自然が残る場所であるとともに、山岳登山や観光での利用も多い場所であり、利用者の快適性や安全確保のため様々な施設が設置されています。山小屋、ホテル・旅館等の宿泊施設、売店、トイレといった建築物、砂防・治山堰堤等の防災施設、車道、歩道、車道等に附帯する擁壁、側溝、落石防止用ネット、ガードロープ、案内板や標識等があります。また、指定文化財施設や歴史を物語る岩小屋や石室の遺構、モニュメント等もあり、利用者にも上高地の歴史を伝えています。

主な施設等の位置を図13から18に示します。

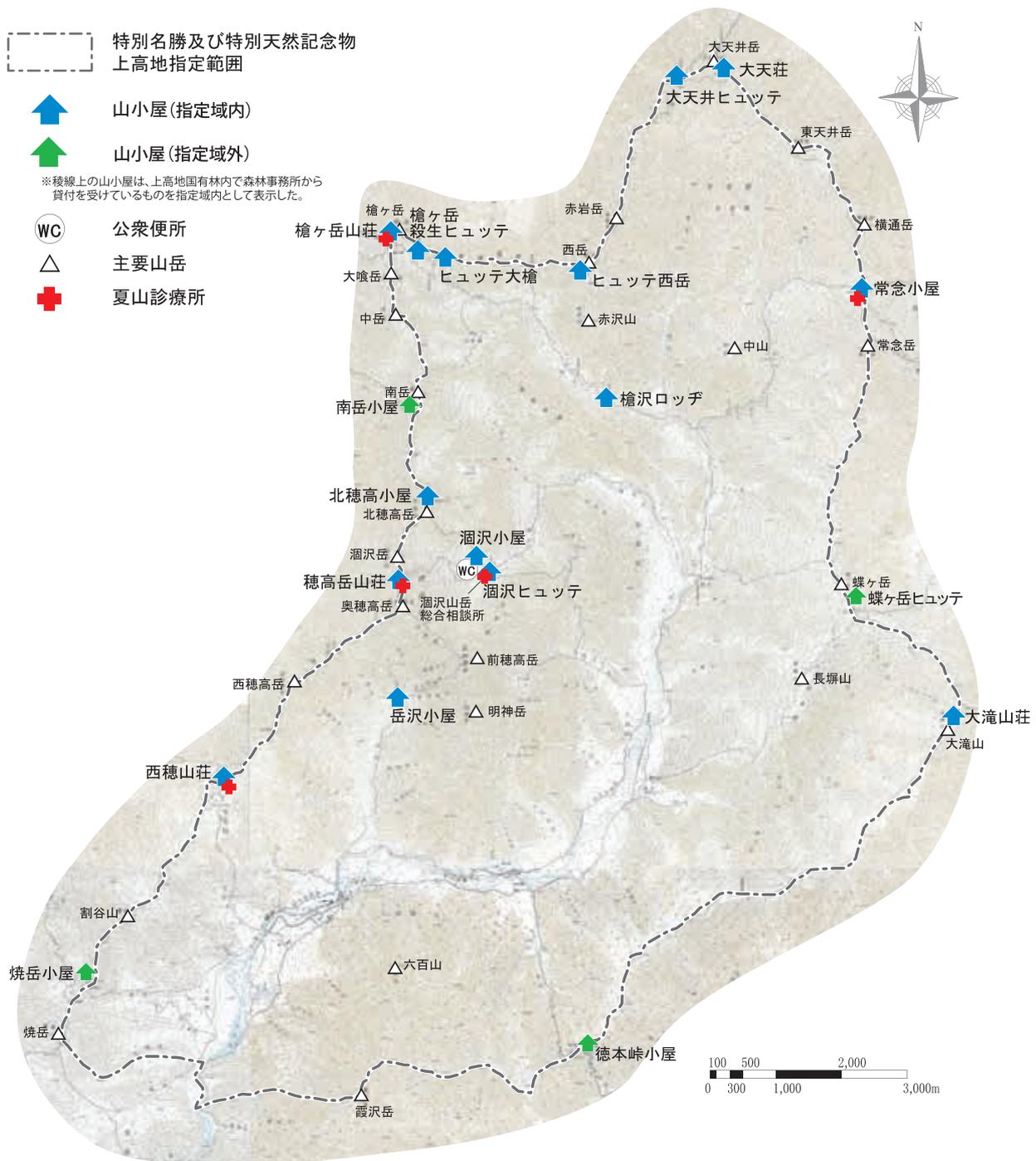


図13 山岳部の山小屋等施設の位置

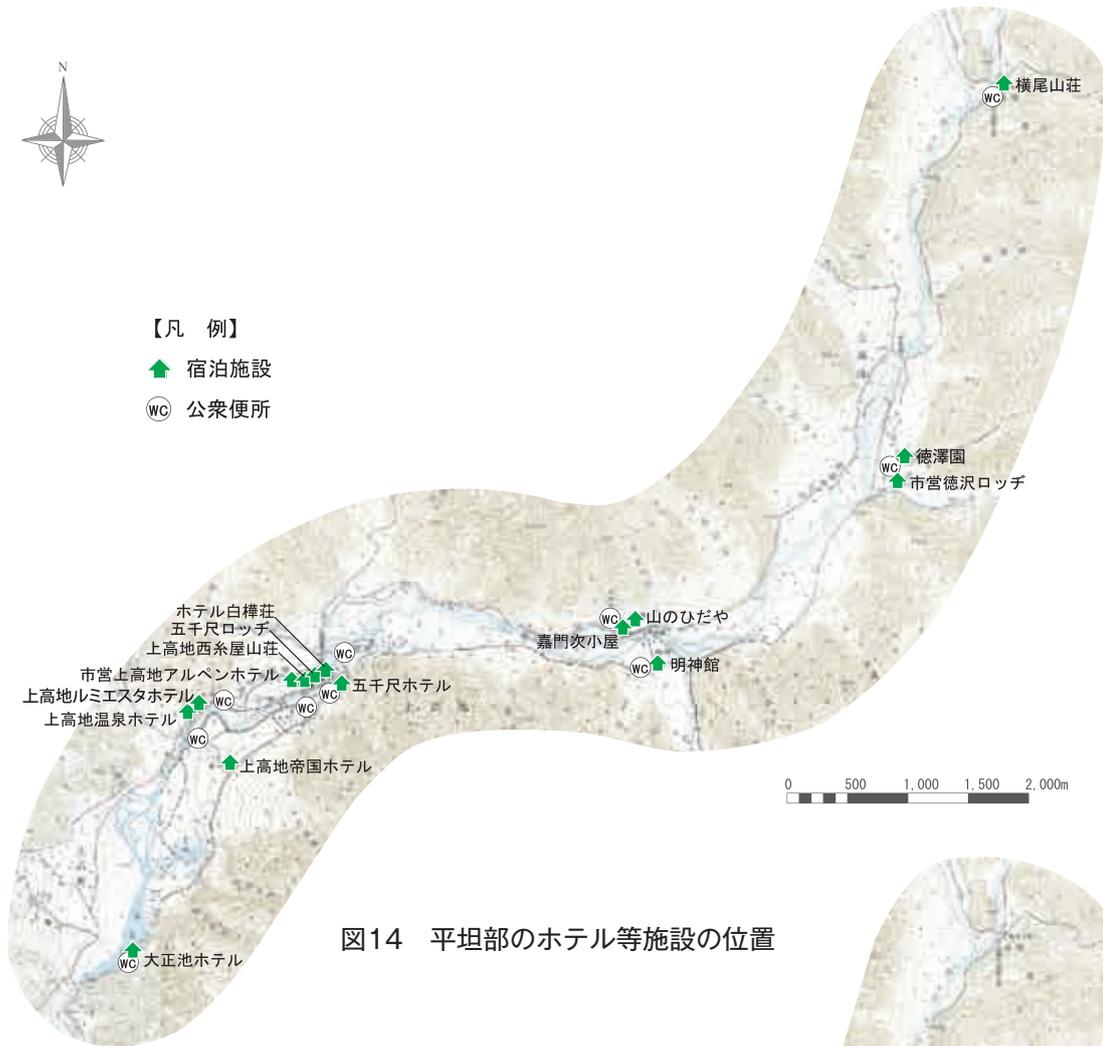
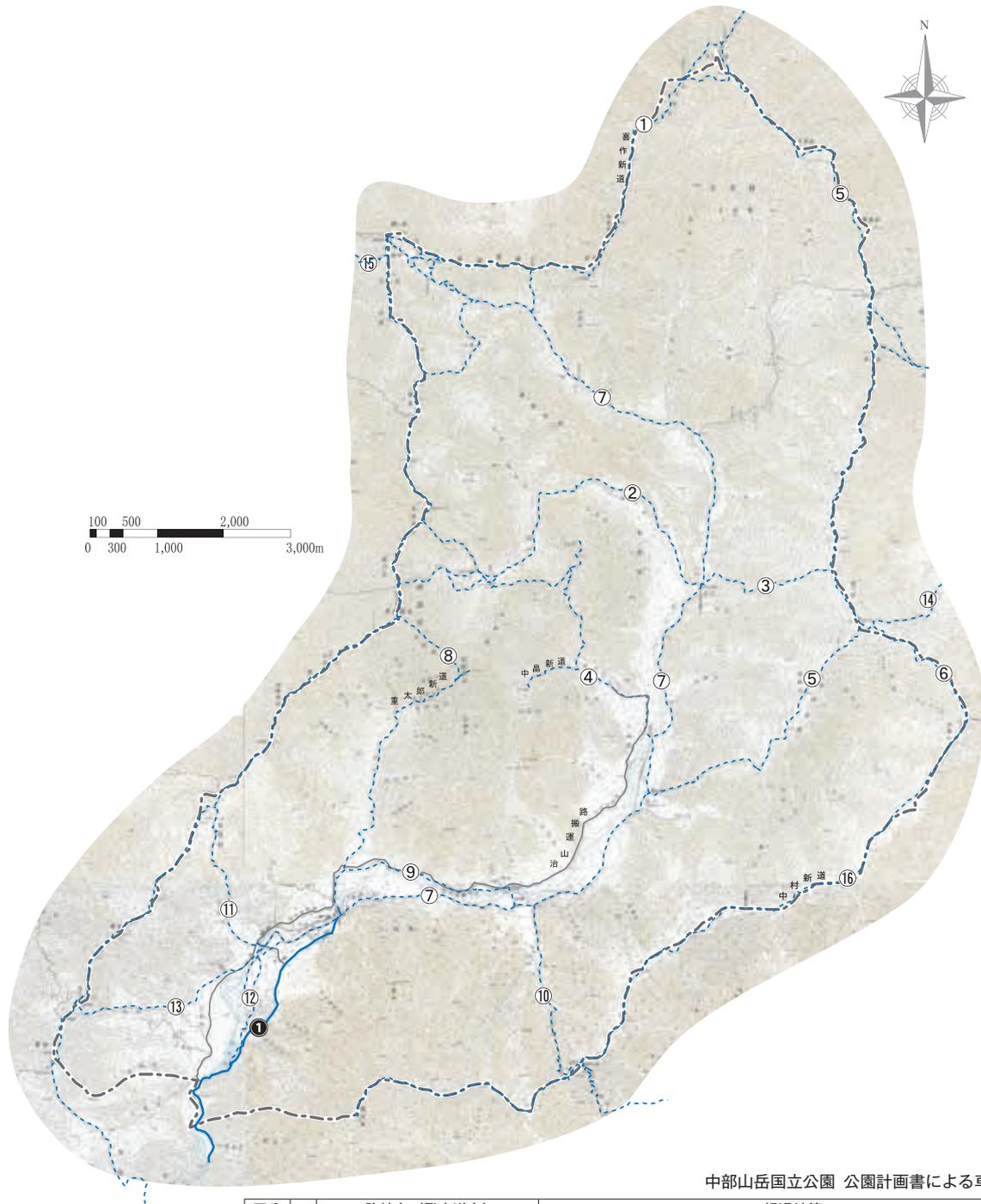


図14 平坦部のホテル等施設の位置



図15 平坦部の事務所等施設の位置



中部山岳国立公園 公園計画書による車道・歩道

区分	路線名(登山道名)	経過地等
車道	① 上高地線	高山松本線道路から分岐し、上高地集団施設地区へ到着
歩道	① 中房檜ヶ岳線(喜作新道)	中房温泉から大天井岳、赤岩岳を経て檜ヶ岳へ至る登山歩道
歩道	② 横尾・穂高岳線	横尾で上高地・檜ヶ岳線から分岐し、檜穂高連峰縦走線へ到達する登山歩道
歩道	③ 横尾・蝶ヶ岳線	横尾で上高地・檜ヶ岳線から分岐し、徳沢・大天井岳線へ到達する登山歩道
歩道	④ 新村橋・潤沢線(中畠新道)	徳沢で上高地・檜ヶ岳線から分岐し、横尾・穂高岳線へ到達する登山歩道
歩道	⑤ 徳沢・大天井岳線	徳沢で上高地・檜ヶ岳線から分岐し、蝶ヶ岳、常念岳を経て大天井岳へ至る登山歩道。中房檜ヶ岳線へ合流
歩道	⑥ 徳沢・大滝山線	徳沢で上高地・檜ヶ岳線から分岐し、大滝山を経て徳沢・大天井岳線へ到達する登山歩道
歩道	⑦ 上高地・檜ヶ岳線	上高地集団施設地区から徳沢、横尾、檜沢を経て檜ヶ岳へ至る登山道
歩道	⑧ 檜穂高連峰縦走線(重太郎新道)	上高地集団施設地区から穂高連峰を縦走し檜ヶ岳へ至る登山道
歩道	⑨ 河童橋明神池線	上高地集団施設地区から梓川右岸を通り明神へ至る自然探勝歩道 上高地・檜ヶ岳線へ合流
歩道	⑩ 鳥々明神線	鳥々谷から徳本峠を経て上高地集団施設地区方向へ至る登山道
歩道	⑪ 上高地西穂高岳線	上高地集団施設地区から西穂高岳への登山道
歩道	⑫ 上高地大正池線	上高地集団施設地区から大正池への自然探勝歩道
歩道	⑬ 上高地中尾線	上高地集団施設地区から新中尾峠を経て中尾温泉方面へ至る登山道
歩道	⑭ 三股蝶ヶ岳線	三股から徳沢・大天井岳線へ到達する登山道
歩道	⑮ 新穂高温泉・檜ヶ岳線	新穂高温泉から檜ヶ岳への登山道。檜穂高連峰縦走線に合流
歩道	⑯ 大滝山徳本峠線(中村新道)	徳沢・大滝山線から分岐し、徳本峠に至る登山道

図16 車道・歩道の位置

番号	所管	名称	凡例
①	松本砂防事務所	梓川本川上流床固群	○
②	松本砂防事務所	五千尺堰堤群	
③	松本砂防事務所	八右衛門沢床固	
④	松本砂防事務所	焼岳上中下堀沢砂防堰堤等	
⑤	松本砂防事務所	防災情報センター	↑
⑥	中信森林管理署	上黒沢復旧治山	○
⑦	中信森林管理署	奥又白沢復旧治山	
⑧	中信森林管理署	徳沢復旧治山	
⑨	中信森林管理署	白沢復旧治山	
⑩	中信森林管理署	六百沢復旧治山	
⑪	中信森林管理署	善六沢災害関連	
⑫	中信森林管理署	玄文沢復旧治山	↑
⑬	中信森林管理署	上高地治山事業所詰所	
⑭	中信森林管理署	横尾冬期避難小屋	↑
⑮	松本自然環境事務所	玄文沢ヘリポート	●
⑯	松本市	松本市消防団上高地消防隊詰所	↑

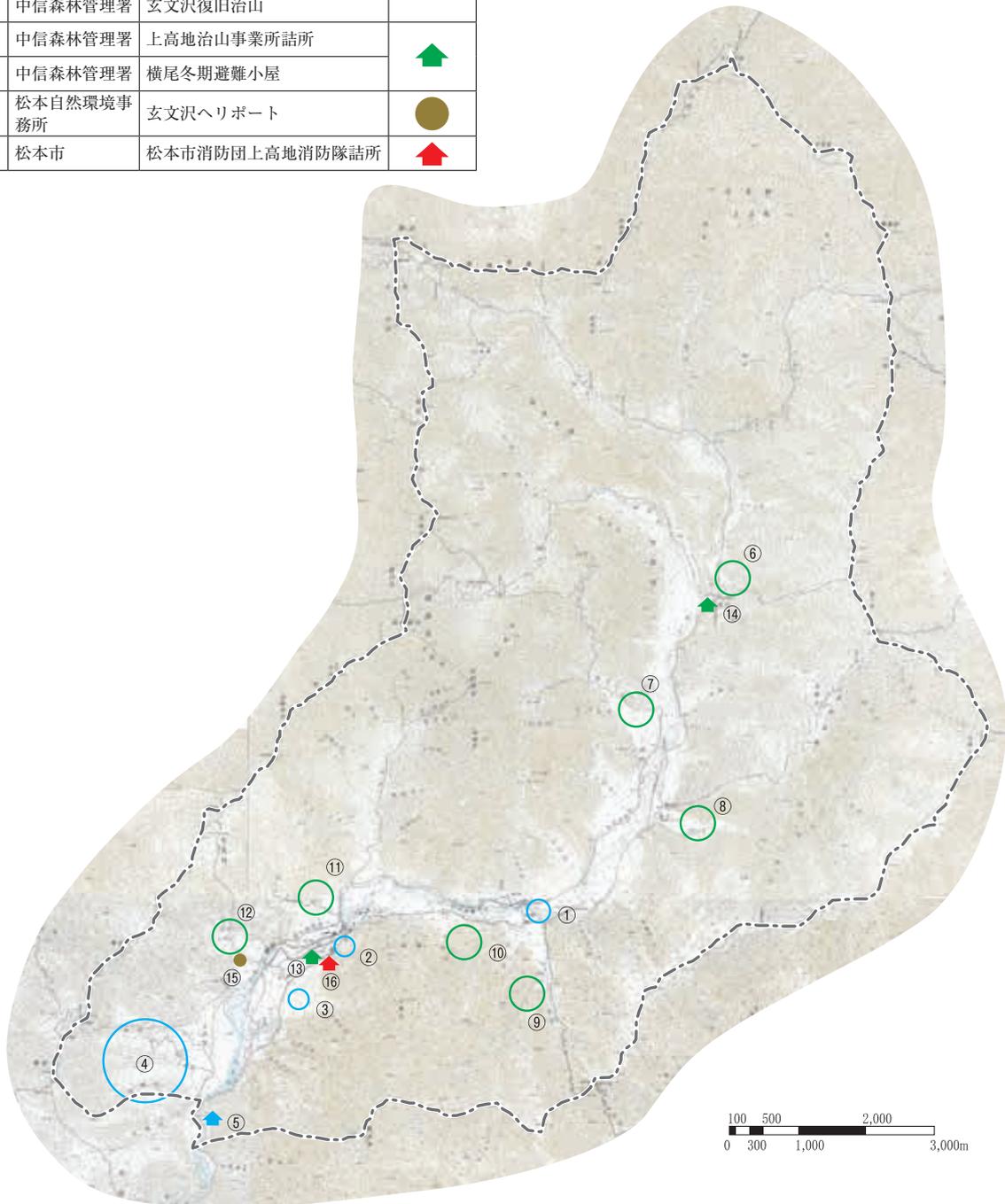


図17 防災施設の位置

国指定文化財

番号	種別	文化財の名称	凡例
①	国登録有形文化財	嘉門次小屋囲炉裏の間	●
②	国登録有形文化財	旧上高地孵化場飼育池・物置	
③	国登録有形文化財	徳本峠小屋休憩所	

その他の重要施設

番号	形態等	名称等	凡例
④	岩小屋	坊主の岩小屋	●
⑤	岩小屋	赤沢の岩小屋	
⑥	岩小屋	横尾の岩小屋	
⑦	岩小屋	フカスの岩小屋	●
⑧	石室	二ノ俣の石室（南安曇教育会建設）	
⑨	石室	二ノ俣の石室（長野県建設）	
⑩	石室	槍ヶ岳の石室	
⑪	石室	槍沢の石室（石柱のみ）	
⑫	モニュメント	ウェストンレリーフ	●
⑬	モニュメント	嘉門次碑	
⑭	モニュメント	内野常次郎碑	
⑮	モニュメント	山に祈る塔	

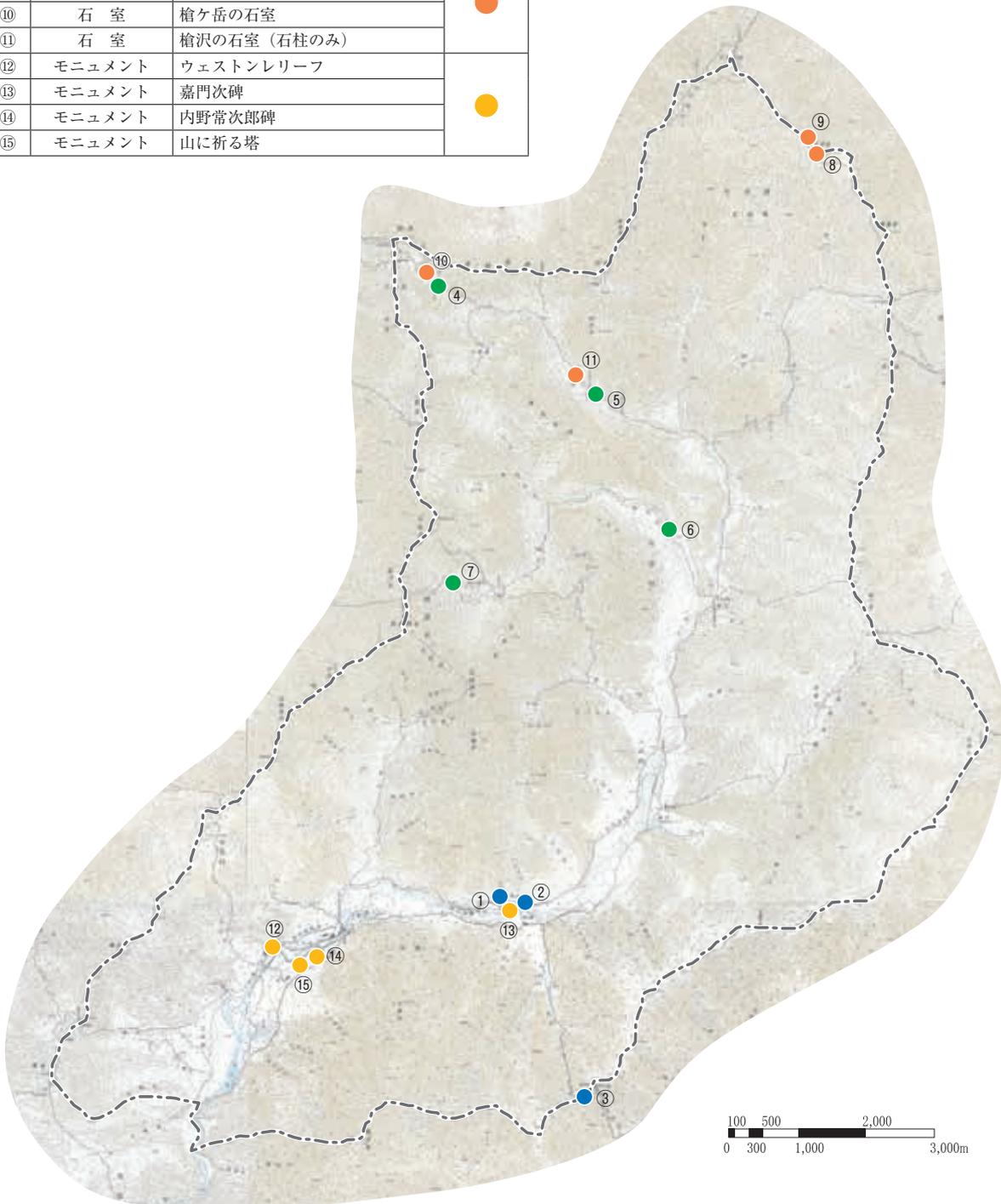


図18 文化財関連施設の位置

第3章

特別名勝及び特別天然記念物上高地の本質的価値と課題

- 1 本質的価値を構成する諸要素
- 2 本質的価値を構成する諸要素の一覧
- 3 特別名勝及び特別天然記念物上高地をめぐる課題

第3章 特別名勝及び特別天然記念物上高地の本質的価値と課題

1 本質的価値を構成する諸要素

本地域の本質的価値を構成する諸要素を、山岳や河畔などで見られる多様な景観で構成される名勝的諸要素と、豊かな自然や特徴的な地形で構成される天然記念物的諸要素に区分し、以下に挙げます。

(1) 名勝的諸要素

本地域は、標高1,500メートル付近の平坦部から3,000メートルを超える山岳地を含んでおり、その自然環境の多様さゆえ、歩く場所や季節により眺望や景色の組み合わせは変化し、来訪者はそれぞれ違った景観を楽しむことができます。このような自然環境が作り出す景観は本地域の最大の魅力の一つです。

また、人々の営みの中で、景勝地である本地域の景観と調和するよう工夫され造られてきた様々な施設や、今回の改訂に当たり新たに認識された名勝的要素として、ウォルター・ウェストンを筆頭に多くの人々に評価されてきた、歴史的、人文的な背景をもつ景観が挙げられます。

以下に、本地域の名勝的諸要素を山岳景観、河畔景観、施設や人文的な景観に区分し、その特徴を述べます。また、この項において掲載した景観写真(①~④⑩)の撮影地点を図19(p.93)に示します。

ア 山岳景観

本地域は周囲を槍ヶ岳、穂高岳、焼岳、常念岳、大天井岳等の3,000メートル級の山岳に囲まれています。平坦部から見上げるこれらの山々や、山頂あるいは登山道からの眺望、氷河地形など峻険な山々がつくり出す景観は古くから多くの人々を魅了してきました。

また、山岳部に位置し、周囲の地形や環境、風景に合わせ建てられてきた山小屋や天然の大岩を利用した岩小屋、歴史を物語る祠等の構造物も、山岳景観を構成する要素の一つと言えます。

山岳地帯には、地形・地質等からみた学術的に貴重な要素も多く、南岳獅子鼻の火山岩層による横縞模様(北穂高岳山頂より)と傾動、奥又白池からの前穂東壁からIV峰の岩壁の横縞模様、天狗原(氷河公園)、涸沢カール、堆石堤、鋸歯状山稜(前穂高岳北尾根など)、氷食尖峰(槍ヶ岳など)等の氷河地形、世界最若年代の滝谷花崗閃緑岩(ウェストンレリーフが埋め込まれている岩盤等)、蝶ヶ岳等では二重山稜を見ることができます。

ハイマツ等の針葉樹林や高山蝶等、山岳地帯に生育・生息する動植物も景観の一部です。

【代表的な山岳景観】



① 穂高連峰（南岳より）



② 槍ヶ岳（大喰岳より）



③ 槍・穂高連峰の岩稜（北穂高岳山頂より）

穂高連峰は、日本で3番目の高さを誇り日本百名山（『日本百名山』深田久弥著、新潮社による。）などに選定されている北アルプス最高峰の奥穂高岳を始め、前穂高岳、北穂高岳、西穂高岳などからなります。古くから「穂高大明神ノ山」と言い伝えられ信仰の対象とされてきました。

昭和32（1957）年に井上靖が発表した『氷壁』の舞台になりました。

上高地を訪れた多くの文人墨客や画家たちが、歌や絵に残してきた景観であり、上高地の象徴とも言える山岳景観です。

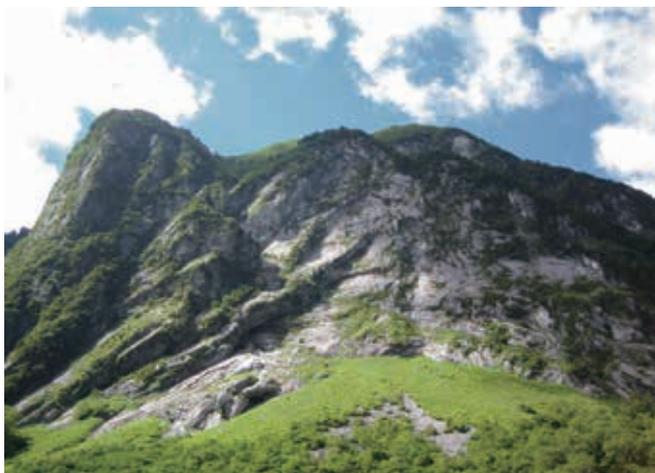
槍ヶ岳は、標高3,180メートルで、四方向に張り出した北鎌尾根・西鎌尾根・東鎌尾根・南尾根がつくる、鎌の刃を思わせるような鋭い尾根の上に、剣のような鋭い槍峰が天を突くように堂々とそびえています。

文政11（1828）年に播隆上人が開山し、頂上に仏像を安置したとされます。ウォルター・ウェストンは槍ヶ岳を「日本のマッターホルン」と呼びました。



④ 焼岳

焼岳は、標高2,455メートル、現在も噴煙を上げる活火山です。大正4（1915）年の大噴火により流出した泥流が、梓川を堰き止め、大正池を出現させました。



⑤ 屏風岩

屏風岩は、日本三大岩壁の一つに数えられており、まさに屏風を押し立てたようです。



⑥ 天狗原（氷河公園）

天狗原カールは、氷河地形の展示場ともいわれ、雪解け水でできた天狗池には「逆さ槍」が映ります。

【その他の山岳景観】



⑦ 奥穂高岳からの眺望



⑧ 常念岳



⑨ 西岳



⑩ 焼岳の噴煙



⑪ 涸沢カール



⑫ 涸沢の紅葉

イ 河畔景観

県道上高地公園線から上高地に入ります目に入るのが、枯れ木が立つ大正池とその背後にそびえる穂高連峰です。そこに焼岳が加わり、上高地を代表する見事な景観をつくりあげています。また、河童橋から望む3,000メートル級の山岳を背景とした梓川の清流も本地域に欠かせない景観であり、河童橋が架けられて以降写真等の資料として多く残されていることから、過去においても上高地の重要な名勝的要素として捉えられてきたと言えます。

梓川沿いにはケショウヤナギ等の河畔林が発達し、河原は様々な礫が混ざり合い河床も美しく、神が住むとされ信仰されてきた明神池や、田代池を囲む植生豊かな田代湿原などの河畔景観は、登山客のみならず散策を目的とする観光客も魅了するものです。

【代表的な河畔景観】



⑬ 大正池と穂高連峰

大正4（1915）年の焼岳大噴火により出現した大正池の畔からの景観は、上高地を代表するものです。

昭和初期には、立木が数千本あったと言われます。河床上昇と焼岳からの土砂流出により面積や立木が減少し、往時の姿とは変わってきています。



⑭ 梓川と穂高連峰（河童橋より）

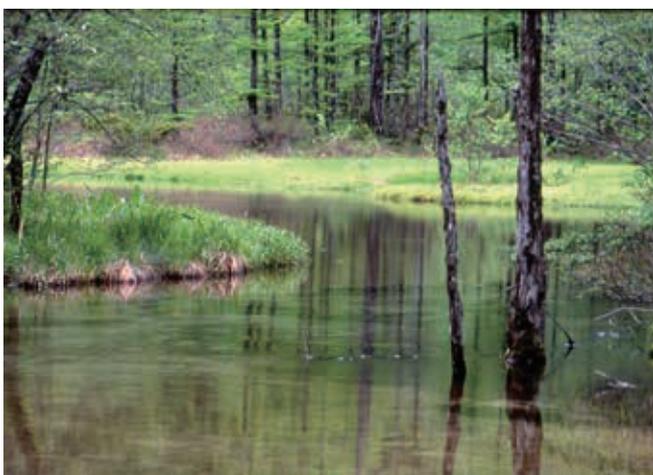
河童橋からの眺望は、来訪者の主要な視点場の一つです。周囲と調和する河童橋を代々架け替えてきたことで、守られてきた景観と言えます。



⑮ 明神池

穂高神社の裏手に位置する明神池は、背後に構える明神岳から常に伏流水が湧き出しており、濁ることはありません。一ノ池、二ノ池、三ノ池の3つの池からなります。

毎年10月8日には「お船祭り」が行われます。



⑯ 田代池

霞沢岳や六百山からの伏流水が湧き出し、透き通った水をたたえる田代池。周囲には湿原が広がります。



⑰ ケシヨウヤナギの河畔林

ケシヨウヤナギは本地域の河畔林の主要な構成要素で、紅葉期には赤く染まり、新緑期とは違った景観が楽しめます。

【その他の河畔景観】



⑱ 梓川と焼岳（河童橋より）



⑲ カラマツの黄葉



⑳ 岳沢湿原



㉑ 田代湿原



㉒ 清水川



㉓ 網目状に流れる梓川

ウ 施設や人文的な景観

ここで挙げる施設等は、前述した山岳景観・河畔景観要素であるとも言えます。

本地域には、多くの山小屋・ホテル等の宿泊施設や橋梁等の構造物があり、周囲の景観と調和するよう配慮されています。岩小屋やモニュメント等の文化財施設もあり、これらもまた風景にとけ込むとともに、歴史的な人との関わりを伝えています。

【代表的な施設等の景観】

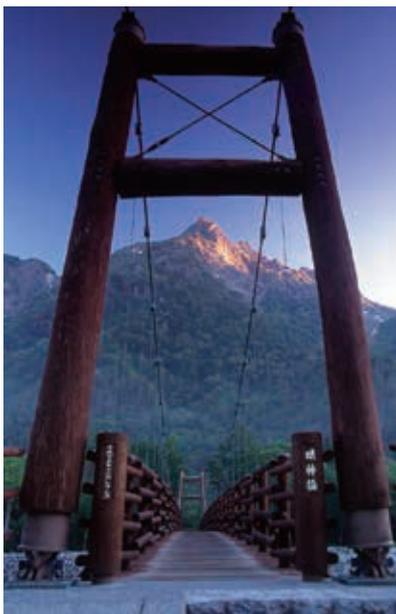


⑳ 河童橋

本地域には、いくつかの橋梁がありますが、それぞれからの眺望、あるいは橋梁自体と周囲の自然環境からなる景観は視点場となることも多く、また、様々な登山道への経由地としても、重要な施設です。

中でも本地域の象徴と言えるのが河童橋で、多くの来訪者で賑わい、その上から眺める上流側の梓川と穂高連峰、あるいは下流側の梓川と焼岳を背に写真を撮る姿はよく見られます。

また、明神地区には明神橋が架かっています。現在の橋は平成15（2003）年に架け替えられたもので、左岸側からは橋と明神岳が重なるような景色が見られます。その他、新村橋や横尾大橋など、それぞれ周囲の景観と調和した仕様となっています。



㉑ 明神橋



㉒ 横尾大橋



⑳ 坊主の岩小屋

坊主の岩小屋は、槍ヶ岳を開山した播隆上人が参籠したことで知られます。

その他、現役の「フカスの岩小屋」や二ノ俣・槍沢の石室の遺構などが残っています。



㉑ 嘉門次小屋

嘉門次小屋は、「上高地の主」として慕われた上條嘉門次に由来する山小屋であり、囲炉裏の間は国の登録有形文化財です。



㉒ 槍ヶ岳頂上の祠

槍ヶ岳頂上の祠は、槍ヶ岳を開山した播隆上人が設置したとされ、その後更新され引き継がれています。



③⑩ 上高地帝国ホテル

上高地帝国ホテルの赤い屋根、山小屋風で自然石を用いた外壁は、建設当初（昭和8年）から引き継がれ、その後の上高地における建築の仕様を方向付けました。

【その他の施設等の景観】



③⑪ 涸沢ヒュッテと涸沢小屋



③⑫ 上高地駐車場



③⑬ ニノ俣の石室（南安曇教育会建設）



③⑭ ウェストンレリーフ

【人文的な景観】

人文的な景観として、W. ウェストンが絶賛した徳本峠からの眺望や、絵に描かれた六百山など、昔の文献に記述され評価されてきた景観、写真や絵はがき等の視点場からの景観が挙げられます。

また、穂高連峰や焼岳、大正池や河童橋からの眺望など前述の山岳景観や河畔景観で挙げた多くの景観が、昔からよく鑑賞され、写真等に多く残されてきた人文的な景観であり、現在も主な視点場となっています。



③⑤ 徳本峠からの眺望



③⑥ 六百山と霞沢岳



③⑦ 小梨平



③⑧ 明神岳と梓川



③⑨ 大正池と焼岳



④⑩ 河童橋と穂高連峰（※撮影位置は②に同じ）

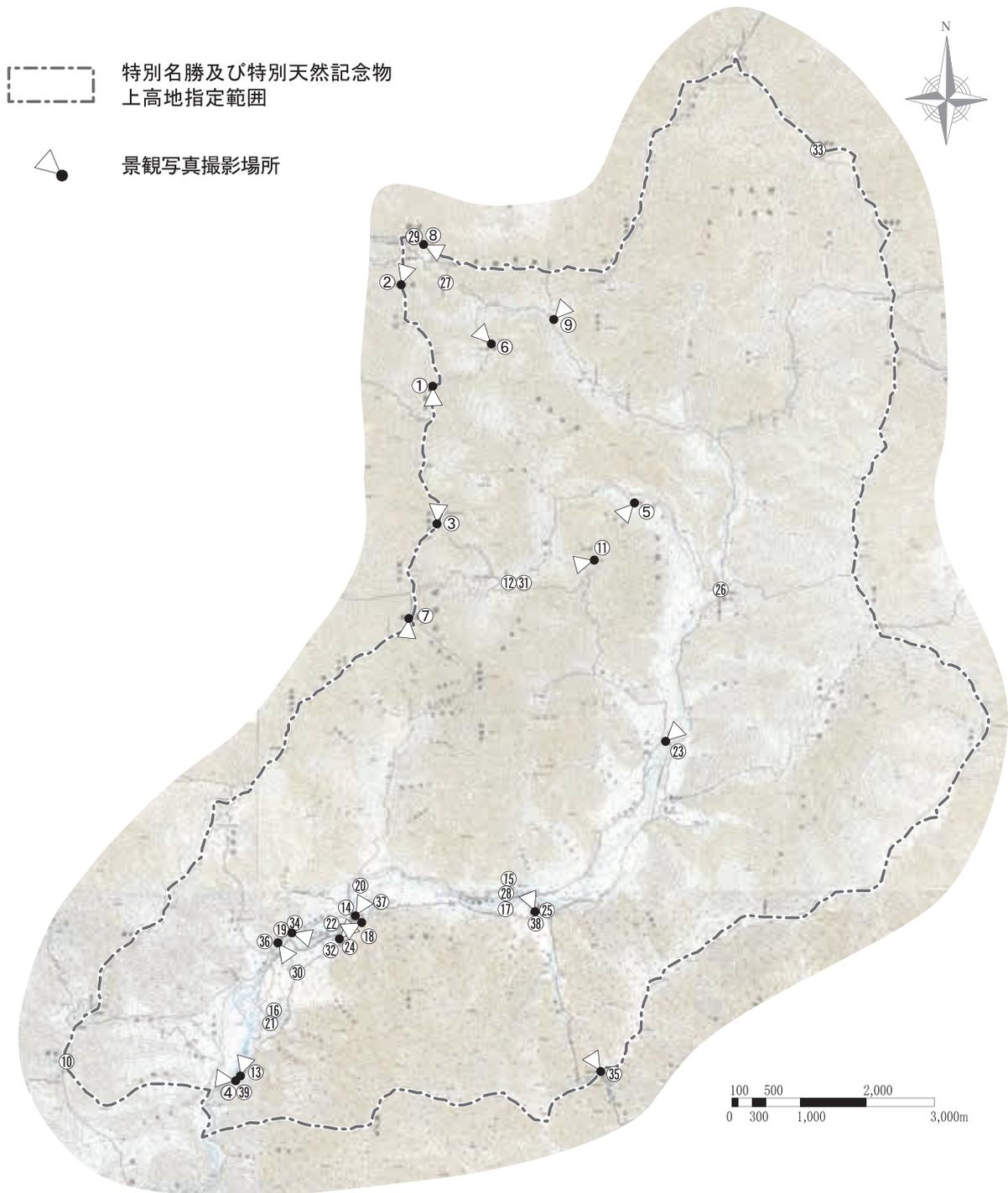


図19 写真撮影位置

(2) 天然記念物的諸要素

ア 地形・地質

(ア) 地形

本地域の地形の概要は「第2章 特別名勝及び特別天然記念物上高地の概要 2 地形・地質 (p.15)」で示しましたが、現在の地形が形成される上で、特徴的な作用として以下の点が挙げられます。

a 槍・穂高連峰の火山活動

槍・穂高連峰には175万年前頃に活動していた巨大カルデラ火山(槍・穂高火山)が存在していたということが近年の研究により解明されました。槍・穂高火山活動の概要は以下のとおりです。

1億年以上前、現在の槍ヶ岳周辺では結晶片岩、平坦部では頁岩が地盤のほとんどを構成していました。そこにおよそ6,000万年前に大量のマグマが地中に貫入し、頁岩もその際広範囲にわたり熱変成しました。マグマは時間をかけ冷却し、奥又白花崗岩を形成しました。

約200万年前に新しいマグマが上昇してきて、北アルプスの地下にマグマ溜まりをつくり始めました。最初は溶岩を噴出する程度の活動でしたが、その後、2回(176万年前、175万年前)にわたり大火砕流を噴き上げ、同時に地盤が大陥没して地表に深さ3,000メートルに達するカルデラが形成されました。

この2回の大噴火により放出された火山灰は、1回目の活動で400立方キロメートル、2回目の活動で300立方キロメートルの合計700立方キロメートルに及びました。カルデラの壁を乗り越えた火砕流は、飛騨地域全域と長野県の西半分に流走し、新穂高温泉付近で層厚400メートル、40キロメートル西にある現在の高山市街地でも100メートルの火砕流堆積物を残しました。降灰の範囲も広く、南西300キロメートルの淡路島や東250キロメートルの房総半島にも火山灰が大量に積りました。房総半島の黄和田にある地層には、1回目75センチメートル、2回目150センチメートルの厚さの火山灰が積りました。カルデラの大きさは東西約6キロメートル、南北約16キロメートルに及び、南の縁は上高地平坦部を越え釜トンネルの先まであり、北の縁は北鎌尾根の先まで達しました。

このカルデラ内部には火砕流が堆積し、自らの熱で溶結して固まり、それが槍・穂高連峰のほとんどを構成する層厚1,500メートル以上の溶結凝灰岩となりました。この溶結凝灰岩がまだ熱いうちにカルデラ中央部が陥没沈下したため、溶結凝灰岩層は中央に向かってたわんだ凹地をつくり、そこに厚さ300メートル以上にわたって堆積して残ったのが南岳凝灰角礫岩層で、この層には河川により周囲から運ばれた砂礫層が挟まれています。

170万年前には凝固した溶結凝灰岩の岩層内部の割れ目やカルデラ壁に沿ってマグマが侵入し、閃緑斑岩や文象斑岩として固結していきました。地下のマグマ溜まりは上昇を続け、140万年前には地下3キロメートルの場所でカルデラに底付けしました。

その後マグマの活動は沈静化し、安定した時代が続きましたが、プレート同士の押し合いの力が変化することにより、100万年前に北アルプスの隆起活動が激しくなりま

した。この隆起活動により、標高1,000メートル程度の低い場所にあった槍・穂高カルデラもしだいに標高を高めていき、3,000メートルにまで持ち上げられました。

その際、隆起と並行して開始された侵食によりカルデラ壁を形成した岩層はほとんど失われましたが、カルデラを埋積していた溶結凝灰岩は硬く侵食に抵抗力があり、今の槍・穂高連峰の基本構造が残りました。更に6万年前と2万年前の氷河が岩を削りこんでいき、現在の鋭角な山谷を形成しました。

滝谷から大切戸を経て獅子鼻までは最初の大噴火の火砕流堆積物（溶結凝灰岩）が、獅子鼻には静穏期にカルデラ内に堆積した砂礫層や火山灰層が縞模様をなして露出しており、巨大カルデラ火山の地下の様子が観察できます。こうした場所は世界的に見ても大変珍しいものです。

b 山岳氷河地形の形成

氷河は、幾度となく地球に訪れた寒冷期において、日本では高緯度地方や山岳地域にしばしば発生し、特徴的な地形や堆積物を形成してきました。中～低緯度地方の高山地域に限定されて分布する氷河を山岳氷河といいます。

氷河は積雪が圧密により高密度化したものですが、内部に様々な岩石片を含み、長い時間をかけて流動移動するため、その過程で流水にはない特徴的で強力な侵食作用を行います。山岳地域における流水による侵食は、河川流路に沿った下方への侵食が強く働くためにしばしばV字谷を形成します。一方、氷河は流動する固体のために側面への侵食も強力に働き、結果としてU字谷を形成します。山腹を流下した氷河はスプーンですくったようなカール地形を形成します。

寒冷期が終わり氷河が縮小・消滅すると、その流下経路の側面や末端には氷河により運搬された堆石が取り残されます。こうした堆石は特徴的な地形をなし、堆石堤と呼ばれます。カール地形の内部には、既存の岩盤が氷で削り磨かれた結果、円頂丘や羊背岩ができ、側壁には擦痕や岩盤を強くえぐった氷河溝などが残されています。また、堆石堤が雪解け水を堰き止め、カール底湖を形成することもあります。

槍沢右岸にある天狗原カールは氷河公園と呼ばれ、これらの氷河地形の展示場とも言われています。

槍・穂高連峰の東面には、日本で最も大規模で形態の整ったカール・氷食谷が分布しています。そのため1900年代前半期から多くの研究が行われました。北アルプスの大きな氷期は6万年前（古期：横尾期）と2万年前（新期：涸沢期）の2回あり、槍沢など下方に位置する大きなU字谷は6万年前、涸沢など高いところのできたカールなどの氷河地形は2万年前の氷期によってできました。これは、2万年前は降雪量が6万年前に比べ少なく、山の上部にしか雪の堆積層が形成されなかったためです。

北穂高岳と南岳を鋭く絶つ大切戸は、氷河によって造られた代表的な氷河遺跡で、大切戸ができたのは2万年前の氷期でした。槍ヶ岳は、槍沢、天上沢、千丈沢、飛騨沢の氷河が四方向から岩盤を削り、尖った部分が残った地形です。このように、カールとカールの間の侵食を免れた部分には鋸歯状山稜（前穂高岳北尾根など）や氷食尖峰（槍ヶ岳など）が形成されます。

c 堰止めによる上高地平坦部の形成

本地域の地形の特徴に、山岳地帯の中に土砂を貯め込む堆積盆地として、上高地の平坦部が存在していることが挙げられます。これには火山活動による堰止め作用が大きな役割を果たしています。

上高地を流れる梓川は、少なくとも230万年前から64万年前までの間、高山方面に流下し、富山湾に注いでいました。64万年前に焼岳の西の貝塩谷で巨大噴火が発生し、当初、溶岩ドームをつくりましたが、山体崩壊を起こし、引き続いて巨大火砕流が発生しました。この時噴出した上宝火砕流は、40立方キロメートルもの火山灰を噴出し、30キロメートル先の高山市街地を含む500平方キロメートルの範囲が、30～200メートルもの高温の火山灰により覆われました。この噴火により、古梓川は北への転進を余儀なくされ、現在の高原川水系へと流路を変えました。

2万6千年前以降に活動を開始した白谷火山、アカンダナ火山、焼岳火山は、当時の古梓川の流路上で噴火したために、谷を埋め梓川を堰き止めることとなりました。この作用により上流部に巨大な湖が形成され、砂礫の堆積が進んだことにより山岳景観を望む広々とした上高地の平坦部の原型がつけられました。砂礫層を堆積させた堰き止めの原因は、焼岳からの火山泥流・土石流のほかに、霞沢岳からの崩壊・土石流による影響もありました。

当時の松本盆地と古梓川との間の分水嶺は、霞沢岳（2,645.8メートル）から中ノ湯の上方を通過して安房山（2,219メートル）に至る北東－南西方向の尾根をなしていました。中ノ湯の付近は南東から延びる境峠断層の通過点に当たり、標高1,500メートル程度の鞍部をなしていたと考えられます。巨大な堰止め湖は満水状態となり、堰き止め後は標高が最も低い部分となったその鞍部を乗り越え、溢流を開始しました。こうして現在の松本盆地に向かう流路への付替えが完成しました。

信州大学山岳科学総合研究所（現信州大学山岳科学研究所）が大正池の西側で実施した300メートルのボーリング調査では基盤まで到達しなかったことから、300メートル以上の堆積層があり、少なくとも西側に向かう谷の存在が実証されたとのことでした。

以上の3点のほかに、本地域の特徴として、稜線部に非対称山稜が発達することや、尾根が主稜線と平行に2つまたはそれ以上に割れたような線状凹地がみられることも挙げられます。

非対称山稜は、氷河に削られて絶壁になる東側斜面とは対照的に、西側斜面は冬期の強い偏西風のため雪が積もらず、岩石表層部の凍結と融解によって生じた緩やかな砂礫斜面や岩塊斜面が発達するためにみられます。

線状凹地は、常念岳から霞沢岳に至る稜線で目に付きます。特に、常念岳南部の蝶ヶ岳や大滝山と、大滝山から徳本峠方面に向かって南西に延びる尾根、蝶ヶ岳と徳沢間の長堀尾根、東天井岳と大天井岳間には、顕著な二重・多重山稜が分布します。かつては、残雪周辺での凍結作用によりつくられたと言われていましたが、最近では稜線に重力断層が生ずることでできたものとされています。

(イ) 地質

本地域は、美濃帯の中生層を基盤として、これを貫く白亜紀～古第三紀の深成岩類、第三紀～第四紀の火成岩類が分布しています。地質図を図20に示します。

a 美濃帯

美濃帯の中生層は、飛騨外縁帯の外側にあり、おもに三畳紀～ジュラ紀のチャート・泥岩・砂岩などによって構成されています。地層の破断、混合の繰り返しなどがおこなわれたことで、複雑な構造をもつ地質体が形成されたため、単なる地層や地層群という考え方では記述できず、主に堆積岩からなる複合岩体（コンプレックス）として扱われています。美濃帯の中生層は、主として岩相や年代に基づいて6つのコンプレックスに区分されており、本地域には沢渡コンプレックスが分布しています。

全体の構造は北東－南西の走向で、一般に北西に40～70度の傾斜を示しますが、一部では北－南方向の走向であったり、傾斜が南東に60～80度と逆転する場合があります。

b 白亜紀～古第三紀の深成岩類

糸魚川－静岡構造線西方の白亜紀～古第三紀の火成岩類は、美濃帯の中生層を貫いて広い範囲に分布しています。それらは深成岩と火山岩に大別されます。深成岩は大部分が花崗岩類で、上高地地域には奥又白花崗岩があります。

奥又白花崗岩は黒雲母花崗岩で、中粒から粗粒、優白色、石英と長石の結晶を主として、有色鉱物として黒雲母が認められます。岩質は堅硬で、一般に数十センチメートルの間隔で方状（3方向）の節理が発達しています。分布は、一ノ俣谷・二ノ俣谷・常念岳周辺から梓川右岸、六白山－霞沢岳の西斜面などです。

c 第三紀～第四紀の火成岩類

第三紀～第四紀の火成岩類のうち、火山岩は中性の溶岩・火砕岩類で、槍ヶ岳から穂高岳を中心に分布する穂高安山岩類です。穂高安山岩類は、槍ヶ岳から南岳・前穂高岳・西穂高岳と六白山にかけて、ほぼ南北方向に分布しています。下部は安山岩質の凝灰角礫岩を主とし、一部に礫岩を伴います。上部は安山岩質の溶結凝灰岩を主体としています。下部の凝灰角礫岩は淡緑色を呈し、直径数ミリメートル～10センチメートル前後の角礫～亜角礫を含み、基質は珪質の細粒火山灰です。礫種は美濃帯に由来するチャート・泥岩・砂岩などのほか、奥又白黒雲母花崗岩を含み、一部では珪化作用を受けて白色に変質しチャート様になります。溶結凝灰岩は灰白色～暗緑灰色を呈し、薄く引きのばされた岩片（火山ガラス）が認められます。岩質はきわめて緻密で、流紋岩様です。

また、深成岩として上高地平坦部の北西から滝谷にかけて花崗閃緑岩が分布します。この岩石は滝谷花崗閃緑岩と呼ばれ、その成立は140万年前で、花崗岩類の中では世界で一番若い年代を示すものです。

焼岳火山、乗鞍火山は、第四紀の時代に形成されました。それらは主に安山岩質マグ

マの活動によって形成されたものです。これらの火山は乗鞍火山帯を形成しています。

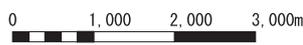
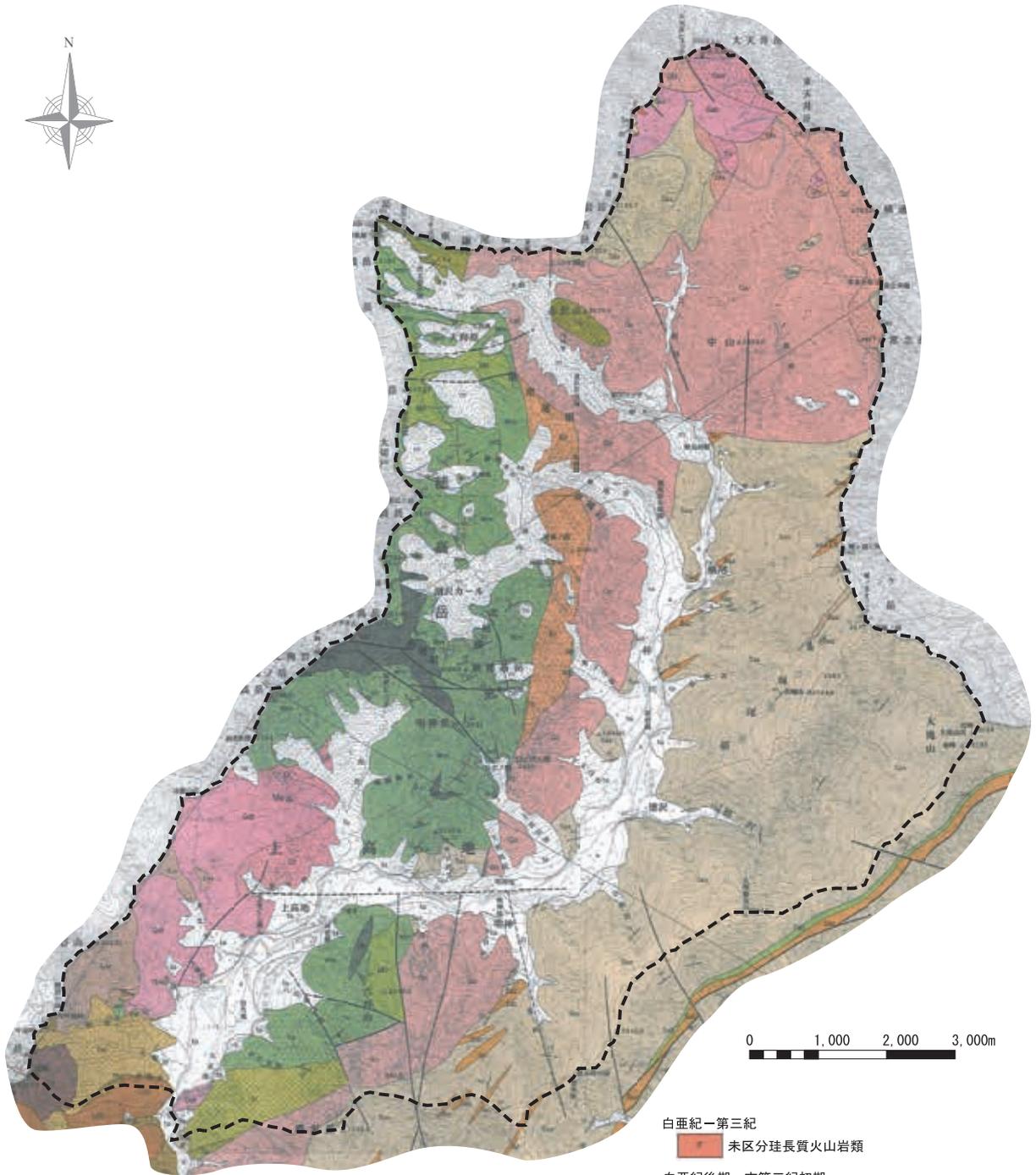
北アルプス南部の長野・岐阜県境には、侵食された火山体からなる旧期の岩坪山と割谷山、火山地形を残す新期の白谷山、アカンダナ山、それに活火山である焼岳などからなる焼岳火山群があります。

焼岳火山群は、上高地平坦部の西側に位置し、美濃帯中生層やそれに貫入した滝谷花崗閃緑岩を基盤として、南北8キロメートル、東西6キロメートルの範囲内の稜線に近い高所にあります。いずれも、共通してホルンブレンドを含む安山岩からデイサイト質の溶岩流または溶岩ドームと、火砕流や土石流などからなっています。

最後にマグマが噴出したのは約2,000年前のことで、焼岳の山頂をつくる焼岳円頂丘溶岩と中尾火砕流ができました。中尾火砕流堆積物は、山頂付近に噴出した焼岳円頂丘溶岩が崩落して生成した火砕流と土石流の堆積物です。

焼岳の噴火ではっきりした記録が残っているのは明治以降に限られ、いずれもマグマは出現しない水蒸気爆発です。明治40（1907）年以降は、噴気活動が続いています。明治40年から昭和14（1939）年までの間は、ほぼ毎年のように水蒸気爆発と思われる小爆発を繰り返しました。大正4（1915）年には頂上付近の長さ1キロメートルの割れ目火口で水蒸気爆発が起こり、東に流下した泥流が梓川を堰き止め大正池をつくりました。

その後、昭和37（1962）年に再び噴火し、焼岳小屋が被災し2人の負傷者が出ました。昭和38（1963）年にも水蒸気爆発がありました。



【凡 例】

第四紀

更新世中期-完新世

- A 現谷床および凹陷地埋積堆積物
- la 崖錐堆積物・扇状地堆積物・湖成堆積物
- Nc 中尾火砕流堆積物

更新世後期-完新世

- M モレーンおよびアウトウォッシュ堆積物
- Qy 焼岳火山 焼岳円頂丘溶岩
- Qz 焼岳火山 下堀沢溶岩
- Qv 割谷火山 溶岩類

新第三紀-第四紀

鮮新世-更新世前期

- Gc, Gt 滝谷花崗閃緑岩
- Gh 穂高安山岩類 閃緑斑岩
- Gn 穂高安山岩類 南岳凝灰角礫岩層
- Gp 穂高安山岩類 前穂高岳溶結凝灰岩層
- Gq 穂高安山岩類 八右衛門沢溶岩層
- Gr 穂高安山岩類 千丈沢角礫岩層
- Gs 穂高安山岩類 檜沢角礫岩層
- Gv 穂高安山岩類 峠沢溶結凝灰岩層

白亜紀-第三紀

- U 未区分珪長質火山岩類

白亜紀後期-古第三紀初期

- Ua 有明花崗岩上部周縁相
- Uc 有明花崗岩主岩相
- Ud 西股花崗岩
- Ue 冷沢花崗閃緑岩
- Uf トーナル岩類
- Ug 屏風ノ頭文象斑岩
- Uh 奥又白花崗岩(一ノ沢花崗岩)

三畳紀-ジュラ紀

- Jc 沢渡コンプレックス(礫岩)
- Jd 沢渡コンプレックス(砂岩・泥岩および含礫泥岩)
- Je 沢渡コンプレックス(チャートおよび珪質粘土岩)

出典：安曇村地質図(『安曇村誌第1巻』付図)
(大塚勉・木船清、1999年)を改編

図20 地質図

イ 河川・湖沼

(ア) 河川

本地域は、槍沢を源流とする梓川がその中央部を流れています。槍ヶ岳に源を発した梓川は、二ノ俣谷、一ノ俣谷、横尾谷と合流し、上高地の平坦部を流れ、この間に徳沢や白沢などと合流し、河童橋を経て大正池に及んでいます。水系概要図を図21に、河川縦断勾配図を図22に示します。

横尾谷の合流点以南は梓川の川幅が広く、側方から合流する沢や谷の数も多く、谷や沢の押し出しにより形成された崖錐堆積物はかなりの量に達します。梓川の運搬砂礫量は増加し広い河谷は埋積され、河床勾配は山間を流れる川にしては非常に緩やかで、標高は横尾で1,620メートル、徳沢で1,560メートル、明神で1,530メートル、河童橋から大正池の間は、標高1,500メートル前後です。

横尾以南で合流するほとんどの沢や谷は直線的で短く急流で侵食力があり、運搬砂礫層は梓川本流との出会いに三角形の崖錐や沖積錐を形成しています。

槍沢が一ノ俣谷との合流点まで、水平距離5キロメートルに高度差約1,500メートルという勾配で流れているのに対し、一ノ俣と横尾間は距離2.5キロメートルに落差100メートル、横尾と徳沢間は3.5キロメートルに60メートル、徳沢と明神間は2キロメートルに30メートル、明神から大正池まで3.5キロメートルに35メートルという勾配となっています。

梓川の特徴として、網状に礫床の河川が流れ、広大な氾濫原には多様な河畔植生が形成されていること、また、支流から流れてきた土砂が堆積してできる沖積錐が形成されていることが挙げられます。このような景観が残っている上高地は、本来の自然の作用が現在でも継続している日本における極めて貴重な地域であるとも言えます。



図21 梓川の水系概要図

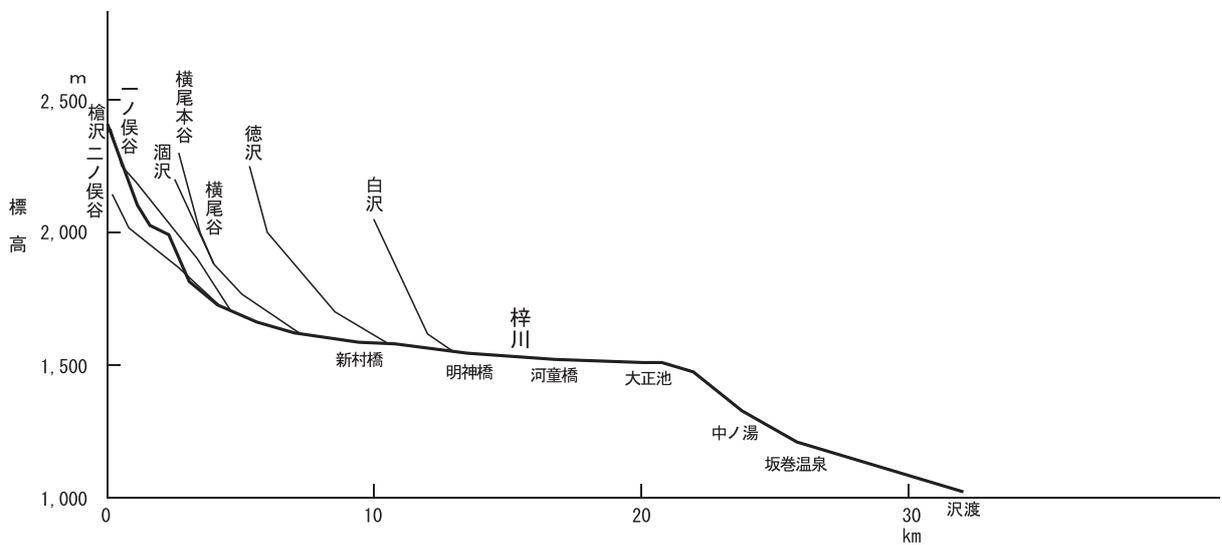


図22 河川縦断勾配図

(イ) 湖沼

主な湖沼の概要は以下のとおりです。

a 大正池

大正池は大正4（1915）年6月6日の焼岳噴火による泥流が流下し、梓川を堰き止めて形成されたものです。

大正4年の噴火は、1カ月前の5月に小さい噴火で下堀沢を泥流が流下し、梓川を堰き止めて小さい湖が出現しました。大噴火の前日（6月5日）午前8時頃、天候正常にもかかわらず、下流の島々で梓川の水の濁りと枯木の流木が確認されています。これは5月にできた小さい湖の湖尻が小決壊したためです。

6月6日午前7時30分頃、上高地で連続3回の地震があり、3回目の地震の時に大音響とともに、旧火口より下で中堀沢に長さ270メートル、幅35メートル、深さ18メートルの大亀裂が生じ（標高1,800メートル～1,900メートル）、数個の火口から噴煙・泥流が噴出し、流下した泥流が梓川を越えて霞沢岳の麓に衝突しはね返ったほどの勢いで、梓川を堰止めて大正池を誕生させました。大正池堰止めの泥流は最も薄いところで2.5メートル、長さ330メートルでした。翌6月7日には、堰止地点から長さ1,700メートル上流にいたる大正池が出現しました。

堰止泥流の侵食による減少と、焼岳などからの土石流の押し出しで、湖の面積は年々縮小しましたが、水面の標高はあまり変化しませんでした。大正15（1926）年の豪雨で、中堀沢で大崩壊が押し出し再び梓川を堰き止めたため、生成時より水位が上昇し池が拡大しましたが、大正池の末端部は水深が増加したものの、池の幅はほとんど変わりなく、池の拡大はもっぱら上流に及び、今の上高地温泉付近まで大正池になりました。

昭和2（1927）年、当時の梓川電力(株)が大正池の池尻に霞沢発電所への導水のために堰堤を築き、人工的に水位を調整するようになりました。

その後、大正池は、上高地平坦部での梓川の河床上昇に伴う土砂の流入、更に焼岳の土石流による押し出しにより、池の縮小と水深の減少が年々早まり、池の中の枯木も失われてきています。そのため、昭和52（1977）年には、東京電力(株)による浚渫が開始されました。毎年の浚渫量は、昭和52年から昭和63（1988）年までは3万立方メートル程度、平成元（1989）年以降は1～2万立方メートル程度です。この浚渫作業により、大正池は現在の状態を維持しています。

b 田代池

焼岳の噴火による堰き止めでできた大正池に対し、隣接する田代池は全く異なった成り立ちがあります。

上高地の平坦部は山岳地には珍しい堆積の場であり、周辺の山岳地域から運ばれた土砂が残存しやすい場所です。八右衛門沢の扇状地が田代池の北側を取り巻くような形態で、梓川本流が湿地帯に侵入するのを防ぐ堤防の役割を果たしています。

田代池の周囲には長径数メートル～30メートルほどの小丘が点在している地域があ

ります。それは山体崩壊により運ばれてきた火山体の破片の巨大な集合体（流れ山）です。

こうした田代池の周囲の地形と堆積物の産状から、この湿地帯は以下のような過程をたどったと推定されます。

- ・古梓川の埋積と平坦面の形成（2万6千年前以降）
- ・八右衛門沢など、周囲の支沢からの堆積物の供給と扇状地の形成。梓川の北側への流路の移動
- ・山体崩壊による流れ山地形の形成と梓川本流の堰き止め
- ・堰き止め湖の崩壊と、梓川流路の北側への固定
- ・田代池一帯の後背湿地化

こうしてできた田代池は、八右衛門沢や梓川の河川水が礫層中を伏流したのち湧出し、澄んだ水を静かにたたえ、池の中には浮島もみられました。過去の八右衛門沢の押し出しで東側が埋積し、梓川の氾濫による砂礫層の押し寄せを再三受け、大正池が生成した大正4（1915）年当時、最深5メートルあまりあった池も大部分は湿原化し、その中に小さな池が残されています。

今後も、梓川支川からの土砂の堆積等により、田代池及びその周辺の様相は変化していくと考えられます。湿原化により、本地域では湿生の植生がよく見られる貴重な場所となっているため、周辺の生態系と合わせ経過を観察していきます。

c 明神池

河童橋の上流約3キロメートルにある明神池は、明神岳を氷食または河食した谷が砂礫を押し出し、それに囲まれて窪地化したところに伏流水が湧出したものです。北は明神岳南側の大岩壁、東側（上流）は下宮川谷の押し出し砂礫層に、西側（下流）はワサビ沢の押し出しに、南は梓川の運搬砂礫層に囲まれた、3つの池からできています。それぞれの池は狭隘部で結ばれているので、1つの池のように見えます。池畔には穂高神社奥宮があり、明神池での神事も行われています。

3つの池を上流から一ノ池・二ノ池・三ノ池と呼びます。一ノ池は最も大きい池で、二ノ池との間は狭隘部で結ばれています。二ノ池は一ノ池よりやや小さく、標高はほぼ同じ高さであり、二ノ池の水が三ノ池に流れ落ちています。三ノ池は一番小さく川のように見え、池の下流で梓川へと流れ込んでいます。

ウ 動植物

本地域は、標高1,500メートル付近から3,100メートルを超える範囲を含んでおり、山地帯～亜高山帯～高山帯までの多様な環境を有しています。それに対応した多種多様な動植物が生育・生息し、本地域の生態系を形成しています。

しかし、研究者への聞き取りでは、本地域について総合的・基礎的な調査が近年行われておらず、生物種のリストが作成されていないのが現状であり、そのような調査が必要であるとの意見が出されています。

(ア) 植物

a 植生

各区分の植生の概要を以下に示します。また、植生図を図23に示します。

(a) 山地帯

本地域の平坦部は、山地帯と亜高山帯の境界にあります。

梓川の両岸にケショウヤナギやエゾヤナギ、オノエヤナギなどのヤナギ類や、タニガワハンノキなどが優占する河畔林がみられます。河畔林は、河川の氾濫によりヤナギ類等の植生がたびたび攪乱され、そこに新しくヤナギ類などが芽生えて成長し、再びヤナギ類の林ができるという自然のサイクルを繰り返し、維持されています。また、山麓部に続く平地や緩斜面には、ハルニレ、ヤチダモなどの湿生林や沖積錐上のサワグルミ林、カラマツ、ウラジロモミ、シラビソ、シラカンバなどからなる針広混交林がみられます。河畔林や山麓部に続く平地の林床には、シナノザサが優占するところもありますが、シナノザサがないところでは、春はニリンソウやエゾムラサキなどの春植物が咲き、夏はヤマゼリ、サラシナショウマなどの丈の高い草本が繁茂しています。

焼岳からの火山泥流上には、カラマツとシラカンバが優占しますが、裸地に近い状態から、樹高が15メートルを超え林床にシナノザサが侵入した状態まで、さまざまな遷移段階がみられます。また、バスターミナルや小梨平周辺には大正初期に植林されたカラマツの人工林があります。

田代池周辺などには、湿生の植生がみられます。田代池の東側にはアオモリミズゴケを主としたミズゴケ類が、北西側はサギスゲが、南西側はヤマアゼスゲが優占しています。

(b) 亜高山帯

亜高山帯は、標高1,500メートルから2,500メートルくらいの範囲であり、シラビソやコメツガなどの針葉樹林が優占する地域と、大型の草本がお花畑をつくる地域に分かれます。針葉樹林の林内は薄暗く、植物の種類は貧弱です。しかし、沢筋は、雪崩によって針葉樹林が破壊されるため、また雪圧のため、ダケカンバやミヤマハンノキなどがねじ曲がって生え、その林床にはユキザサ・ハクサンフウロ・イワノガリヤスなどの草丈の高い草原が発達しています。また、針葉樹林より高標高域には、ダケカンバが優占する落葉広葉樹林が広がり、その林床には沢筋と同じようにお花畑が発達しています。また、この地域にはカールがあり、雪溪の縁では雪が溶けるとチングルマやアオノツガザクラなどの雪田植生が次々に咲き乱れます。



凡 例

I. 高山帯植生

- 1 高山草原
(高山荒原、風衝草原など)
- 2 高山低木林
(ハイマツ群落)

II. 亜高山帯植生

- 3 亜高山広葉樹林
(ダケカンバやミヤマハンノキ林、高茎草原や雪田植生など)
- 4 亜高山針葉樹林
(コメツガ、シラビソ、オオシラビソ林)

IV. その他

- 12 崩壊地など
- 13 水面

III. 山地帯植生

- 5 山地針葉樹林
(ツガ、ヒノキ、ウラジロモミなど、一部アカマツ林を含む)
- 6 夏緑樹林
(ブナを含む広葉樹林)
- 7 溪谷林
(ヤナギ類やハルニレ林など)
- 8 湿原
(ミズゴケ湿原など)
- 9 草原
(シバやススキ草原、牧場やスキー場など)
- 10 夏緑二次林
(ミズナラやコナラ、シラカバ林など)
- 11 植林
(スギやカラマツ、一部天然カラマツ林を含む)
- 14 耕地雑草群落ほか
(畑地、水田や集落周辺を含む)

出典：安曇村植生図 現在植生 1991年(『安曇村誌第1巻』付図)
(和田清、1994年)を改編

図23 植生図

(c) 高山帯

高山帯は標高約2,400メートルより高標高域であり、ハイマツや高山植物が生育する地域です。穏やかな山容の常念岳などでは、稜線近くまでハイマツが地表をおおい、緑のじゅうたんを敷きつめたような景観をつくりだし、ハイマツの海と呼ばれることもあります。しかし、山頂近くや稜線では、真冬でも雪が吹き飛ばされて地面が露出し、西から南向き斜面は、夏になると強い陽射しと強風によって乾燥しやすい場所となります。このような自然条件が過酷なところでは、ハイマツは生育できず、ミネズオウやガンコウランなどの常緑の葉をつけた矮性低木があらわれます。さらに風雨や凍結の繰り返しによって砂礫が動いているようなところでは、コマクサやチョウノスケソウが生育しています。岩壁の割れ目には、わずかにミヤマダイコンソウやイワウメなどが生育しています。一方、稜線近くの窪地には、雪が遅くまで残った雪田と呼ばれる場所があり、雪が溶けるにしたがって、チングルマやアオノツガザクラが群落をつくって咲き、高山のお花畑をつくりだします。

b 貴重な植物

『安曇村誌第1巻』では、他地域にも生育するが希少なもの、分布上注目すべき種を「注目したい植物」として抽出しています。本地域に生育している「注目したい植物」を表6に示します。

また、大正池－田代湿原地域および小梨平－明神池地域での現地調査で確認された種のうち、中部山岳国立公園で指定植物（特別地域内において環境大臣の許可なく採取してはならないと指定されている種）に選定されている種を表7に示します。なお、本地域の大部分を占める特別保護地区は、指定植物に限らず、すべての植物又は落葉若しくは落枝を採取することが禁止されています。

表6 安曇村誌による「注目したい植物」

種名	選定理由
チャボガヤ	生育地はきわめて希少
ケシヨウヤナギ	国内では北海道十勝地方などと、上高地および梓川下流域などに限られる
エゾヤナギ	本州では上高地で最初に発見された
コエゾヤナギ	本州では上高地で最初に発見された
コマイワヤナギ	全国的にみて生育地は狭い
イチョウバイカモ	上高地で発見、命名された
オオバキスミレ	上高地が生育地の南限と思われる
エゾムラサキ	北海道と本州中央部の山地だけにみられる
カミコウチアザミ	上高地で発見、命名された
カミコウチシラスゲ	上高地で発見、命名された
カミコウチテンナンショウ	木曾から飛騨地方にかけて分布する希少なもの

出典：『安曇村誌 第1巻』（安曇村誌編集委員会、1998年）より作成

表7 現地調査(大正池-田代湿原地域および小梨平-明神池地域)で確認された中部山岳国立公園指定植物

生育場所	種名
亜高山帯針葉樹林の林床	マンネンスギ、ゴゼンタチバナ、イワカガミ、ギンリョウソウ、ホンシャクナゲ、ツマトリソウ、タニギキョウ、カニコウモリ、ツバメオモト、ヤマトユキザサ、エンレイソウ、ショウキラン
ケショウヤナギ、ハルニレなどの湿生林の林床	オオバキスミレ、エゾムラサキ、アオチドリ
タニガワハンノキ、カラマツなどの林床	ベニバナイチヤクソウ、オニノヤガラ、キソチドリ
水辺、湿性岩上	クロクモソウ、オオバミゾホオズキ、マルバダケブキ、オタカラコウ、ミヤマドジョウツナギ
路傍、林縁部、草地	ムカゴトラノオ、センジュガンピ、ヒメイチゲ、ミヤマカラマツ、モミジカラマツ、サンカヨウ、ウスバサイシン、ミヤマハタザオ、グンナイフウロ、ヤナギラン、オオカサモチ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、テングクワガタ、クガイソウ、ヤマホタルブクロ、ノリクラアザミ、コオニユリ、クルマユリ、タマガワホトトギス
湿地	モウセンゴケ、レンゲツツジ、コケモモ、ミツガシワ、コバイケイソウ、ホソバノキソチドリ
その他	キバナノコマノツメ (砂礫地)、コキンレイカ (岩壁)

出典：『中部山岳国立公園上高地地域自然体験フィールド検討調査業務報告書』（財団法人国立公園協会、1996年）より作成

表6及び表7にも示されていますが、上高地の植物を代表する種としてケショウヤナギがあげられます。ケショウヤナギは、バイカル湖以東のロシア・中国東北地方・朝鮮半島北部に分布する種であり、国内では北海道十勝地方などと、上高地及び下流の松本市梓川地区、波田地区の梓川などに生育しています。ケショウヤナギは、上高地の天然記念物指定に先立ち実施された調査により、昭和2（1927）年に中井猛之進によりわが国では初めて発見されました。

河童橋から新村橋にかけてのケショウヤナギ群落の分布状況を図24に示します。



出典：『上高地の素顔 自然環境と調和を目指す防災』（国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所、2006年）, p.147

図24 河童橋から新村橋にかけてのケショウヤナギの分布状況（平均樹齢別）

樹齢40年以上のケシウヤナギが出現する群落は、流水や土砂移動の影響を受ける頻度が少なく、地盤が比較的安定している中洲などの微高地に見られます。しかし、低木層にはサワグルミ・ドロノキ・ミズキなどの樹種の侵入が見られるため、やがてこれらの植物が優占する群落に遷移が進行するものと思われます。

一方、明神橋や徳沢などの河川の狭窄部付近では、流水や流砂の影響を強けるため、樹齢40年未満のケシウヤナギが見られます。

また、梓川の河床のうち、網状流路が発達し、植被の少ない砂礫部には、ケシウヤナギなどの先駆樹種がパッチ状に散在した群落を形成しています。上高地自然史研究会が平成6（1994）年と平成11（1999）年に実施した、明神から徳沢にかけての梓川河床のパッチ状群落の面積比較では、平成6年時点での群落高が5メートル以下の低木群落は、植被面積の約半分をケシウヤナギに占められており、その合計占有面積はほとんど変化していませんでした。これは、減少面積（1,575平方メートル）と増加面積（1,520平方メートル）が同程度であったため、全パッチ状植生の面積のうち約60パーセントが破壊され、それに見合う面積が発達したと考えられました。ケシウヤナギの低木群落は、極めて激しい変動をしている個体群であることがわかります。

(イ) 動物

a 哺乳類

上高地地域（「中部山岳国立公園上高地地域自然体験フィールド検討調査業務報告書」（財団法人国立公園協会、1996年）による大正池区域と明神区域及び区域外の高山帯を含めた地域、以下、「(イ) 動物」において同じ）において文献調査及び現地調査により確認された哺乳類は、7目12科31種です。

生息している哺乳類の多くは、本州中部地方の山地帯から亜高山帯にかけて広く生息している種であり、ニホンカモシカ、ニホンザル、ヤマネ、ホンシュウモモンガ、ホンドオコジョ、ニホンリス、ムササビ、ツキノワグマ等の森林性の種が多く、カワネズミのような溪流に生息している種やノウサギのような草原や明るい林に生息している種も確認されています。また、草原、植林地、林道沿い及び耕作地等に生息するハタネズミや、市街地、ごみ捨て場等に生息するドブネズミも確認されています。

研究者への聞き取りでは、本地域ではニホンカモシカの密度は高くなく、アナグマには餌付いているものもいるとのことでした。

確認された種のうち、国の特別天然記念物にニホンカモシカが、国の天然記念物にヤマネが、長野県の天然記念物にホンシュウモモンガ、ホンドオコジョが指定されています。

b 鳥類

上高地地域では、文献調査及び現地調査により12目34科93種が確認されています。

生息している鳥類は、高山帯に生息するライチョウ、猛禽類のイヌワシの他、コマド

リ、ルリビタキ、マミジロ、メボソムシクイ、サメビタキ、ゴジュウカラ、ホシガラス等の亜高山帯の森林で繁殖する種が多く、コゲラ、コルリ、クロツグミ、センダイムシクイ、キビタキ、オオルリ、コサメビタキ、ヤマガラ、イカル等の平地から山地の森林で繁殖する種も生息しています。また、山地溪流に生息するオシドリ、カワガラス、ヤマセミ、キセキレイ、河川中流域に生息するイカルチドリ、セグロセキレイ、草地または荒原に生息するカッコウ、ビンズイ、岩場に生息するハリオアマツバメ、アマツバメ、イワツバメ等も生息しており、鳥類相は多様です。

研究者への聞き取りでは、河童橋から明神の間で、平成20（2008）年4月から平成21（2009）年2月まで月1回実施したラインセンサスでの結果と、昭和59（1984）年の調査との比較では、出現種等に特段の違いはみられませんが、カッコウ、モズ、ホオジロといった草原性の種が減っており、森林化が進んでいることがうかがえるとのことです。また、出現種の中で貴重な種としては、大正池、明神池で繁殖しているオシドリとマガモが挙げられるとのことです。

確認された種のうち、国の特別天然記念物にライチョウが、国の天然記念物にイヌワシが指定されています。

ライチョウは、高山帯という極めて限られた環境を生活の場とする希少鳥類です。国の特別天然記念物に指定され、また、平成5（1993）年に施行された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種に指定されています。

ライチョウの生息域である高山帯は、外来植物の侵入、捕食者であるキツネやチョウゲンボウ等の増加、ニホンザルの生息域の拡大等により、環境が変化してきています。また、近年では、地球温暖化による生息適地の縮小やニホンジカの高山帯への生息域拡大による影響が懸念されています。

c 爬虫類・両生類

上高地地域では、聞き取り調査及び現地調査により、ジムグリ、アオダイショウ、ハコネサンショウウオ、イモリ、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエルの生息が確認されています。

また、『安曇村誌』には本地域での確認種として上記の他、クロサンショウウオ、タゴガエル、カジカガエルが生息するとの記述があります。

d 魚類

上高地にはイワナ、カワマス、ニジマス、ブラントラウト、ヤマメ、アブラハヤ、ドジョウ及びイワナとカワマスの雑種が生息しています。

このうち、カワマス、ニジマス、ブラントラウト、ヤマメは放流されたものです。アブラハヤとドジョウは、焼岳山麓の上湯沢に生息しています。これは、冬季でも水温が高く、河床には泥が堆積しているためです。

上高地を代表する魚類としてはイワナがあげられます。かつて上高地では、数多くのイワナが生息しており、大正時代は上高地を訪れる人々の食膳をにぎわしていました。

しかし、大正後期から昭和初期にかけて、その姿を見ることが困難な状況になりました。

イワナ等の河川魚の減少を補うため、長野県は、大正14（1925）年から上高地の養魚場で、イワナの孵化放流、ヒメマス、ヤマメ、および外国魚種のカワマス、ブラウントラウトの移殖放流を始めました。また、第二次世界大戦後には、地元の漁業協同組合が、外国魚種のニジマス、ついでアマゴとカワマスを中心に移殖放流を続けました。このうち、繁殖しているのはカワマスとブラウントラウトであり、わずかにヤマメもいます。

昭和14（1939）年に、地元漁業組合が養魚場を引継ぎ、放流事業を続けていました。また、昭和49（1974）年には魚族保護の見地から上高地一帯が全面禁漁区に指定されました。このような取組みにより、魚の個体数は回復してきています。

e 昆虫類

上高地地域に生息している昆虫類の多くは本州中部地方の山地帯から亜高山帯にかけて広く分布している種であり、おもに標高1,500メートル付近から2,000メートル付近に生息する高山蝶、ムツアカネ、ルリボシヤンマ等の山地の池沼に生息するトンボ類、ヒメオオクワガタやマヤサンコブヤハズカミキリ等の山地森林性のコウチュウ類等、多様な昆虫類が生息しています。

(a) トンボ目

河川のような流水域に生息する種は少なく、池沼のような止水域に生息する種が多くいます。ルリボシヤンマ、カラカネトンボ、ホソミモリトンボ、カオジロトンボ等は山地帯から亜高山帯の湿地に生息する種であり、本州中部地方が分布の南限となっています。また、オオトラフトンボ、ムツアカネ等、産地の限られている種も生息しています。

(b) コウチュウ目カミキリムシ科

フタスジカタビロハナカミキリ、ブチヒゲハナカミキリ、クモマハナカミキリ、エゾハイイロハナカミキリ等、亜高山帯に生息する種が多く、落葉広葉樹やトウヒ、コマツガ等の針葉樹等の倒木を発生木とする種が生息しています。また、訪花性のカミキリムシも多く、ヒメハナカミキリ属やカラカネハナカミキリ、ミドリカミキリ等が多く生息しています。

(c) チョウ類

フジミドリシジミやカラスシジミ等の主に山地帯から亜高山帯にかけての森林に生息している種、ミヤマカラスアゲハやオオゴマシジミ、コヒョウモン等の溪流沿いに生息している種、アカセセリやヤマキチョウ等の山地の草地に生息している種が多くいます。

研究者への聞き取りでは、上高地のチョウ類の特徴として、ヒョウモンチョウ類が

多いこと、標高に比べ低い所にいる種が生息しており、やや里山的な種構成であるとのことです。

また、高山チョウは日本国内では13種類（『高山蝶』渡辺康之著、築地書館による。）のチョウ類が数えられていますが、そのうち本州には9種類が生息し、本地域ではミヤマシロチョウを除く8種が生息しています。また、長野県天然記念物に指定されているヤリガタケシジミ等が、本地域に生息しています（表8）。ミヤマシロチョウは、かつて小梨平や徳沢に生息していましたが、現在は本地域での生息は確認されていません。

表8 上高地に生息する長野県天然記念物のチョウ

和名	科	生息環境
タカネキマダラセセリ	セセリチョウ科	1,500～2,400mの亜高山帯草原
ミヤマモンキチョウ	シロチョウ科	森林限界以上の高山草原
クモマツマキチョウ	シロチョウ科	高標高地の河川敷、草地、崩壊地
オオイチモンジ	タテハチョウ科	1,500m程度の亜高山帯の溪流・山腹
コヒオドシ	タテハチョウ科	1,000～1,500mの溪流沿い林内に産卵
ベニヒカゲ	ジャノメチョウ科	高山帯のお花畑、亜高山帯の草地
クモマベニヒカゲ	ジャノメチョウ科	高山帯のお花畑、亜高山帯の草地
タカネヒカゲ	ジャノメチョウ科	ハイマツ帯のガレ場
ヤリガタケシジミ (アサマシジミの中部高山帯亜種)	シジミチョウ科	溪流周辺の荒地・岩場

2 本質的価値を構成する諸要素の一覧

	項目	構成要素
天然記念物的諸要素	地形・地質	<p>○山岳：奥穂高岳、槍ヶ岳、大喰岳、中岳、南岳、北穂高岳、涸沢岳、前穂高岳、明神岳、西穂高岳、割谷山、焼岳、大天井岳、常念岳、蝶ヶ岳、大滝山、霞沢岳、六白山 など</p> <p>○地形の成り立ち 槍・穂高連峰の火山活動：カルデラ火山、火砕流の堆積、隆起活動・侵食、カルデラ火山地下の露出 山岳氷河地形の形成：カール地形、堆石堤、円頂丘、羊背岩、鋸歯状山稜、氷食尖峰 堰止めによる上高地平坦部の形成：焼岳火山噴火による梓川の堰止め、上流部への湖の形成、砂礫層の堆積 非対称山稜、線状凹地</p> <p>○地質 美濃帯中生層：沢渡コンプレックス（チャート、泥岩、砂岩） 白亜紀～古第三紀の深成岩類：奥又白花崗岩、 第三紀～第四紀の火成岩類：〔火山岩〕穂高安山岩類（溶結凝灰岩、凝灰角礫岩）、〔深成岩〕滝谷花崗閃緑岩、焼岳火山群、安山岩、焼岳円頂丘溶岩、中尾火砕流堆積物</p>
	河川・湖沼	<p>○河川：梓川、槍沢、二ノ俣谷、一ノ俣谷、横尾谷、徳沢、白沢 など 湖沼：大正池、田代池、明神池 など</p> <p>○勾配の緩やかな梓川、急峻な流入支川、扇状地形・沖積錐の発達、網状の流路、広大な氾濫原と多様な河畔植生、梓川の河床上昇</p>
	動植物	<p>○植物</p> <p>①植生 山地帯：ケシヨウヤナギ、エゾヤナギ、オノエヤナギ、タニガワハンノキなどの河畔林、ハルニレ、ヤチダモなどの湿生林、沖積錐上のサワグルミ林、カラマツ、ウラジロモミ、シラカンバなどの森林、アオモリミズゴケ、サギスゲ、ヤマアゼスゲなどの湿原植生、シナノザサ、ニリンソウ、エゾムラサキ、ヤマゼリ、サラシナショウマなどの林床植生 亜高山帯：シラビソ、コメツガ、ダケカンバ、ミヤマハンノキなどの亜高山帯林、ユキザサ、ハクサンフウロ、イワノガリヤスなどの林床植生やお花畑 高山帯：ハイマツ林やミネズオウ、ガンコウラン、コマクサ、チョウノスケソウなどの風衝地植生、ミヤマダイコンソウ、イワウメなどの岩壁植生、チングルマ、アオノツガザクラなどの雪田植生</p> <p>②貴重な植物 安曇村誌による「注目したい植物」 チャボガヤ、ケシヨウヤナギ、エゾヤナギ、コエゾヤナギ、コマイワヤナギ、イチョウバイカモ、オオバキスミレ、エゾムラサキ、カミコウチアザミ、カミコウチシラスゲ、カミコウチテンナンショウ 中部山岳国立公園の指定植物 マンネンスギ、イワカガミ、タニギキョウ、エンレイソウ、ショウキラン、オオバキスミレ、エゾムラサキ、ベニバナイチヤクソウ、キソチドリ、クロクモソウ、オオバミゾホオズキ、ムカゴトラノオ、モミジカラマツ、ウスバサイシン、ミヤマハタザオ、ヤナギラン、クガイソウ、ノリクラアザミ、コオニユリ など 破壊と再生が繰り返されることで、維持されているケシヨウヤナギ群落</p>

天然記念物の諸要素	動 植 物	<p>○動物</p> <p>①哺乳類 ニホンカモシカ、ニホンザル、ヤマネ、ホンシュウモモンガ、ホンドオコジョ、ニホンリス、ムササビ、ツキノワグマ、アナグマ、カワネズミ、ハタネズミ、ドブネズミ など</p> <p>②鳥類 ライチョウ、イヌワシ、コマドリ、ルリビタキ、マミジロ、メボソムシクイ、サメビタキ、ゴジュウカラ、ホシガラス、コゲラ、コルリ、クロツグミ、センダイムシクイ、キビタキ、オオルリ、コサメビタキ、ヤマガラ、イカル、オシドリ、マガモ、カワガラス、ヤマセミ、キセキレイ、イカルチドリ、セグロセキレイ、カッコウ、ビンズイ、ハリオアマツバメ、アマツバメ、イワツバメ など</p> <p>③爬虫類・両生類 ジムグリ、アオダイショウ、ハコネサンショウウオ、イモリ、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、クロサンショウウオ、タゴガエル、カジカガエル など</p> <p>④魚類 イワナ、ヤマメ、アブラハヤ、ドジョウ</p> <p>⑤昆虫類 トンボ目 ルリボシヤンマ、カラカネトンボ、ホソミモリトンボ、カオジロトンボ、オオトラフトンボ、ムツアカネ など コウチュウ目カミキリムシ科 フタスジカタビロハナカミキリ、ブチヒゲハナカミキリ、クモマハナカミキリ、エゾハイイロハナカミキリ、ヒメハナカミキリ属、カラカネハナカミキリ、ミドリカミキリ など チョウ類 フジミドリシジミ、カラスシジミ、ミヤマカラスアゲハ、オオゴマシジミ、コヒョウモン、アカセセリ、ヤマキチョウ など (長野県天然記念物のチョウ)：タカネキマダラセセリ、ミヤマモンキチョウ、クモマツマキチョウ、オオイチモンジ、コヒオドシ、ベニヒカゲ、クモマベニヒカゲ、タカネヒカゲ、ヤリガタケシジミ</p>
名勝的諸要素	景 観	<p>○山岳景観：檜ヶ岳、穂高岳、焼岳、常念岳、大天井岳等の周囲の山岳、360°のパノラマ、屏風岩、吊尾根、大切戸、西穂独標、ジャンダルム、お花畑、上高地平坦部の鳥瞰、赤沢岩小屋、坊主岩小屋、フカス岩小屋、ハイマツ等の針葉樹林、高山蝶等の動植物 など (学術的に貴重な景観)：南岳獅子鼻の横縞模様と傾動、奥又白池からの前穂東壁からIV峰岩壁の横縞模様、天狗原、涸沢カール、堆石堤、鋸歯状山稜、氷食尖峰等の氷河地形、世界最若年代の滝谷花崗閃緑岩、蝶ヶ岳等の二重山稜</p> <p>○河畔景観：河童橋からの山岳・梓川・河畔林、3,000m級山岳の俯瞰、焼岳、清冽な水、網状の流路・氾濫原・ケショウヤナギ等の河畔林がある梓川、ハルニレ等の湿生林、山岳を映す大正池、田代池、明神池 など</p> <p>○施設・人文的景観：山小屋、ホテル、橋梁、嘉門次小屋・坊主の岩小屋・檜ヶ岳頂上祠等文化財施設、徳本峠からの眺望・河童橋や大正池からの眺望・六百山など</p>

3 特別名勝及び特別天然記念物上高地をめぐる課題

本地域の現状の中で、本地域の価値を低下させるおそれがある要素を課題として挙げます。

優れた景観の維持、環境の保全等保存面の課題、来訪者や施設等の安全確保等活用面の課題、そして、自然と人の営みの調和に関わる課題をその他とし、以下に整理します。

(1) 保存面の課題

ア 景観の阻害要素

本地域はすばらしい景観を有していますが、景観を阻害する要素として、使用されずに荒廃している施設や老朽化等により周囲の景観や自然環境と調和していない建築物、梓川河床上の仮設道路、仮設橋等が挙げられます。また、樹木の成長により山岳や河畔の眺望が遮られている場合もあります。

また、梓川の支川や上流からの土砂の堆積が進んでおり、河道確保や利用施設の保全のため河川内に掻き上げられた砂利、通行確保のため歩道へ掻き上げられた砂利は、自然景観を大きく損なう要因となっています。

阻害要因については、周囲の景観と調和が図られるように配慮をしていく必要があります。

イ ニホンジカとイノシシの侵入

近年、ニホンジカが高山・亜高山帯に侵入し、希少な高山植物等を採食することにより、山岳地域の生態系への回復不可能な影響や、景観資源の劣化が懸念されています。南アルプスや八ヶ岳では、ニホンジカによる高山植物の食害が深刻化しています。平成26年には、中信森林管理署のセンサーカメラによる調査において、上高地でも侵入が確認されています。

ニホンジカの対策については、平成25（2013）年に中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で「中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針」が策定され、ニホンジカの生息状況調査や植生の被害状況調査が行われています。環境省はポスター・チラシ等で目撃情報の提供を呼びかけており、中信森林管理署では、登山客や山小屋関係者からの目撃情報等を踏まえて、平成26年度から年次的に上高地国有林内にセンサーカメラの設置を行い広域的な生息把握を実施しています。

上高地ではまだ定着していないとされていますが、今後も関係機関が連携しニホンジカ対策の取組みを進める必要があります。

また、平成26年度にはイノシシの出没が確認されています。今後、関係機関と協力し、確認調査等を実施していく必要があります。

ウ 外来種の侵入

本地域では、平成11（1999）年から平成14（2002）年までの4年間の調査で確認された外来植物は39種、平成17（2005）年までの7年間で確認された外来植物は44種（他に移入種5種）、その後平成24（2012）年の環境省と信州大学の調査では55種と年々増加してきているとともに、平成24年の調査では特定外来生物のオオハンゴンソウが確認されました。

本地域は、原生的な自然が残されている一方で、年間120万人近い観光客が訪れる観光地でもあります。宿泊施設・遊歩道等の観光客用の施設や防災工事のための運搬路も開設されており、人や車両等により外部から植物の種子が持ち込まれ、本地域に生育していなかった植物が生育し、在来植物に影響を及ぼしたり、交雑により遺伝子的な攪乱を引き起こしたりする懸念があります。

外来植物が多く確認された場所は、田代橋・穂高橋周辺、中ノ瀬園地、上高地温泉ホテル・上高地ルミエスタホテル前、治山運搬路沿い、駐車場～河童橋周辺、明神橋上流兩岸の護岸工事後の堤防上で、観光客や登山者、観光バス、タクシーや土木工事用車両による種子の持ち込みが考えられます。

外来植物侵入防止対策として、沢渡ナショナルパークゲートでは靴底の種子除去マットを設置し、観光客や登山者が種子を持ち込まないよう対策をとっています。また、釜トンネルではタイヤに付着した種子を除去するため放水などが行われているほか、上高地を美しくする会等地区団体が除去作業を実施しています。

大正14（1925）年からイワナの孵化放流、ヒメマス、ヤマメ、外国魚種のカワマス、ブラントラウトの放流が行われ、その後ニジマス、アマゴ等の放流が行われました。そのため、横尾から上流には在来のイワナが生息していますが、明神までは、ほとんどがカワマス、ブラントラウト、カワマスとイワナの雑種です。また、在来のイワナと放流した同属の北米産カワマスとの間に多くの雑種が産出され、上高地在来のイワナが姿を消しつつあります。

そのほか、平成12（2000）年頃からウェストン園地下流、焼岳登山口の水辺でゲンジボタルが確認されています。

本地域での外来種、国内由来の外来種の侵入についての調査・研究の進展と総合的な対策が望まれます。



出典：平成24年度上高地地域外来植物調査結果（平成25年7月25日環境省発表）

図25 上高地地域外来植物分布図（平成24年度）

表9 上高地の外来植物一覧

No.	和名	科名	学名	区分	確認地点数 (写真枚数)	判定基準			優先度 判定
						危険度	根絶の 可能性	種の 特定	
1	エソノギシギシ	タデ科	<i>Rumex obtusifolius</i>	要注意外来生物	600	○	×		B
2	ヒメジョオン	キク科	<i>Erigeron annuus</i>	要注意外来生物	475	○	×		B
3	シロツメクサ	マメ科	<i>Trifolium repens</i>		388		×		C
4	オオスズメノカタビラ	イネ科	<i>Poa trivialis</i>		177		×	×	C
5	セイヨウタンポポ	キク科	<i>Taraxacum officinale</i>	要注意外来生物	128	○	×		B
6	メマツヨイグサ	アカバナ科	<i>Cenothera biennis</i>	要注意外来生物	125	○			A
7	ナガハグサ	イネ科	<i>Poa pratensis</i>		121		×	×	C
8	ムラサキツメクサ	マメ科	<i>Trifolium pratense</i>		99		×		C
9	オランダミミナグサ	ナデシコ科	<i>Cerastium glomeratum</i>		83				B
10	カモガヤ	イネ科	<i>Dactylis glomerata</i>	要注意外来生物	64	○	×	×	C
11	オオアワガエリ	イネ科	<i>Phleum pratense</i>	要注意外来生物	36	○	×	×	C
12	フランスギク	キク科	<i>Leucanthemum vulgare</i>		28		○		A
13	ヒメスイバ	タデ科	<i>Rumex acetosella</i> subsp. <i>Pyrenaicus</i>		24				B
14	シロザ	アカザ科	<i>Chenopodium album</i>		15				B
15	ヒレハリソウ	ムラサキ科	<i>Symphytum officinale</i>		15				B
16	イヌタデ	タデ科	<i>Persicaria longiseta</i>	国内由来	13				B
17	ホガエリガヤ	イネ科	<i>Brykiania caudata</i>	国内由来	8		×	×	C
18	オニウシノケグサ	イネ科	<i>Festuca arundinacea</i>	要注意外来生物	7	○	×	×	C
19	タチイヌノフグリ	ゴマノハグサ科	<i>Veronica arvensis</i>		7				B
20	ムシトリナデシコ	ナデシコ科	<i>Silene armeria</i>		7				B
21	オオアワダチソウ	キク科	<i>Solidago gigantea</i> subsp. <i>Serotina</i>	要注意外来生物	6	○	○		A
22	セイヨウノコギリソウ	キク科	<i>Achillea millefolium</i>		6		○		A
23	イタチハギ	マメ科	<i>Amorpha fruticosa</i>	要注意外来生物	5	○	○		A
24	ハリエンジュ	マメ科	<i>Robinia pseudoacacia</i>	要注意外来生物	4	○	○		A
25	ルピナス	マメ科	<i>Lupinus polyphyllus</i>		4		○		A
26	イヌガラシ	アブラナ科	<i>Rorippa indica</i>	国内由来	4		○		A
27	ミズバショウ	サトイモ科	<i>Lysichiton camtschatoense</i>	国内由来	4		○		A
28	ヒメムカシヨモギ	キク科	<i>Coryza canadensis</i>	要注意外来生物	3	○	○		A
29	ノボロギク	キク科	<i>Senecio vulgaris</i>		3		○		B
30	オオハンゴンソウ	キク科	<i>Rudbeckia laciniata</i>	特定外来生物	2	◎	○		S
31	アメリカセンダングサ	キク科	<i>Bidens frondosa</i>	要注意外来生物	2	○	○		A
32	コカナダモ	トチカガミ科	<i>Eloea nuttallii</i>	要注意外来生物	2	○	○		A
33	コセンダングサ	キク科	<i>Bidens pilosa</i> var. <i>pilosa</i>	要注意外来生物	2	○	○		A
34	ジャーマンアイリス	アヤメ科	<i>Iris x germanica</i>		2		○		A
35	ミニカーネーション	ナデシコ科	<i>Dianthus caryophyllus</i>		2		○		A
36	アカナラ	ブナ科	<i>Quercus rubra</i>		2		○		A
37	ムラサキウマゴヤシ	マメ科	<i>Medicago sativa</i>		2		○		A
38	ハマナス	バラ科	<i>Rosa rugosa</i>	国内由来	2		○		A
39	スモモ	バラ科	<i>Prunus salicina</i>	国内由来	2		○		A
40	ヘラオオバコ	オオバコ科	<i>Plantago lanceolata</i>	要注意外来生物	1	○	○		A
41	ブタクサ	キク科	<i>Ambrosia artemisiifolia</i>	要注意外来生物	1	○	○		A
42	オオイスノフグリ	ゴマノハグサ科	<i>Veronica persica</i>		1		○		A
43	オランダイチゴ	バラ科	<i>Fragaria x ananassa</i>		1		○		A
44	ピロードモウズイカ	ゴマノハグサ科	<i>Verbascum thapsus</i>		1		○		A
45	パンジー	スミレ科	<i>Viola x wittrockiana</i>		1		○		A
46	ビオラ	スミレ科	<i>Viola x wittrockiana</i>		1		○		A
47	イヌナズナ	アブラナ科	<i>Draba nemerosa</i>	国内由来	1		○		A
48	ナズナ	アブラナ科	<i>Capsella bursa-pastoris</i>	国内由来	1		○		A
49	エノコログサ	イネ科	<i>Setaria viridis</i>	国内由来	1		○		A
50	シャラ	ツバキ科	<i>Stewartia pseudocamellia</i>	国内由来	1		○		A
51	サンシュユ	ミズキ科	<i>Cornus officinalis</i>	国内由来	1		○		A
52	ハルジオン	キク科	<i>Erigeron philadelphicus</i>	要注意外来生物	不明	○	×		B
53	ネズミムギ	イネ科	<i>Poa annua</i>	要注意外来生物	不明	○	×	×	C
54	セイヨウオオバコ	オオバコ科	<i>Plantago major</i>		不明		×		C
55	オオバコ	オオバコ科	<i>Plantago asiatica</i>	国内由来	不明		×		C

※1 「危険度」 ◎:非常に高い ○:高い

※2 「根絶の可能性」 ○:あり ×:なし

※3 「種の特定」 ×:困難

※4 「優先度判定」 S:重点的に対策を実施 A:積極的に対策を実施 B:対策を実施 C:できれば対策を実施

出典：平成24年度 上高地地域外来植物調査結果
(平成25年7月25日環境省発表)

エ ライチョウの保護

ライチョウの生息環境である高山帯は、外来植物の侵入、捕食者であるキツネ、チョウゲンボウ等の増加、ニホンザルの生息域の拡大等により、環境が変化してきています。また、近年では、地球温暖化による生息適地の縮小やニホンジカの高山帯への生息域拡大による影響が懸念されています。

ライチョウの保護・巡視については、中信森林管理署が平成5（1993）年から毎年、希少野生動植物種保護管理事業（ライチョウ保護管理事業）により、穂高岳～槍ヶ岳～大天井岳～常念岳～蝶ヶ岳のエリアにおいて、自然保護管理員による保護巡視、ロープ設置、普及啓発、個体数調査を実施しています。

また、平成24（2012）年には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成5年施行）に基づく「ライチョウ保護増殖事業計画」が策定され、生息域内保全や生息域外保全等の事業が実施されています。

今後、ライチョウの保護について、関係機関と協力し検討していく必要があります。

(2) 活用面の課題

ア 動植物

(ア) 野生動物の人慣れ

ニホンザルは、30年程前から人目に付くようになりました。これは、昔は山岳地と平坦部との縁を利用していたものが、現在は平坦部の中央部、遊歩道沿いや水辺にも出現するようになったためです。施設の前で販売していたリンゴを奪ったり、子ザルの中には人間を威嚇したりする個体もいます。また、交通事故も増えています。観光客により餌付けされるまで進んでしまうのではないかと、懸念されています。

ニホンザルの「人慣れ」に対して、平成19（2007）年から環境省、上高地町会、上高地を美しくする会等が「サル監視員」として追払いや巡視を行っています。施設が集中している区域を「追払い実施区域」として範囲を定めて、範囲内にサルが入った場合に追払いを実施しています。

ツキノワグマは、旅館や山小屋の生ごみ処理が適正に行われていなかったため生ごみに餌付き、頻繁に出没する個体が見られたことから、人身被害回避のために1990年代前半まで有害鳥獣駆除により捕殺されていました。生ごみの処理については、一時保管庫の改善、生ごみ処理機の導入等により改善が進み、一部の施設を除き、適正な管理が行われるようになっていきます。併せて、生ごみに依存する個体に対する学習放獣が行われ、生ごみが原因の出没は著しく改善されました。

しかし、人を見ても逃げない、人慣れした個体もおり、近年では、田代池周辺等の遊歩道近くでの目撃情報が多くなっています。今後、地域関係者・利用者への目撃情報提供の呼びかけを強化する必要があります。

この他、餌付けされているマガモ等の鳥類やアナグマ等もいて、野生動物の姿としては好ましいものではありません。人間が利用する区域と野生生物が利用する区域との境界をはっきりさせるために、来訪者等への意識啓発が必要です。

(イ) 動植物の違法採取、マナーの向上等

本地域の平坦部を代表する大型の高山チョウであるオオイチモンジ（長野県天然記念物）は、北海道と本州中部に分布しています。本州中部の分布は局地的で一般に個体は少ないですが、本地域の平坦部や乗鞍岳山麓はオオイチモンジが多い特別な地域です。

本地域は、文化財保護法、自然公園法、森林法等により動植物の捕獲・採取に規制がかけられています。更にオオイチモンジは、平成18（2006）年3月30日付けで長野県希少野生動植物保護条例に基づき捕獲等の規制対象として指定されています。

しかし、依然としてマニア等による悪質な違法採取が見受けられるため、貴重な動植物の保護と違反行為の撲滅を目的に、関係行政機関、地元団体等によるオオイチモンジ保護の合同パトロールが実施されています。

また、タカネヒカゲ等、他の高山チョウや高山植物についても違法採取があります。その他、植生への踏み込み、ごみのポイ捨てや、ペットの持ち込みにより懸念される鳴き声、追い回し、し尿、寄生虫等による野生動物への影響等については、来訪者のマナー向上や適切な管理が望まれます。

中信森林管理署では昭和39（1964）年から、グリーンパトロール員により夏期を中心に高山植物等保護の普及啓発や違反行為に対する指導、高山植物等の生育区域へのグリーンロープの設置やごみ拾い等の山岳環境美化活動を行う、高山植物等保護管理事業（グリーンパトロール）を実施しています。

今後も、違法行為への取締りも含め、来訪者への意識啓発が必要です。

イ 県道上高地公園線の整備

本地域への唯一のアクセス道路である県道上高地公園線は、梓川支川（八右衛門沢、上・中・下千丈沢・産屋沢等）を横断しており、過去にも土石流、洪水による災害、落石や降雨により通行止めや交通規制が行われ、観光客が孤立する事態が発生しています。

また、交通渋滞や排気ガス・騒音対策として、昭和50（1975）年からマイカー規制が実施され、その後平成8（1996）年には規制が通年化されました。更に、バス大型化による車道狭窄部での渋滞対応として、平成16（2004）年からは観光バス規制も開始され渋滞は大幅に改善されてきています。

来訪者等の安全確保、快適性の向上や自然環境への影響を低減するために、土砂災害・落石防止、狭窄部の改良など、今後も長野県や国土交通省、環境省等関係機関が協力し対策を講じる必要があります。

ウ 登山道の整備・維持管理

登山者の安全と安心を確保していくためには、登山道の維持・管理は欠かすことができません。しかし、開設された経緯が不明瞭で、管理者が明確でない登山道が多くあり、それらの日常的な維持補修は、山小屋関係者と関係行政機関で構成された「北アルプス登山道等維持連絡協議会」を通じて山小屋関係者が主体となって行われています。

自然条件が厳しい本地域では、風雨や積雪などにより、斜面崩落等による登山道への被害や工作物の破損、倒木、樹木の枝折れなどが頻繁に発生するため、定期的な点検や管理

が必要であり、状況によっては緊急に対応しなければなりません。

今後更に、山小屋と行政機関の連携を深め、登山道の維持・管理の体制を維持していくとともに、人手不足や維持補修技術の伝承についても対応を検討していく必要があります。

また、登山道の整備に当たっては、周辺環境や景観への影響を最小限に抑えた方法により実施することが望まれますが、その方法についても関係機関、関係者間での検討が必要です。

エ 山小屋トイレの整備・維持管理

山岳地域のトイレは、かつてはほとんどがし尿の処理を行わないまま、地下に浸透あるいはシーズン後に放流するという、自然流下式が一般的でした。このため、周辺の植生や土質により状況は異なりますが、特に利用者の多いトイレを中心に悪臭、水場の汚染、景観破壊など、深刻な環境影響が発生していました。

このような状況を改善するため、環境省により山小屋トイレの整備を補助する制度が創設（平成11年）され、山小屋の環境配慮型（便槽交換式、バイオ式）の山岳トイレの整備が行われるようになりました。北アルプス南部地区の整備状況は全国でも突出した数字となり、環境への影響が大きく改善され、登山者の快適性・安全性の向上につながっています。

一方で、環境配慮型の山岳トイレの整備と維持管理には莫大な費用が必要であり、その多くを山小屋が負担しています。そこで、施設を利用する登山者の理解と協力が不可欠であることから、平成24（2012）年、北アルプス南部地域協議会で山小屋トイレの有料化が決定し実施されて以降、現在では登山者にも定着してきています。また、一時的に利用者が集中しトイレに長い行列ができる時期や、山岳トイレが使えない冬期登山や岩登り・沢登り等における携帯トイレの利用の普及が進められています。携帯トイレの販売や回収方法について、宿泊業を含む観光関係者や地元自治体、清掃組合が一体となり取り組むことが重要です。山小屋のトイレ整備は、自然条件や登山者の構成等、山域ごとの特性に合わせた取組みが必要ですが、山小屋の公共性を踏まえ、関係機関や関係者と協議しながら、より環境への影響を低減するための対策を講じていく必要があります。

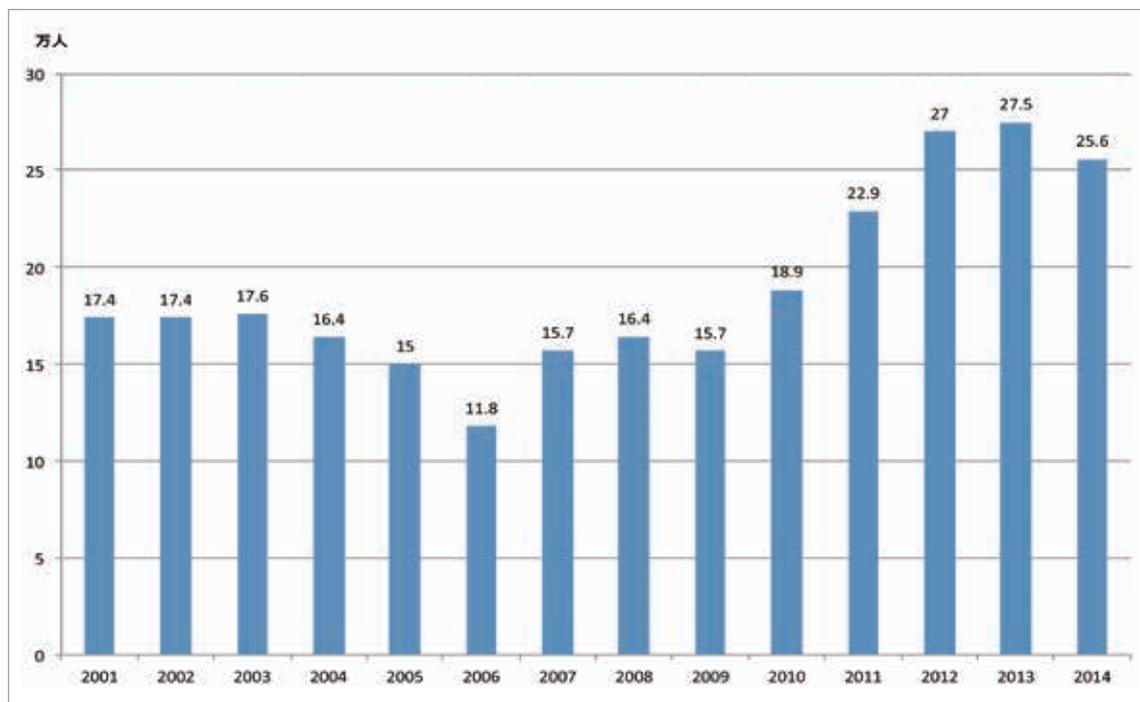
オ 登山ブームと山岳遭難事故の増加

自然・健康志向の高まりを背景に、元々多かった中高年層の登山人気に加え、若者や女性の登山者が増加傾向にあり、男女とも幅広い世代において登山を楽しむようになりました。しかしその一方で、山岳遭難者数も増加しています。自分の体力や健康の衰えを認識していない中高年者や経験の浅い登山者、日本の登山ルール・マナーを十分理解していない外国人登山者が増加しており、適正な登山利用に関する効果的な情報発信や登山指導・パトロール等の必要性が高まっています。

そんな背景もあり、長野県においても、登山の安全に関する県や登山者等の責務を明らかにし、安全に楽しむための施策を総合的に推進することを目的として、長野県登山安全条例を制定（平成27年12月17日公布及び施行）しました。また、県内の一般的な登山ルートを体力度と登山道の難易度で評価した「信州 山のグレーディング」を公表し情

報提供を行っています。

山岳遭難を減少させるためには、バスターミナルや横尾などの拠点施設において効果的な情報発信を行うことや、指導・パトロール体制の充実等、関係機関と連携を図り取り組んでいく必要があります。



※登山者数は、各登山口等に提出された登山計画書等を参考に算出した概数

資料：長野県警察本部

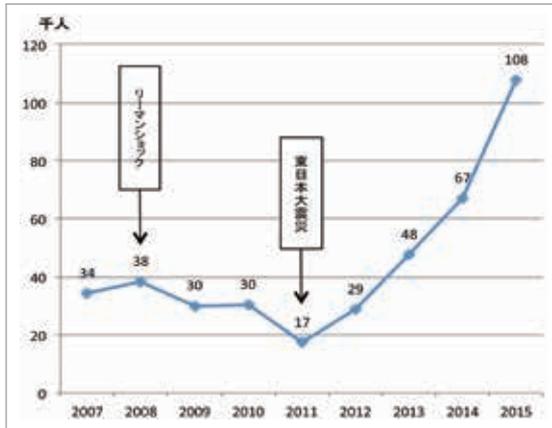
図26 槍・穂高連峰への登山者数の推移

カ 外国人観光客の増加

近年、本地域を訪れる日本人利用者数は減少傾向にある一方、外国人旅行者は増加しており、山岳観光地として、外国人旅行者の受入れの重要性は非常に高くなっています。地域別にみると、アジア諸国からのツアー旅行者が急増しており、欧米・豪州からは個人旅行者が増加しています。また、韓国や欧米からの登山者も増加しています。

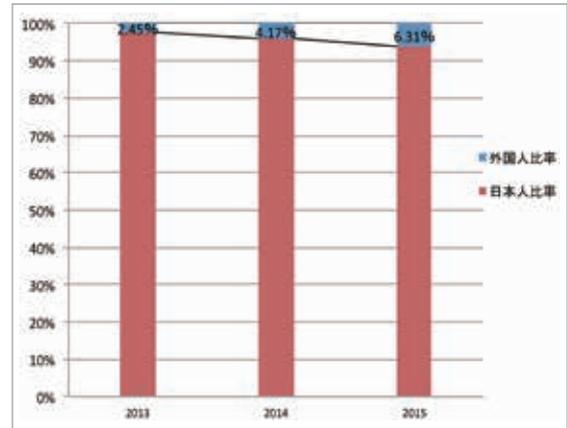
日本を訪れる外国人旅行者の主な目的は、「日本食を楽しむこと」、「日本の歴史文化にふれること」、「歴史的建造物を見ること」などが挙げられます。本地域を訪れる外国人には、「保全された自然環境や山岳景観」が最大の魅力と言えます。その一方で、「上高地の歴史」「河童橋の由来・伝説」といった、文化・風俗的な部分については十分伝わっていないことから、外国人目線にあった情報発信が必要になってきています。

また本地域は、豪雨・焼岳噴火等災害による孤立化、動植物の採取禁止や立入禁止エリアへの規制など、避難対応や守らなければならないルールがあることから、こうした情報を的確に伝えるため、案内板等の表示の多言語化、各施設スタッフの外国語対応等に取り組む必要があります。



資料：観光庁データ

図27 日本における外国人宿泊者数の推移



資料：山岳観光課調

図28 上高地における外国人宿泊者数の割合

(3) その他の課題

ア 梓川の河床上昇、支川の土砂流出等

梓川本川の河床は、昭和50（1975）年から平成14（2002）年の間に平均0.5メートル、平成15（2003）年から平成22（2010）年の間に平均0.27メートル上昇しており、増水時の施設の浸水被害が懸念されています。

また、梓川に流入する支川では、上流からの土砂の供給により土砂の堆積が進み、大量の降雨時には県道上高地公園線や歩道への土砂の押し出しが発生しています。

対策として、大正池では、東京電力㈱が昭和52（1977）年から毎年、発電用貯水量を確保するための土砂の浚渫を行っています。また、梓川本川では、長野県が昭和50年から河川維持事業として河床掘削を実施、更に、国土庁、環境庁、林野庁、建設省が共同で調査を行い、昭和59（1984）年に策定した「上高地地域保全整備計画」に基づき、国土交通省と林野庁が梓川・支川で景観に配慮した砂防・治山事業を行っており、併せて、長野県とも協働して効率的な対策の検討へ向けた土砂移動のモニタリング調査も実施されています。

来訪者や施設等の安全確保、また景観維持のため、関係者が連携し積極的に対策を進めていく必要があります。

イ 焼岳噴火等への対応

焼岳火山は約25,000年前以降に形成されたと考えられており、過去3,000年間の堆積物を調べた結果、噴火は数百年に一回の割合で発生しています。

明治40（1907）年の噴火以降、頻繁に水蒸気爆発が発生しており、特に大正4（1915）年から昭和14（1939）年にかけてはほぼ毎年水蒸気噴火が発生し、大正4年の噴火では、泥流の発生により大正池が形成されました。近年では、昭和37（1962）年から昭和38（1963）年にかけて水蒸気爆発が発生し、噴石により2名の負傷者がでており、旧焼岳小屋は倒壊しました。昭和37年以降、噴火は発生していません。

平成22（2010）年3月に長野県・岐阜県合同で「焼岳火山噴火対策協議会」（平

成28年3月に「火山防災協議会」に転換)が設置され、翌年には噴火警戒レベルを踏まえた「焼岳火山防災計画」を策定しています。また、平成26(2014)年には、「焼岳防災基本図」及び「焼岳火山噴火行動計画」を策定しました。同協議会では、地域住民や関係団体の防災意識の向上のため、防災マップの作成や防災訓練、小中学生対象の防災教室等を行っています。

本地域への唯一のアクセス道路である県道上高地公園線は、焼岳の想定火口から近い場所に位置しており、噴石、降灰等の噴火による直接的な影響や降灰後の土石流の影響が懸念され、上高地公園線が使用できない場合、観光客等の避難対策をどのように進めるかが大きな課題となっています。

焼岳噴火のほか、河川の土砂災害や地震等の大規模災害における来訪者の安全対策について、被害想定や防災施設等の規模及び自然環境や景観への影響を総合的に勘案し、関係機関と連携し積極的に対策を検討していく必要があります。

ウ 徳沢・横尾地区の施設等維持管理、防災等への対応

徳沢・横尾地区に通ずる河川内の工事用の仮設道路は、山小屋・地区内からの傷病者の搬送、公衆便所・宿泊施設等維持管理、登山相談所運営、横尾から奥にある山小屋の共同倉庫への緊急物資搬送等のため、地区の維持運営に不可欠な道となっています。

しかし、大雨のたびに仮設橋が流失し、川の流れが変わり仮設道へ浸水するなど通行できなくなる状態が発生しており、復旧に際しても仮設であるため困難を極めていること、また仮設道路を守るための砂利堤防が、ケショウヤナギなど河畔林の生育や河川景観に影響を与えていることから、本市においても焼岳噴火の避難対策も含めた恒久的な管理用道路の検討を始めています。

そして、長野県内屈指の登山口となる横尾地区においては、携帯電話基地局の電源に横尾山荘の自家発電を使用しているため、回線に限られるとともに冬期は使用できない状況であり、電源の供給や光ケーブルの延伸等、非常時の通信手段の整備が求められています。

これらの事業実施について、それによる自然景観や環境への影響に配慮しながら、関係機関、関係者で早急に検討していく必要があります。

第4章

保存管理

- 1 基本方針
- 2 保存管理の地区区分
- 3 保存管理の方法
- 4 現状変更等の取扱い

第4章 保存管理

1 基本方針

本地域は、11,326.59ヘクタールという広大な面積に、標高1,500メートル付近から3,000メートルを超える地域まで、多様な自然環境、景観から成り立っています。また、平坦部の散策から登山者までさまざまな利用をする来訪者、宿泊施設等の民間事業者、地元町会、文化庁、林野庁、国土交通省、環境省、長野県といった行政機関等、多くの関係者がいます。

このような地域に存在する貴重な文化財の本質的価値を損なわないよう、将来にわたって保存・管理していくための基本方針を以下のように定めます。

- 第3章1及び2に示す「本質的価値を構成する諸要素」を保存していくことを基本とします。第3章3にあげた本地域の諸課題をはじめ、現在の状態が望ましくないと考えられる場合は、課題解決に向けた方策を検討します。
- 来訪者の安全確保や既存施設等を保全するための方策を、自然環境や景観に配慮しながら実施します。
- 広大な指定地区は地形、植生、景観及び利用状況等が異なることから、一律の基準で保存・管理することが難しいため、指定地を「2 保存管理の地区区分」に示す、山岳地区（第1種地区）、河畔地区（第2種地区）、施設地区（第3種地区）の3地区に区分し、それぞれ「保存・管理の方法」、建築物の改修等を行う場合の基準となる「現状変更等の取扱基準」を定めます。
- 本地域の整備・活用を進めていく上での基本的な考え方を示します（第5章参照）。
- 関係者により構成された松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会（第6章参照）において、本計画を推進していきます。

2 保存管理の地区区分

地区区分は（１）～（３）の３区分とします。各地区の指定範囲を図２９（又は巻末の地区区分図（拡大版））に示します。

（１）山岳地区（第１種地区）

指定区域の内、河畔地区及び施設地区を除く区域

〔長野県松本市安曇４４６６番地の一部、同４４６８番地の一部、同４４６９番地１の一部、同４４７０番地の一部、同４４７１番地の一部、同４４７２番地の一部〕

（２）河畔地区（第２種地区）

横尾までの梓川河畔の平坦な区域の内、施設地区を除く区域

〔長野県松本市安曇４４６６番地の一部、同４４６８番地の一部、同４４６９番地１の一部、同４４７０番地の一部、同４４７１番地の一部、同４４７２番地の一部〕

（３）施設地区（第３種地区）

中部山岳国立公園の集団施設地区（集団地区）

大正池畔の旅館の既占有地（個別地区）

明神の旅館の既占有地及びその周辺（個別地区）

徳沢地区の環境省所管地（個別地区）

宗教法人穂高神社の所有地（個別地区）

横尾の旅館の既占有地（個別地区）

県道上高地公園線の道路敷及び附帯施設

〔長野県松本市安曇４４６６番地の一部、同４４６８番地の一部、同４４６９番地１の一部、同４４６９番地２、同４４７０番地の一部〕

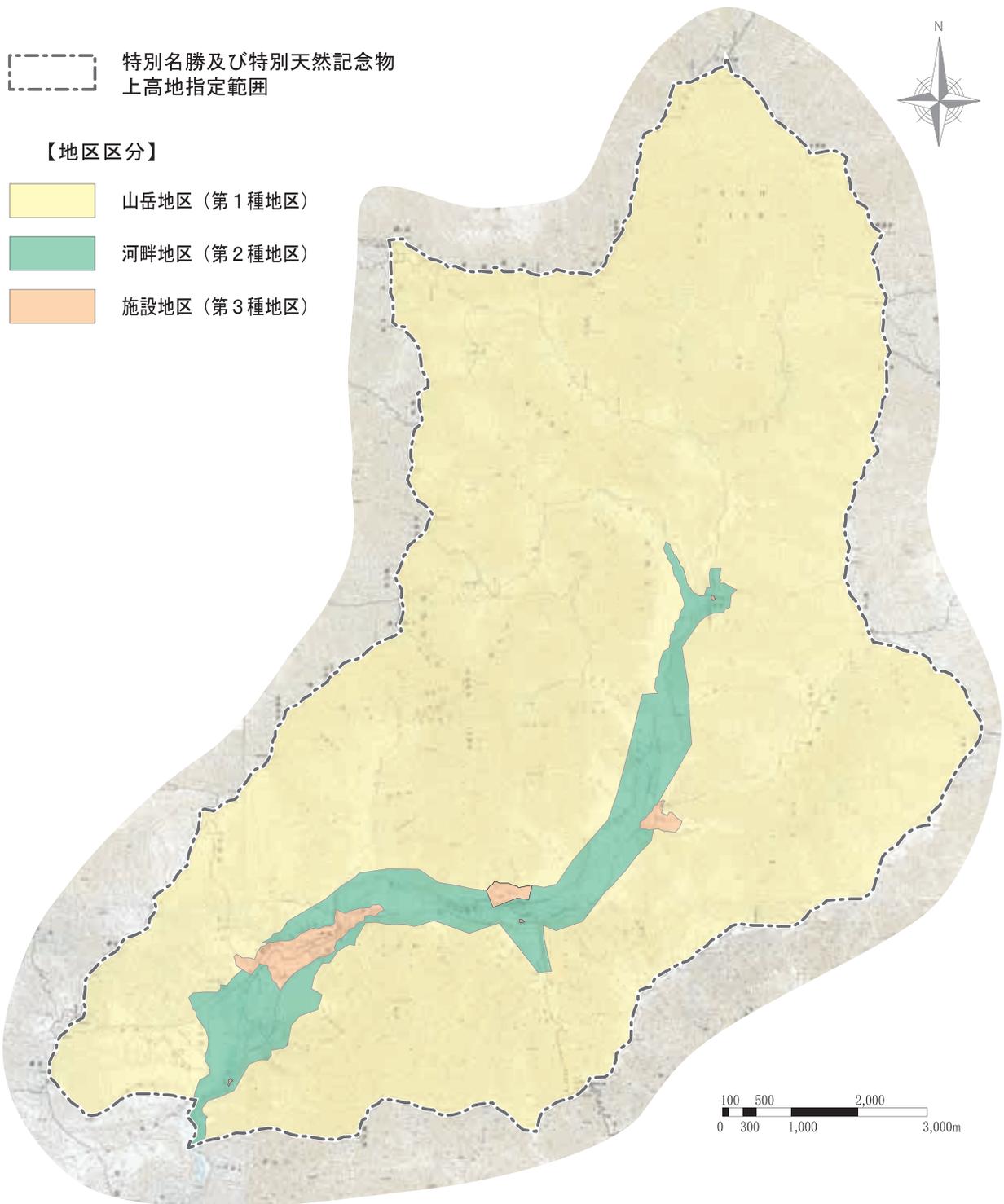


图29 地区区分图

3 保存管理の方法

地区区分ごとに、保存・管理の基本的な考え方を示し、それぞれの構成要素や課題に対する保存管理の方法を以下のように定めます。

(1) 山岳地区（第1種地区）

本地区は、自然の風景に山小屋等の登山関係の施設が調和しながら、日本を代表する山岳景観を形成し、山腹はシラビソやトウヒなどからなる亜高山帯針葉樹林で覆われ、豊かな植生に恵まれた森林景観を形成している地区です。

ア 基本的な考え方

日本を代表する山岳景観を誇り、亜高山帯から高山帯の原生的な自然が残る地域であることから、その景観と多種多様な動植物が生息・生育している環境を維持していくことを基本的な考え方とします。

現状変更については、以下の場合で景観及び環境への影響が軽微なもの以外は認めません。

- (ア) 登山活動、大学等の学術研究に必要な場合
- (イ) 防災上又は安全管理上やむを得ない場合
- (ウ) 施設等の管理運営上やむを得ない場合

イ 本地域を構成する諸要素の保存管理

- ・ 岩石や土壌の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めません。
- ・ 植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めません。本地域にふさわしい眺望・景観を維持するための伐採については、協議会において検討します。
- ・ 動物の捕獲・採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めません。
- ・ 優れた山岳景観を維持するために、景観を阻害するような要因について厳しく規制します。また、歴史的な構造物等については、保全します。
- ・ 土地の形状変更は、学術研究、施設の維持管理及び公益性のあるものを除き、原則として認めません。
- ・ 改修等に使用する土石は、可能な限り現地の自然材料を用います。
- ・ 山小屋等、建築物の増築・改築及び建て替えは、防災上及び人命の安全確保並びに維持管理上やむを得ない場合とします。
- ・ 登山道等の整備、維持管理にあたっては、新たな切土・盛土等を控え、周辺の景観や自然環境への影響を最小限に抑えた方法とします。
- ・ 工作物の新設は原則として認めません。防災上及び人命の安全確保など公益に資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究に必要な施設は協議の上決定します。
- ・ 工作物の改修等は、必要最小限のものとなります。

ウ その他の課題

- ・外来植物については、協議会において、侵入防止のための対策及び除去対象種の選定、除去方法等について検討を進めます。
- ・ニホンジカとイノシシについては、今後の侵入状況等を把握し、必要に応じ関係機関と連携し、協議会において対策等について検討します。
- ・登山者に環境配慮型山岳トイレの有料化について啓発を行い、携帯トイレの普及等についても協議会において協議します。
- ・外国人に向けた多言語対応について、関係者に協力を求めるとともに、登山者に対し、動植物の保護、安全対策の充実等について、啓発や広報を行います。

(2) 河畔地区（第2種地区）

日本を代表する山岳景観を背景に、ケショウヤナギを中心とした河畔林、梓川河畔にある湿地植生や立枯れ木等の池沼の風景が遊歩道や休憩施設等の施設と調和し、文化財として良好な景観を形成している地区です。

ア 基本的な考え方

山岳に囲まれた平坦地を網状に梓川が流れ、氾濫原にはケショウヤナギ等の河畔林が形成されています。周囲の山岳を背景としたこのような景観や自然環境の保全と、来訪者や既存施設等の安全確保の両立が図られた、適切な河川の状態を維持していくことを基本的な考え方とします。

現状変更については、以下の場合で景観及び環境への影響が軽微なもの以外は認めません。

- (7) 自然学習、大学等の学術研究に必要な場合
- (イ) 景観及び環境の保護の視点から必要な場合
- (ウ) 防災上又は安全管理上やむを得ない場合
- (エ) 施設等の管理運営上やむを得ない場合

イ 本地域を構成する諸要素の保存管理

- ・岩石や土壌の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めません。
- ・大正池での浚渫は認めます。
- ・梓川の河床上昇による施設等への被害防止のための防災工事と、ケショウヤナギの河畔林等の自然環境や景観の保全との両立が図られるように協議会で検討します。
- ・梓川本流、支川における、土砂堆積による来訪者の安全確保や景観への問題について、土砂の除去・搬出を含め協議会で対応を検討します。
- ・植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めません。本地域にふさわしい眺望・景観を維持するための伐採については、協議会において検討します。
- ・動物の捕獲・採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めません。

- ・工作物等は、周囲の景観と調和し、河川景観、平坦部からの山岳景観を阻害しないように管理者を指導します。
- ・土地の形状変更は、必要最小限とします。
- ・改修等に使用する土石は、可能な限り現地の自然材料を用います。
- ・宿泊施設等、建築物の増築・改築及び建て替えは、防災上及び人命の安全確保並びに維持管理上やむを得ない場合とします。
- ・歩道等の整備、維持管理は、周囲の景観になじむものとしします。
- ・工作物等の新設は、防災上及び人命の安全確保など公益に資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究に必要な施設とします。
- ・工作物の改修等については、周囲の景観と調和するものとしします。

ウ その他の課題

- ・外来植物については、協議会において、侵入防止のための対策及び除去対象種の選定、除去方法等について検討を進めます。
- ・ツキノワグマが来訪者等の利用がある場所に出現した場合には、人身に危害が及ばないように、特定鳥獣保護管理計画に基づき適切に対応します。
- ・本地域の魚類相について、協議会において将来の望ましいあり方を検討します。
- ・ニホンジカとイノシシについては、今後の侵入状況等を把握し、必要に応じ関係機関と連携し、協議会において対策等について検討します。
- ・外国人に向けた多言語対応について、関係者に協力を求めるとともに、来訪者に対し、動植物の保護、ごみのポイ捨て禁止、ペットの持ち込み自粛等への啓発や、本地域の自然、歴史等について広報を行います。

(3) 施設地区（第3種地区）

登山、自然学習、レクリエーション、治山・砂防、その他の目的で上高地を活用するために必要な建築物及び工作物等が、山と緑と水が作り出す雄大な自然景観の中で集中する地区です。

ア 基本的な考え方

来訪者の利用の拠点となっており、施設等が集中する地区となっていますが、周囲の山岳景観や河川景観等に配慮した整備が行われています。今後も景観や自然環境と調和した整備を行うことを基本的な考え方とします。また、唯一車両通行が可能な県道上高地公園線の通行の安全性が確保されるように努めます。

現状変更については、以下の場合で景観及び環境への影響が軽微なもの以外は認めません。

- (ア) 自然学習、レクリエーション、大学等の学術研究に必要な場合
- (イ) 景観及び環境の保護の視点から必要な場合
- (ウ) 防災上又は施設等の管理運営上及び利活用上やむを得ない場合

イ 本地域を構成する諸要素の保存管理

- ・ 岩石や土壌の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めません。
- ・ 梓川の河床上昇による施設等への被害防止のための防災工事と、ケショウヤナギの河畔林等の自然環境や景観の保全との両立が図られるように協議会で検討します。
- ・ 梓川本流、支川における、土砂堆積による来訪者の安全確保や景観への問題について、土砂の除去・搬出を含め協議会で対応を検討します。
- ・ 植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めません。本地域にふさわしい眺望・景観を維持するための伐採については、協議会において検討します。
- ・ 動物の捕獲・採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めません。
- ・ 工作物等について、周囲の景観と調和し、河川景観、平坦部からの山岳景観を阻害しないように管理者を指導します。
- ・ 土地の形状変更は、必要最小限とします。
- ・ 改修等に使用する土石は、可能な限り現地の自然材料を用います。
- ・ 宿泊施設等、建築物の増築・改築及び建て替えは、周囲の景観と調和のとれたものとします。
- ・ 県道上高地公園線の改修は、緊急性など必要に応じて協議の上決定します。
- ・ 歩道等の整備、維持管理は、周囲の景観になじむものとします。
- ・ 工作物等の新設は、防災上及び人命の安全確保など公益に資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究に必要な施設とします。
- ・ 工作物の改修等については、周囲の景観と調和するものとします。

ウ その他の課題

- ・ 外来植物については、施設周辺の栽培種等が広がらないように所有者等に注意を促すとともに、協議会において侵入防止のための対策及び除去対象種の選定、除去方法等について検討を進めます。
- ・ ツキノワグマが来訪者等の利用がある場所に出現した場合には、人身に危害が及ばないように、特定鳥獣保護管理計画に基づき適切に対応します。
- ・ 野生動物と人間の活動範囲を区別するために、上高地町会等と協力してニホンザルの追払いを継続します。
- ・ 本地域の魚類相について、協議会において将来の望ましいあり方を検討します。
- ・ ニホンジカとイノシシについては、今後の侵入状況等を把握し、必要に応じ関係機関と連携し、協議会において対策等について検討します。
- ・ 外国人に向けた多言語対応について、関係者に協力を求めるとともに、来訪者に対し、動植物の保護、ごみのポイ捨て禁止、ペットの持ち込み自粛等への啓発や、本地域の自然、歴史等について広報を行います。
- ・ 来訪者が快適に散策できるように、わかりやすい案内板、標識の整備を関係機関に依頼していきます。

4 現状変更等の取扱い

本地域内において、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第125条第1項の規定に基づいて、現状変更等の許可を受ける必要があります。なお、国の機関が行う現状変更等については、文化財保護法第168条によります。

(1) 許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項のただし書きにおいて、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。」と規定されています。また、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等の申請に関する規則第4条（p.163参照）において、維持の措置の範囲が規定されています。

本地域で想定される許可・同意を要しない行為について、表10に示します。ただし、下記に記載の行為であると考えられる場合も、許可・同意の要否については状況や規模等に応じ文化庁が判断するため、実施に当たっては事前に松本市教育委員会に相談してください。また、下記に記載のない行為は、松本市教育委員会を通じて文化庁に確認します。

表10 許可を要しない行為

<p>1 維持の措置</p> <ul style="list-style-type: none">●名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合における措置 <p>2 非常災害のために必要な応急措置</p> <ul style="list-style-type: none">●被害が生じた場合の河川内の堆積土砂及び流木の緊急的な除去●車道、管理用道路、歩道及び登山道等に被害が生じた場合の一時的な応急措置（土石の除去、応急工事、ロープ等の設置） <p>3 通常管理行為</p> <ul style="list-style-type: none">●通常の河川管理としての堆積土砂の除去 （周辺環境への影響が軽微な小規模なもの）●車道、管理用道路、歩道及び登山道の通常必要とする管理行為 補修等は原状復旧を原則とする。 （草刈、倒木の除去、通行の支障となる枝の刈払い、危険箇所へのロープ等の設置、ガードロープ等の安全施設の補修、路面の補修、登山道標等の更新及び除去）●建物周辺、広場、登山道等で、倒木、落枝により被害を及ぼす恐れがあり、緊急を要する場合の樹木の枝払い等●電線等に接触する恐れがある樹木の枝払い

- 工作物等の形状、色彩等の変更を伴わない軽微な修繕
- 毎年定期的に行っているもので、エリア、規模等に変更のない行為（登山者カウンターの設置等）
- 外来植物の除去
- 本地域内に本来いるべきではないニホンジカ等の対策に係る工作物等設置（景観及び自然環境の保存を目的とするもの）
- 人工林の健全育成のための間伐

(2) 現状変更等の取扱基準

現状変更等の許可については、「3 保存管理の方法」を基本に、以下の基準により決定します。なお、本取扱基準に当てはまらないものは文化庁と協議します。

ア 山岳地区（第1種地区）



(ア) 地形地質の調査

- a 地質調査等のボーリング調査は、調査の必要性が明確であり、周辺環境への配慮がなされたもの
- b 岩石土壌の採取は、周辺環境への影響が軽微なもの

(イ) 動植物の保全、管理

- a 動植物の捕獲・採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの
- b 木竹の伐採は、通常の森林施業にかかわるもの、施設の維持管理のために必要なもの、安全確保のために必要なもの、眺望・景観の確保のために必要なもの

(ウ) 工作物等

a 工作物等の共通事項

- (a) 土地の形状変更は、学術研究、施設の維持管理及び公益性のあるものを除き、原則として認めません。
- (b) 人工物の修景上やむを得ない場合の植栽は、植生誘導工を施工し、周辺植物の定着を促します。

b 建築物の新築、改築、増築、改修又は除却

- (a) 既占有敷地内での附帯施設の設置を除き、新たな山小屋の新設は認めません。
- (b) 公益に資する建物の新設については、協議の上決定します。
- (c) 屋根の形状は従来からの形式を踏襲するか、又は切妻若しくはこれに類するもの。ただし、それ以外の場合であって、防災上及び人命の安全確保並びに建築物の維持管理上やむを得ない場合は、別途協議します。
- (d) 高さは、既占有敷地内の建築物の最高所の寸法を超えないもの。ただし、防災上及び人命の安全確保並びに建築物の維持管理上やむを得ない場合は、別途協議します。

- (e)壁面等の外装材料は、極力木材又は石材等の自然材料を使用しているもの
- (f)色調については、屋根は赤錆色又はこげ茶色とし、外壁、扉及び窓枠は茶系統色としているもの。ただし、自然材料を用いた場合は素材色でもよい。
- (g)屋根、外壁の色など、これまでに認められたものはこの限りではありません。
- (h)建物の附属物は、「g その他の工作物の新設、増設、改設、改修又は除却」の基準を満たすもの
- (i)山小屋の改築及び増築の規模は、環境省の公園管理計画の基準を満たすもの

c 案内板及び標識等の新設又は改修

- (a)公益に資するものであって、建築物等の管理運営、登山活動及び教育啓発上必要最小限のもの。ただし、碑又は像の類の設置は認めません。
- (b)外観は、目的に応じて統一を図ったもの
- (c)主要材料は、木材又は石材等の自然材料を使用しているもの

d 車道等の改修又は除却

- (a)県道上高地公園線の安全確保は、緊急性等必要に応じ別途協議します。また、県道上高地公園線に係る防災工事等が必要な場合は、「f 防災上の施設の新設、増設、改修又は除却」の基準によります。

e 歩道等の新設、改修又は除却

- (a)登山道等の新設、改修に伴う土地の改変は、人工的な整形形状とならないように配慮したもの。ただし、歩行の安全確保のための丸太、くさり、はしご、手すりの使用及び棧道は認めます。
- (b)登山道等の新設、改修は、極力転石等の現地発生材によるもの
- (c)登山道等と一体になった施設の改修は、従前の仕様によるもの
- (d)人が滞留する広場は、周辺景観と調和するものとし、タイル貼り等の人工的な敷設は認めません。
- (e)登山道等の延長、拡幅、迂回は必要最小限とします。
- (f)橋梁の改修は、従前の仕様によるもの。ただし、従前の仕様で対処できない場合は、別途協議します。

f 防災上の施設の新設、増設、改修又は除却

- (a)急傾斜地の保護及び土砂流出防止のための施設は、防災上必要な規模のもの
- (b)堰堤等の工作物の表面仕上げは、自然石積み等によるもので、平滑なコンクリート面を露出させないもの
- (c)河川の流路保全のための施設は、自然石積み又は蛇カゴ等によるもので、安全管理上必要最小限のもの

g その他の工作物の新設、増設、改設、改修又は除却

- (a)工作物は、防災上及び人命の安全確保など公益に資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究上必要最小限のもの
- (b)外装材料は、極力木材又は石材等の自然材料を使用し、素材色又は茶系統色のもの。ただし、外装材料に自然材料が使用できない場合については、表面の色調は茶系統色、黒系統色など、周囲の景観と調和した色とします。

イ 河畔地区（第2種地区）

(7) 地形地質の調査

- a 地質調査等のボーリング調査は、調査の必要性が明確であり、周辺環境への配慮がなされたもの
- b 岩石土壌の採取は、周辺環境への影響が軽微なもの

(イ) 河川の堆積土砂の除去

- a 河川の堆積土砂の除去・搬出については、別途協議します。

(ウ) 動植物の保全、管理

- a 動植物の捕獲・採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの
- b 木竹の伐採は、通常の森林施業にかかわるもの、施設の維持管理のために必要なもの、安全確保のために必要なもの、眺望・景観の確保のために必要なもの

(I) 工作物等

a 工作物等の共通事項

- (a)土地の形状変更は、必要最小限とします。
- (b)人工物の修景上やむを得ない場合の植栽は、植生誘導工を施工し、周辺植物の定着を促します。

b 建築物の新設、改築、増築、改修又は除却

- (a)既占有敷地内での附帯施設の設置を除き、原則として新たな宿泊施設等、建物の新設は認めません。
- (b)公益に資する建物の新設については、協議の上決定します。
- (c)屋根の形状は従来からの形式を踏襲するか、又は切妻若しくはこれに類するもの。ただし、それ以外の場合であって、防災上及び人命の安全確保並びに建築物の維持管理上やむを得ない場合は、別途協議します。
- (d)高さは、既占有地内の建築物の最高所の寸法を超えないもの。ただし、防災上及び人命の安全確保並びに建築物の維持管理上やむを得ない場合は、別途協議します。
- (e)壁面等の外装材料は、極力木材又は石材等の自然材料を使用しているもの
- (f)色調については、屋根は赤錆色又は茶系統色とし、外壁、扉及び窓枠は茶系統色としているもの。ただし、自然材料を用いた場合は素材色でもよい。
- (g)屋根、外壁の色など、これまでに認められたものはこの限りではありません。
- (h)建物の附属物は、「g その他の工作物の新設、増設、改設、改修又は除却」の基準を満たすもの

c 案内板及び標識等の新設又は改修

- (a)公益に資するものであって、建築物等の管理運営、自然公園・保安林の管理、文化財としての活用及び教育啓発上必要最小限のもの。ただし、碑及び像の類の設置は認めません。
- (b)外観は、目的に応じて統一を図ったもの
- (c)主要材料は、木材又は石材等の自然材料を使用しているもの

d 車道等の改修又は除却

- (a) 県道上高地公園線の安全確保は、緊急性等必要に応じ別途協議します。また、県道上高地公園線に係る防災工事が必要な場合は、「f 防災上の施設の新設、増設、改修又は除却」の基準によります。

e 歩道等の新設、改修又は除却

- (a) 歩道の新設、改修に伴う土地の変更は、必要な部分に限ります。やむを得ず行う場合は、自然景観になじむもの
- (b) 歩道の新設、改修は、極力転石等の現地発生材によるもの
- (c) 歩道と一体になった施設の改修は、従前の仕様によるもの
- (d) 人が滞留する広場は、原則として舗装を認めません。
- (e) 歩道の延長、拡幅、迂回は必要最小限とします。
- (f) 橋梁の改修は、従前の仕様によるもの。ただし、従前の仕様で対処できない場合は、別途協議します。

f 防災上の施設の新設、増設、改修又は除却

- (a) 急傾斜地の保護及び土砂流出防止のための施設は、防災上必要な規模のもの
- (b) 堰堤等の工作物の表面仕上げは、自然石積み等によるもので、平滑なコンクリート面を露出させないもの
- (c) 河川の流路保全のための施設は、自然石積み又は蛇カゴ等によるもので、安全管理上必要最小限のもの

g その他の工作物の新設、増設、改設、改修又は除却

- (a) 工作物は、防災上及び人命の安全確保など公益に資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究上必要最小限のもの
- (b) 外装材料は、極力木材又は石材等の自然材料を使用し、素材色又は茶系統色のもの。ただし、外装材料に自然材料が使用できない場合については、表面の色調は茶系統色、黒系統色など、周囲の景観と調和した色とします。

ウ 施設地区（第3種地区）

(フ) 地形地質の調査

- a 地質調査等のボーリング調査は、調査の必要性が明確であり、周辺環境への配慮がなされたもの
- b 岩石土壌の採取は、周辺環境への影響が軽微なもの

(イ) 河川の堆積土砂の除去

- a 河川の堆積土砂の除去・搬出については、別途協議します。

(ウ) 動植物の保全、管理

- a 動植物の捕獲・採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの
- b 木竹の伐採は、通常の森林施業にかかわるもの、施設の維持管理のために必要なもの、安全確保のために必要なもの、眺望・景観の確保のために必要なもの

(I) 工作物等

a 工作物等の共通事項

- (a)土地の形状変更は、必要最小限とします。
- (b)人工物の修景上やむを得ない場合の植栽は、植生誘導工を施工し、周辺植物の定着を促す。ただし、中部山岳国立公園の集団施設地区及び徳沢地区の環境省所管地については、可能な限り自生種を用い、周辺の植生と調和しているもの

b 建築物の新築、改築、増築、改修又は除却

- (a)既占有敷地内での附帯施設の設置を除き、原則として新たな宿泊施設等、建物の新設は認めません。
- (b)公益に資する建物の新設については、協議の上決定します。
- (c)屋根の形状は従来からの形式を踏襲するか、又は切妻若しくはこれに類するもの。ただし、それ以外の場合であって、防災上及び人命の安全確保並びに建築物の維持管理上やむを得ない場合は、別途協議します。
- (d)高さは、各地区（集団地区及び個別地区）内にある建築物の最高所の寸法を超えないもの。ただし、中部山岳国立公園上高地地域管理計画の上高地集団施設地区においては、塔屋及び煙突に限り4メートルの範囲内で設置を認めます。
- (e)壁面等の外装材料は、木材又は石材等の自然材料若しくはこれに類する光沢のない材料を使用しているもの
- (f)色調については、屋根は赤錆色又は茶系統色とし、外壁、扉及び窓枠は、茶系統色としているもの。ただし、自然材料を用いた場合は素材色でもよい。
- (g)屋根、外壁の色など、これまでに認められたものはこの限りではありません。
- (h)建物の附属物は、「g その他の工作物の新設、増設、改設、改修又は除却」の基準を満たすもの
- (i)宿泊施設の改築及び増築の規模は、環境省の公園管理計画の基準を満たすもの

c 案内板及び標識等の新設又は改修

- (a)公益に資するものであって、施設地区の管理運営、利活用及び教育啓発上必要最小限のもの
- (b)外観は目的に応じて統一を図ったもの
- (c)主要材料は、木材又は石材等の自然材料を使用しているもの

d 車道等の改修又は除却

- (a)車道及び駐車場の改修は、維持管理上必要最小限のもの
- (b)ガードロープの支柱等、通行の安全上必要な施設等の色調は、茶系統色又は灰色のもの、自然材料は素材色でもよい。
- (c)法面崩落防止のための擁壁表面は、自然石積み等によるもので、平滑なコンクリート面を露出させないもの
- (d)側溝は、原則として自然石組み又は自然化粧材のもの。ただし、駐車場についてはこの限りではありません。
- (e)橋梁の改修は、従前の仕様によるもの。ただし、従前の仕様で対処できない場合は、別途協議します。

(f)県道上高地公園線の安全確保は、緊急性等必要に応じ別途協議します。

e 歩道等の新設、改修又は除却

(a)歩道の新設、改修は、自然景観になじむもの

(b)歩道の新設、改修は、極力転石等の現地発生材によるもの

(c)歩道と一体になった施設の改修は、従前の仕様によるもの

(d)広場の舗装等は、別途協議します。

(e)歩道の延長、拡幅、迂回は必要最小限とします。

(f)橋梁の改修は、従前の仕様によるもの。ただし、従前の仕様で対処できない場合は、別途協議します。

f 防災上の施設の新設、増設、改修又は除却

(a)急傾斜地の保護及び土砂流出防止のための施設は、防災上必要な規模のもの

(b)堰堤等の工作物の表面仕上げは、自然石積み等によるもので、平滑なコンクリート面を露出させないもの

(c)河川の流路保全のための施設は、自然石積み又は蛇カゴ等によるもので、安全管理上必要最小限のもの

g その他の工作物の新設、増設、改設、改修又は除却

(a)施設地区の管理運営上、又は学術研究上必要最小限のもの

(b)外装材料は、極力木材又は石材等の自然材料を使用し、素材色又は茶系統色のもの。ただし、外装材料に自然材料が使用できない場合については、表面の色調は茶系統色、黒系統色など、周囲の景観と調和した色とします。

(3) 松本市教育委員会が許可を行う行為

文化財保護法第125条による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法施行令第5条（p.160参照）において、「次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。」と規定されています。

また、同条第4項第1号及び文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成12年4月28日文部大臣裁定、平成27年12月21日最終改正）（p.163参照）において、市教育委員会が許可する現状変更行為の範囲が規定されています。

これに基づき、松本市教育委員会が許可を行う現状変更行為の範囲を表11に示します。表11に示す行為であっても、状況等により、必要に応じて文化庁に確認します。

表11 松本市教育委員会が許可を行う行為

イ 小規模建築物（地下のない2階建以下で、建築面積120㎡以下）で設置期間2年以内のものの新築、増築又は改築

ただし、以下の場合は含まない。

- 増築又は改築部分の設置期間が、本体の設置期間2年を超える場合
- 土地の形状変更が、必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- 木竹の伐採を伴う場合

ロ 本地域は該当しない。

ハ 工作物の設置又は改修（設置の日から50年以内のものに限る。）、掘削等土地の形状変更を伴わない道路の舗装又は修繕

「工作物」には以下のものを含む。

- 小規模建築物に附随する門、生垣、塀
- 県道上高地公園線に設置される電柱、道路標識、ガードレール
- 小規模な観測・測定機器
- 木道

ニ（管理団体が行う史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修）

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置又は改修

- 「電線」には、配電管内の電線、電話線等の通信線を含む。
 - 「その他のこれらに類する工作物」には、側溝、集水ます、電線共同溝を含む。
- ただし、土地の形状変更が、必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合は含まない。

ヘ 建築物等の除去（建築又は設置の日から50年以内のものに限る。）

ただし、以下の場合は含まない。

- 土地の形状変更が、必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- 木竹の伐採を伴う場合

ト 木竹の伐採（危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

本地域の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

（リ～ル 省略）

ヲ（「管理のための計画」で定めた区域における現状変更等）

■ 地区別保存管理の方法及び現状変更基準

	1) 山岳地区 (第1種地区)	2) 河畔地区 (第2種地区)	3) 施設地区 (第3種地区)
地区区分	指定区域の内、河畔地区及び施設地区を除く区域	横尾までの梓川河畔の平坦な区域の内、施設地区を除く区域	中部山岳国立公園の集団施設地区(集団地区) 大正池畔の旅館の既占有地(個別地区) 明神の旅館の既占有地及びその周辺(個別地区) 徳次地区の環道管地(個別地区) 宗教法人龍高神社の所有地(個別地区) 横尾の旅館の既占有地(個別地区) 県道上高地公園線の道路敷及び附帯施設
地区の概要	[長野県松本市安曇 4466 番地の一部、同 4468 番地の一部、同 4469 番地 1 の一部、同 4470 番地の一部、同 4471 番地の一部、同 4472 番地の一部] 自然の風景に山小屋等の登山関係の施設が調和しながら、日本代表する山岳景観を形成し、山腹はシラビソやトウヒなどからなる亜高山帯針葉樹林で覆われ、豊かな植生に恵まれた森林景観を形成している地区	[長野県松本市安曇 4466 番地の一部、同 4468 番地の一部、同 4471 番地の一部、同 4472 番地の一部] 日本を代表する山岳景観を背景に、ケシヨウヤナギを中心とした河畔林、梓川河畔にある湿地植生や立枯れ木等の池沼の風景が遊歩道や休憩施設等の施設と調和し、文化財として良好な景観を形成している地区	[長野県松本市安曇 4466 番地の一部、同 4468 番地の一部、同 4469 番地 1 の一部、同 4470 番地 2、同 4470 番地の一部] 登山、自然学習、レクリエーション、治山、砂防、その他の目的で上高地を活用するために必要な建築物及び工作物等が、山と緑と水が作り出す雄大な自然景観の中で集中する地区
保存管理の方法	日本を代表する山岳景観を誇り、亜高山帯から高山帯の原生的な自然が残る地域であることから、その景観と多種多様な動植物が生息・生育している環境を維持していくことを基本的な考え方とする。 現状変更については、以下の場合で景観及び環境への影響が軽微なもの以外は認めない。 (ア) 登山活動、大学等の学術研究に必要な場合 (イ) 防災上又は安全管理上やむを得ない場合 (ウ) 施設等の管理運営上やむを得ない場合	山岳に囲まれた平坦地を網状に梓川が流れ、氾濫原にはケシヨウヤナギ等の河畔林が形成されている。周囲の山岳を背景としたこのような景観や自然環境の保全と、来訪者や既存施設等の安全確保の両立を図られた、適切な河川の状態を維持していくことを基本的な考え方とする。 現状変更については、以下の場合で景観及び環境への影響が軽微なもの以外は認めない。 (ア) 自然学習、大学等の学術研究に必要な場合 (イ) 景観及び環境の保護の観点から必要な場合 (ウ) 防災上又は安全管理上やむを得ない場合 (エ) 施設等の管理運営上やむを得ない場合	来訪者の利用の拠点となっているが、周囲の山岳景観や河川景観等に配慮した整備が行われている。今後も景観や自然環境と調和した整備を行うことを基本的な考え方とする。また、唯一車両通行が可能な県道 上高地公園線の通行の安全性が確保されるように努める。 現状変更については、以下の場合で景観及び環境への影響が軽微なもの以外は認めない。 (ア) 自然学習、レクリエーション、大学等の学術研究に必要な場合 (イ) 景観及び環境の保護の観点から必要な場合 (ウ) 防災上又は施設等の管理運営上及び利活用上やむを得ない場合

※本取扱基準に当てはまらないものは文化庁と協議する。

1 地形地質の調査	同 左	同 左
・ 岩石や土壌の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めない。	同 左	同 左
現状変更基準	現状変更基準	現状変更基準
a 地質調査等のボーリング調査は、調査の必要性が明確であり、周辺環境への配慮がなされたもの	同 左	同 左
b 岩石土壌の採取は、周辺環境への影響が軽微なもの	同 左	同 左

保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準		1) 山岳地区(第1種地区)	2) 河畔地区(第2種地区)	3) 施設地区(第3種地区)
2 河川の堆積土砂の除去			<ul style="list-style-type: none"> ・大正池での浚渫は認める。 ・梓川の河床上昇による施設等への被害防止のための防災工事と、ケシヨウヤナギの河畔林等の自然環境や景観の保全との両立が図られるように協議会で検討する。 	同 左
			<ul style="list-style-type: none"> ・梓川本流、支川における、土砂堆積による来訪者の安全確保や景観への問題について、土砂の除去・搬出を含め協議会で対応を検討する。 	同 左
		現状変更基準	現状変更基準	現状変更基準
3 動植物の保全、管理			河川の堆積土砂の除去・搬出については、別途協議する。	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めない。 ・本地域にふさわしい眺望・景観を維持するための伐採については、協議会において検討する。 ・動物の捕獲・採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの以外は認めない。 	同 左	同 左
		現状変更基準	現状変更基準	現状変更基準
		a 動植物の捕獲・採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、周辺環境への影響が軽微なもの	同 左	同 左
		b 木竹の伐採は、通常の森林施業にかかわるもの、施設の維持管理のために必要なもの、安全確保のために必要なもの、眺望・景観の確保に必要なもの	同 左	同 左
4 工作物等				
(1) 共通事項				
		<ul style="list-style-type: none"> ・優れた山岳景観を維持するために、景観を阻害するような要因について厳しく規制する。また、歴史的な構造物等については、保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物等は、周囲の景観と調和し、河川景観、平坦部からの山岳景観を阻害しないように管理者を指導する。 	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状変更は、学術研究、施設の維持管理及び公益性のあるものを除き、原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状変更は、必要最小限とする。 	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・改修等に使用する土石は、可能な限り現地の自然材料を用いる。 	同 左	同 左
		現状変更基準	現状変更基準	現状変更基準
		a 土地の形状変更は、学術研究、施設の維持管理及び公益性のあるものを除き、原則として認めない。	a 土地の形状変更は、必要最小限とする。	同 左
		b 人工物の修景上やむを得ない場合の植栽は、植生誘導工を施工し、周辺植物の定着を促す。	同 左	同 左
			b 人工物の修景上やむを得ない場合の植栽は、植生誘導工を施工し、周辺植物の定着を促す。ただし、中部山岳国立公園の集団施設地区及び徳沢地区の環域省所管地については、可能な限り自生種を用い、周辺の植生と調和しているもの	

1) 山岳地区 (第1種地区)	2) 河畔地区 (第2種地区)	3) 施設地区 (第3種地区)
<p>a 県道上高地公園線の安全確保は、緊急性等必要に応じ別途協議する。また、県道上高地公園線に係る防災工事等が必要な場合は、「(6) 防災上の施設の新設、増設、改修又は除去」の基準による。</p>	<p>同 左</p>	<p>f 県道上高地公園線の安全確保は、緊急性等必要に応じ別途協議する。</p>
<p>(5) 歩道等の新設、改修又は除却</p> <p>・登山道等の整備、維持管理にあたっては、新たな切土・盛土等を控え、周囲の景観や自然環境への影響を最小限に抑えた方法とする。</p> <p>現状変更基準</p> <p>a 登山道等の新設、改修に伴う土地の改変は、人工的な整形形状とならないように配慮したもの。ただし、歩行の安全確保のための丸太、くさり、はしご、手すりの使用及び残道は認める。</p> <p>b 登山道等の新設、改修は、極力砥石等の現地発生材によるもの</p> <p>c 登山道等と一体になった施設の新設は、従前の仕様によるもの</p> <p>d 人が滞留する広場は、周辺景観に調和するものとし、タイル貼り等の人工的な敷設は認めない。</p> <p>e 登山道等の延長、拡幅、迂回は必要最小限とする。</p> <p>f 橋梁の改修は、従前の仕様によるもの。ただし、従前の仕様で対処できない場合は、別途協議する。</p>	<p>・歩道等の整備、維持管理は、周辺の景観になじむものとする。</p> <p>現状変更基準</p> <p>a 歩道の新設、改修に伴う土地の改変は、必要な部分に限る。やむを得ず行う場合は、自然景観になじむもの</p> <p>b 歩道の新設、改修は、極力砥石等の現地発生材によるもの</p> <p>c 歩道と一体になった施設の新設は、従前の仕様によるもの</p> <p>d 人が滞留する広場は、原則として舗装を認めない。</p> <p>e 歩道の延長、拡幅、迂回は必要最小限とする。</p> <p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>現状変更基準</p> <p>a 歩道の新設、改修は自然景観になじむもの</p> <p>d 広場の舗装等は、別途協議する。</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
<p>(6) 防災上の施設の新設、増設、改修又は除却</p> <p>・工作物等の新設は原則として認めない。防災上及び人命の安全確保などに資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究に必要なものは協議の上決定する。</p> <p>・工作物の改修等は、必要最小限のもの</p> <p>現状変更基準</p> <p>a 急傾斜地の保護及び土砂流出防止のための施設は、防災上必要な規模のもの</p> <p>b 堰堤等の工作物の表面仕上げは、自然石積み等によるもので、平滑なコンクリート面を露出させないもの</p> <p>c 河川の遊路保全のための施設は、自然石積み又は蛇カゴ等によるもので、安全管理上必要最小限のもの</p>	<p>・工作物等の新設は、防災上及び人命の安全確保など公益に資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究に必要なものとする。</p> <p>・工作物の改修等については、周囲の景観と調和するもの</p> <p>現状変更基準</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>現状変更基準</p> <p>同 左</p>
<p>(7) その他の工作物の新設、増設、改修又は除却</p> <p>・工作物等の新設は原則として認めない。防災上及び人命の安全確保など公益に資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究に必要なものは協議の上決定する。</p> <p>・工作物の改修等は、必要最小限のもの</p> <p>現状変更基準</p> <p>a 工作物は、防災上及び人命の安全確保など公益に資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究上必要最小限のもの</p> <p>b 外装材料は、極力木材又は石材等の天然材料を使用し、素材色又は茶系統色のもの。ただし、外装材料に天然材料が使用できない場合については、表面の色調は茶系統色、黒系統色など、周囲の景観と調和した色</p>	<p>・工作物等の新設は、防災上及び人命の安全確保など公益に資するもの、若しくは、施設の維持管理及び学術研究に必要なものとする。</p> <p>・工作物の改修等については、周囲の景観と調和するもの</p> <p>現状変更基準</p> <p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>現状変更基準</p> <p>a 施設地区の管理運営上、又は学術研究上必要最小限のもの</p> <p>同 左</p>

保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準

第5章

整備・活用の基本的な考え方

第5章 整備・活用の基本的な考え方

本地域の優れた風致景観、自然環境を活用するとともに、文化財としての価値を次世代に引き継いでいくため、整備・活用に当たっての基本的な考え方を以下に示します。

- 整備・活用については、文化財保護法、自然公園法、砂防法、森林法、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、文化庁、林野庁、国土交通省、環境省、長野県、上高地町会等と協議し、調整を図りながら行います。
- 防災工事等については、昭和58（1983）年に林野庁、建設省、国土庁、環境庁の4省庁共同で策定された「上高地地域保全整備基本計画」の考え方を基本として、関係機関に自然環境、景観により配慮した実施を求めています。
- 本地域の自然環境（特に動植物）については、総合的・基礎的な学術調査が不足していることが指摘されています。適切な保存・管理、活用を進めるためには、正確な現状把握が必要です。本計画を実施していく中で、信州大学山岳科学研究所等の研究機関や文化庁、林野庁、国土交通省、環境省、長野県等と連携し、調査を実施します。
- 本地域が持っている、素晴らしい自然環境、景観や学術的にも貴重な地形・地質、動植物等について、パンフレットやホームページの作成、上高地ビジターセンター等への展示、解説板の設置等により広報していきます。また、高山チョウ等の違法採取に対しては、未然防止のための啓発活動を行います。
- 「上高地ビジョン2014」、「松本市上高地対策短期・中長期計画」により行われる事業については、自然環境、景観に配慮しながら、関係機関との協議を進めていきます。

第6章

計画の実施体制

- 1 保存管理体制
- 2 関係機関との連携

第6章 計画の実施体制

1 保存管理体制

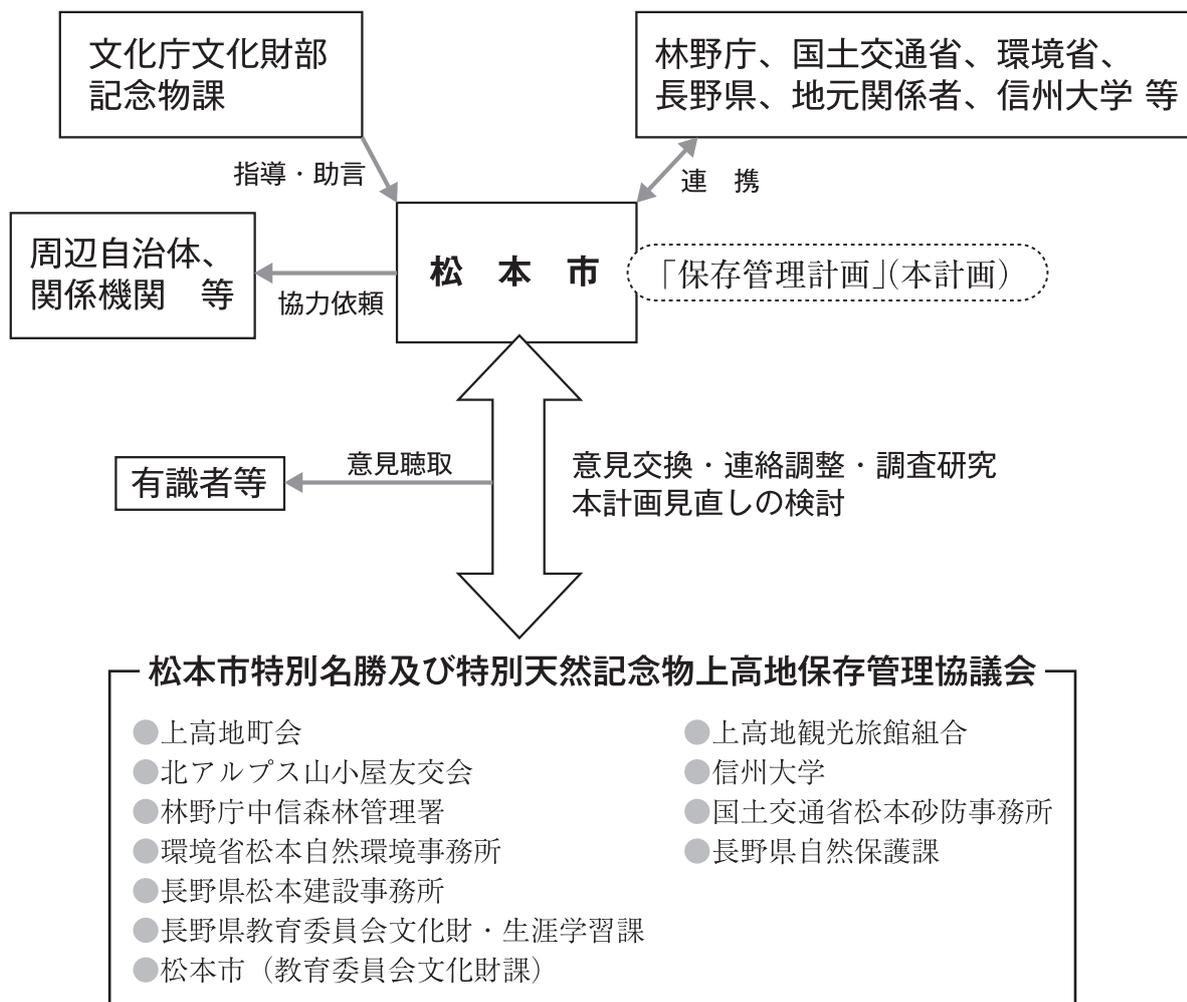
本計画は、上高地を保存・管理していくための基本的内容を定めたものです。今後、文化庁、林野庁、国土交通省、環境省、長野県との連携を強化し、本地域の保存・管理への取組みを協力して行います。

また、現状変更等の許可に係る事務権限の一部を文化庁から市教育委員会に委譲を受けるため、「管理のための計画」の策定を検討します。

2 関係機関との連携

本計画を実効性のあるものにするために、平成24年4月松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置しました。協議会での課題検討は必要に応じて有識者等の意見を求めながら進め、上高地の文化財としての価値を明確にし、その適切な保存管理を図るため、必要があれば本計画の保存・管理の方法、現状変更等の取扱いに関する基準の見直しの審議、協議を行います。更に、文化庁との連絡を密にして本計画を適正に管理・運用し、上高地の文化財としての価値を高めていきます。

また、隣接する地方自治体や関係機関へも本計画を周知し、協力を依頼します。



資 料

- 1 松本市特別名勝及び特別天然記念物
上高地保存管理計画検討委員会・作業部会
 - 2 松本市特別名勝及び特別天然記念物
上高地保存管理協議会
 - 3 パブリックコメントの結果
 - 4 執筆者
 - 5 関係法令等抄録
 - 6 現状変更等許可申請に係る各種様式
 - 7 現状変更等許可申請書記入の手引き(上高地版)
 - 8 関連年表
 - 9 写真資料
 - 10 引用・参考資料
 - 11 協力者
- 地区区分図(拡大版)

1 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画検討委員会・作業部会

(1) 設置要綱

○松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画検討委員会設置要綱

平成20年10月23日

教育委員会告示第22号

廃止 平成24年3月30日教育委員会告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、特別名勝及び特別天然記念物上高地の文化財としての価値を明確にし、その適切な保存及び管理に関する特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画（以下「保存管理計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、保存管理計画を策定に必要な事項について調査・研究及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存管理計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部安曇支所において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月23日から施行する。

(2) 検討委員・作業部会員名簿

(敬称略。所属等については委員任期終了時のものを記載。)

区分	氏名		所属等	
有識者	亀山 章	委員長	東京農工大学 名誉教授 (平成22年2月28日まで)	
	佐々木邦博	副委員長	信州大学農学部森林学科 教授 (平成22年2月28日まで)	
	鈴木 啓助	部会長	信州大学山岳科学総合研究所 所長 (平成22年2月28日まで)	
地域関係者	青柳 薫	副部会長	上高地町会長 (平成22年2月28日まで)	
	鳥居総一郎		上高地観光旅館組合長 (平成21年3月31日まで)	
	田川 和夫		上高地観光旅館組合長 (平成22年2月28日まで)	
	穂苺 康治		北アルプス山小屋友交会 会長 (平成21年3月31日まで)	
	山口 孝		北アルプス山小屋友交会 会長 (平成22年2月28日まで)	
	山田 直	部会員	北アルプス山小屋友交会 会員 (平成22年2月28日まで)	
行政関係者	国	村松 亮治	林野庁中信森林管理署 流域管理調整官 (平成22年2月28日まで)	
		土屋 幸治	林野庁中信森林管理署 治山課長 (平成22年2月28日まで)	
		宗亭 正治	部会員	林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成22年2月28日まで)
		長谷川達也		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 調査課長 (平成21年3月31日まで)
		吉田 俊康		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 調査課長 (平成22年2月28日まで)
		石田 哲也	部会員	国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所調査課 調査係長 (平成22年2月28日まで)
		広野 行男	部会員	環境省長野自然環境事務所松本自然環境事務所 自然保護官 (平成22年2月28日まで)
	県	比田井 章		長野県環境部自然保護課課長補佐兼自然公園係長 (平成22年2月28日まで)
		関 克浩		長野県建設部道路管理課管理係 担当係長 (平成21年3月31日まで)
		太田 幸彦		長野県建設部道路管理課管理係 担当係長 (平成22年2月28日まで)
		栗和田 武		長野県松本建設事務所維持管理課管理係 主事 (平成22年2月28日まで)
		森泉 竜二	部会員	長野県松本建設事務所整備課計画調査係 主査 (平成21年3月31日まで)
		務台 和典	部会員	長野県松本建設事務所整備課計画調査係 主査 (平成22年2月28日まで)
		酒井 祐樹		長野県教育委員会文化財・生涯学習課課長補佐兼文化財係長 (平成22年2月28日まで)
	遠藤 公洋	部会員	長野県教育委員会文化財・生涯学習課文化財係 指導主事 (平成22年2月28日まで)	
市	赤廣 三郎	部会員	松本市安曇支所 支所長 (平成22年2月28日まで)	

オブザーバー

中島 義晴	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 (平成22年2月28日まで)
本間 暁	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 (平成22年2月28日まで)

事務局

小穴 定利	松本市教育委員会文化財課長 (平成22年2月28日まで)
上嶋 乙正	松本市教育委員会文化財課 部課長 (文化財担当係長) (平成21年3月31日まで)
横山 泰基	松本市教育委員会文化財課 文化財担当係長 (平成22年2月28日まで)
田多井用章	松本市教育委員会文化財課 主査 (平成22年2月28日まで)
中平 忠久	松本市安曇支所住民課長 (平成21年3月31日まで)
大野 利和	松本市安曇支所住民課長 (平成22年2月28日まで)
大和 則祥	松本市安曇支所住民課 教育担当係長 (平成21年3月31日まで)
勝山 繁蔵	松本市安曇支所住民課 教育担当係長 (平成22年2月28日まで)
上條 裕之	松本市安曇支所住民課 教育担当主任 (平成22年2月28日まで)

(3) 会議等の開催状況

年 月 日	会 議 名 、 内 容 等
平成20年11月26日	第1回上高地保存管理計画検討委員会 ・委員長、副委員長の選出（委員長：亀山章、副委員長：佐々木邦博） ・経過説明、計画書の構成、今後の検討の進め方について
平成21年3月11日	第1回作業部会 ・保存管理計画検討案の課題について検討
5月22日	第2回作業部会 ・保存管理計画書検討案（主に地域の概要）について検討 ・地区区分の変更について検討（横尾）
6月23日	第3回作業部会 ・保存管理計画検討案について検討 ・地区区分の変更について検討（横尾、県道上高地公園線）
8月28日	第4回作業部会 ・保存管理計画検討案について検討
11月5日	第2回上高地保存管理計画検討委員会 ・保存管理計画検討案について検討
12月21日～ 平成22年1月20日	パブリックコメント実施
1月25日	第5回作業部会
2月8日	第3回上高地保存管理計画検討委員会

2 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会

(1) 設置要綱

○松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱

平成24年3月30日
教育委員会告示第13号

改正 平成25年3月29日教育委員会告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、特別名勝及び特別天然記念物上高地の文化財としての価値を明確にし、その適切な保存及び管理を図るため、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画（以下「計画」という。）に基づき、次に掲げる事項について審議、協議を行うほか、計画を推進するための意見交換、連絡調整を行うものとする。

- (1) 計画における保存管理の方法の変更に関すること。
- (2) 計画における現状変更等の取扱基準の評価及び見直しに関すること。
- (3) 上高地の文化財としての価値を高めるための調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教育委員会告示第3号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 協議会委員名簿

(敬称略。所属等については委員任期終了時のものを記載。)

区分	氏名		所属等	
有識者	佐々木邦博	会長	信州大学農学部森林学科 教授	
	鈴木 啓助	副会長	信州大学学術研究院理学系 教授	
地域関係者	青柳 薫		上高地町会長 (平成25年3月31日まで)	
	上條 敏昭	委員	上高地町会長 (平成25年4月1日から)	
	田川 和夫		上高地観光旅館組合長 (平成27年3月31日まで)	
	奥原 宰	委員	上高地観光旅館組合長 (平成27年4月1日から)	
	山口 孝		北アルプス山小屋友交会 会長 (平成25年3月31日まで)	
	赤沼 健至		北アルプス山小屋友交会 会長 (平成27年3月31日まで)	
	山田 直	委員	北アルプス山小屋友交会 会長 (平成27年4月1日から)	
行政関係者	国	上田 喜幸	林野庁中信森林管理署 流域管理調整官 (平成25年3月31日まで)	
		渡邊 修	林野庁中信森林管理署 森林技術指導官 (平成27年3月31日まで)	
		岩塚 伸人	林野庁中信森林管理署 森林技術指導官 (平成28年3月31日まで)	
		松井 邦彦	委員	林野庁中信森林管理署 森林技術指導官 (平成28年4月1日から)
		日向 秀司		林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成25年3月31日まで)
		島田 豊		林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成26年3月31日まで)
		小山 勉		林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成27年3月31日まで)
		杉村 智春	委員	林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成27年4月1日から)
	柳川 磨彦		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 建設専門官 (平成26年3月31日まで)	
	坂東 正弘		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 建設専門官 (平成27年3月31日まで)	
	伊藤 和弘		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 建設専門官 (平成28年10月31日まで)	
	酒向 秀典	委員	国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 建設専門官 (平成28年11月1日から)	
	小口 貴雄		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 調査専門官 (平成26年3月31日まで)	
	村上 靖典		環境省長野自然環境事務所松本自然環境事務所 自然保護官 (平成26年3月31日まで)	
	藤田 和也	委員	環境省長野自然環境事務所松本自然環境事務所 自然保護官 (平成26年4月1日から)	
	県	佐藤 繁		長野県環境部自然保護課 課長補佐兼自然公園係長 (平成27年3月31日まで)
倉本 栄		委員	長野県環境部自然保護課 課長補佐兼自然公園係長 (平成27年4月1日から)	
高嶋 修			長野県松本建設事務所計画調査課 担当係長 (平成26年3月31日まで)	
坪田 浩昭			長野県松本建設事務所計画調査課 担当係長 (平成27年3月31日まで)	
永田 真一		委員	長野県松本建設事務所計画調査課 担当係長 (平成27年4月1日から)	
遠藤 公洋			長野県教育委員会文化財・生涯学習課文化財係 指導主事 (平成26年3月31日まで)	
贄田 明		委員	長野県教育委員会文化財・生涯学習課文化財係 指導主事 (平成26年4月1日から)	

事務局

藤牧 隆	松本市安曇支所 支所長（平成25年3月31日まで）
宮島 孝	松本市安曇支所住民課長（平成25年3月31日まで）
伊佐治裕子	松本市教育委員会文化財課長（平成26年3月31日まで）
大竹 永明	松本市教育委員会文化財課 部課長（平成27年3月31日まで）
加藤 市朗	松本市教育委員会文化財課 部課長（平成28年3月31日まで）
斉藤 敏男	松本市教育委員会文化財課 部課長（平成28年4月1日から）
方山 英幸	松本市教育委員会文化財課 課長補佐（平成26年3月31日まで）
木下 守	松本市教育委員会文化財課 課長補佐（平成28年3月31日まで）
臼井 邦彦	松本市教育委員会文化財課 課長補佐（平成28年4月1日から）
前田 潔	松本市安曇支所住民課 教育担当係長（平成25年3月31日まで）
百瀬 将明	松本市教育委員会文化財課 主任（平成26年3月31日まで）
小林明日美	松本市教育委員会文化財課 主任（平成27年4月1日から）
青柳 和幸	松本市安曇支所住民課 教育担当主事（平成25年3月31日まで）
川窪 茂	松本市教育委員会文化財課 嘱託（平成27年3月31日まで）

(3) 会議等の開催状況

年 月 日	会 議 名 、 内 容 等
平成24年10月24日	平成 24 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 会長、副会長の選任（委員長：佐々木邦博、副委員長：鈴木啓助） ・ 協議会設置目的、経過報告 ・ 今後の予定
平成25年 3 月26日	平成 24 年度第 2 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地保存管理に係る課題と問題点整理 ・ 啓発事業の実施
6 月28日	平成 25 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地河床対策 ・ 上高地現状変更申請の課題等
平成26年 1 月28日	平成 25 年度第 2 回上高地保存管理協議会 ・ 河床上昇に係る過去の対策事業、土砂の自然流下のシミュレーション ・ 道標の位置、道標の寄付 ・ 上高地の諸問題に係る松本市の対応方針
6 月27日	平成 26 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地保存管理計画の見直し
平成27年 1 月14日	平成 26 年度第 2 回上高地保存管理協議会 ・ 松本市上高地 短期・中長期計画（案） ・ 上高地保存管理計画改訂版の構成（案） ・ 保存管理計画改訂版の現状変更許可基準見直し
12月 9 日	平成 27 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地保存管理計画改訂版原稿の内容確認 ・ 上高地保存管理計画に関する資料収集 ・ 松本市上高地 短期・中長期計画（管理用道路等）
平成28年 7 月15日	平成 28 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地保存管理計画改訂版原稿の内容確認 ・ 上高地保存管理計画改訂版策定の今後の予定
12月 9 日 ～ 12月28日	パブリックコメント実施

3 パブリックコメントの結果

○当初計画策定時に実施したパブリックコメントの結果は以下のとおりです。作業部会及び上高地保存管理計画検討委員会で計画への反映について検討しました。

第2章 特別名勝特別天然記念物上高地の概要（※当初計画書の構成に準ずる。）

2 本地域を構成する諸要素の課題	
(1) 梓川の河床上昇、支川の土砂流出等	1件
(3) 登山道の整備	1件
(4) 景観の阻害要素	1件
(5) 外来植物の侵入	1件
第3章 保存管理計画	
1 基本方針	2件
2 保存管理の地区区分	1件
3 保存管理の方法	5件
第4章 整備・活用の基本的な考え方	2件
第5章 計画の実施体制	
1 保存管理体制	1件
資料	1件

○改訂版にあたりパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

4 執筆者

佐々木邦博	第2章	3 歴史	(3) 近代登山発祥の地 ア ウォルター・ウェストンと上高地 (1) 保護政策
梅干野成央	第2章	3 歴史 6 指定地内の文化財等	(3) 近代登山発祥の地 イ 山小屋の成り立ち、歴史と景観 (1) 国登録有形文化財 ア 嘉門次小屋囲炉裏の間 イ 旧上高地孵化場飼育池・物置 ウ 徳本峠小屋休憩所 (2) その他の重要施設等 ア 岩小屋と石室の遺構
関 悟志	第2章	3 歴史	(3) 近代登山発祥の地 ウ 山岳ガイドの系譜 エ 登山道の開発
小松源一郎	第2章	3 歴史	(4) 文人墨客の来訪 ア 小説 イ 詩歌
青柳 薫	第2章	3 歴史	(7) 生業 ア 御用柚 イ 牧場の経営 ウ 温泉・旅館
大野 晃	第2章	3 歴史	(8) 発電
大瀬 高央	第2章	3 歴史	(9) 上高地帝国ホテル
南郷 極花 佐々木邦博	第2章	3 歴史	(10) 写真などから見る上高地の昔の景観

なお、改訂に当たり、上記に示す以外の項の執筆・編集は、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会の協議を踏まえ、松本市教育委員会文化財課が行いました。

5 関連法令等抄録

文化財保護法（抄）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

3 この法律の規定（第九十九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の

開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

（解除）

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとするときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十一条及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十一条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第一百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認

めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又

は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ぜることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

- 第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ぜることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(保存のための調査)

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理

団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項た

し書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
 - 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
 - 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
 - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
 - 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第十三章 罰則

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次に各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

文化財保護法施行令(抄)

(平成二十七年政令第四十八号 一部改正)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府

県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要が

あると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。）
 - 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあ

つては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計

画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抄)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号、平成二十七年十二月二十一日文部科学省第三十六号)

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(維持の措置の範囲)

- 第四条 法第二百五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

- 第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を求めようとする場合には第一条 及び第二条 の規定を、法第六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を受けた場合には第三条 の規定を準用する。
- 2 法第六十八条第三項 で準用する法第二百五条第一項 ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

- 第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた教育委員会
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及び

その適用区域

- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

- 第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
 - 二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

(平成十二年四月二八日 文部大臣裁定、平成二十七年十二月二十一日最終改正)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互の間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第5条第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与える恐れがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員との会合を求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項
- 規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
- ### 2 令第5条第4項第1号ロ関係
- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- ### 3 令第5条第4項第1号ハ関係
- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書きの維持の措置である場合を除く。）。
- ### 4 令第5条第4項第1号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- 5 令第5条第4項第1号ホ関係
- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令第5条第4項第1号ヘ関係
- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 7 令第5条第4項第1号ト関係
- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
- 8 令第5条第4項第1号チ関係
- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 9 令第5条第4項第1号リ関係
- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な措置」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
- ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- 10 令第5条第4項第1号ヌ関係
- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- 11 令第5条第4項第1号ル関係
- 天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。
- III その他
- この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

6 現状変更等許可申請に係る各種様式（文化財保護法第125条関係）

（許可申請書）

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏 名（又は名称）

印

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請

下記のとおり史跡（又は名勝、天然記念物）の現状変更等をしたいため、文化財保護法第125条第1項の規定により申請します。

記

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基く占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
- 11 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定期間
- 13 現状変更等に係る地域の地番
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 15 (埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合) 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 16 (埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合) 出土品の処置に関する希望
- 17 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図(現状変更等の対象地を表示)
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真(現状変更等の対象を表示)
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 9 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

(計画変更書)

平成23年4月1日以降に文化財保護法第125条第1項の規定により申請され、許可された現状変更について、軽微な内容変更がある場合に提出が必要です。

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
住 所
氏 名

印

現状変更の計画変更書の提出について

平成 年 月 日付け 受庁財第4号の で別添のとおり許可された現状変更については、以下のとおり軽微な計画の内容変更をする必要がありますので、計画変更について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
特別名勝及び特別天然記念物上高地
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
- 3 現状変更の申請内容
- 4 現状変更の計画内容を変更する理由
- 5 現状変更に係る地域の地番
- 6 許可されていた期間及び期間変更後の期間
許可された期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
変更後の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 7 申請者が所有者等以外の場合 ※該当する場合に記載
(今回の計画内容の変更にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記載するか所有者等の承諾書を添付すること。)
- 8 管理団体がある場合 ※該当する場合に記載
- 9 その他に添付することが必要な資料

(期間変更届け)

平成23年4月1日以降に文化財保護法第125条第1項の規定により申請され、許可された現状変更について、期間を延長する場合に提出が必要です。

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
住 所
氏 名

印

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更等の期間変更届けの提出について

平成 年 月 日付け 受庁財第4号の で別添のとおり許可された現状変更については、下記の理由により期間の延長をする必要がありますので、期間変更について承諾くださいますようお願いいたします。

記

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
特別名勝及び特別天然記念物上高地
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
(所有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること)
- 3 現状変更の申請内容
(具体的な内容を簡潔に)
- 4 現状変更の期間を変更する理由
(期間を延長する必要がある理由を具体的に記載)
- 5 許可されていた期間及び期間変更後の期間
許可された期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
変更後の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 6 申請者が所有者等以外の場合
(今回の期間延長にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記述するか所有者の承諾書を添付すること)
- 7 その他に参考となるべき資料
(必要に応じて、期間変更届け提出時の現況写真などを添付してください)

(終了報告書)

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
住 所
氏 名

印

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更（事業名）終了報告書

平成 年 月 日付け 受庁財第4号の で許可を受けた標記現状変更が終了した
ので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業施工箇所
- 3 着手年月日
平成 年 月 日
- 4 完了年月日
平成 年 月 日
- 5 その他参考になる事項

*添付書類

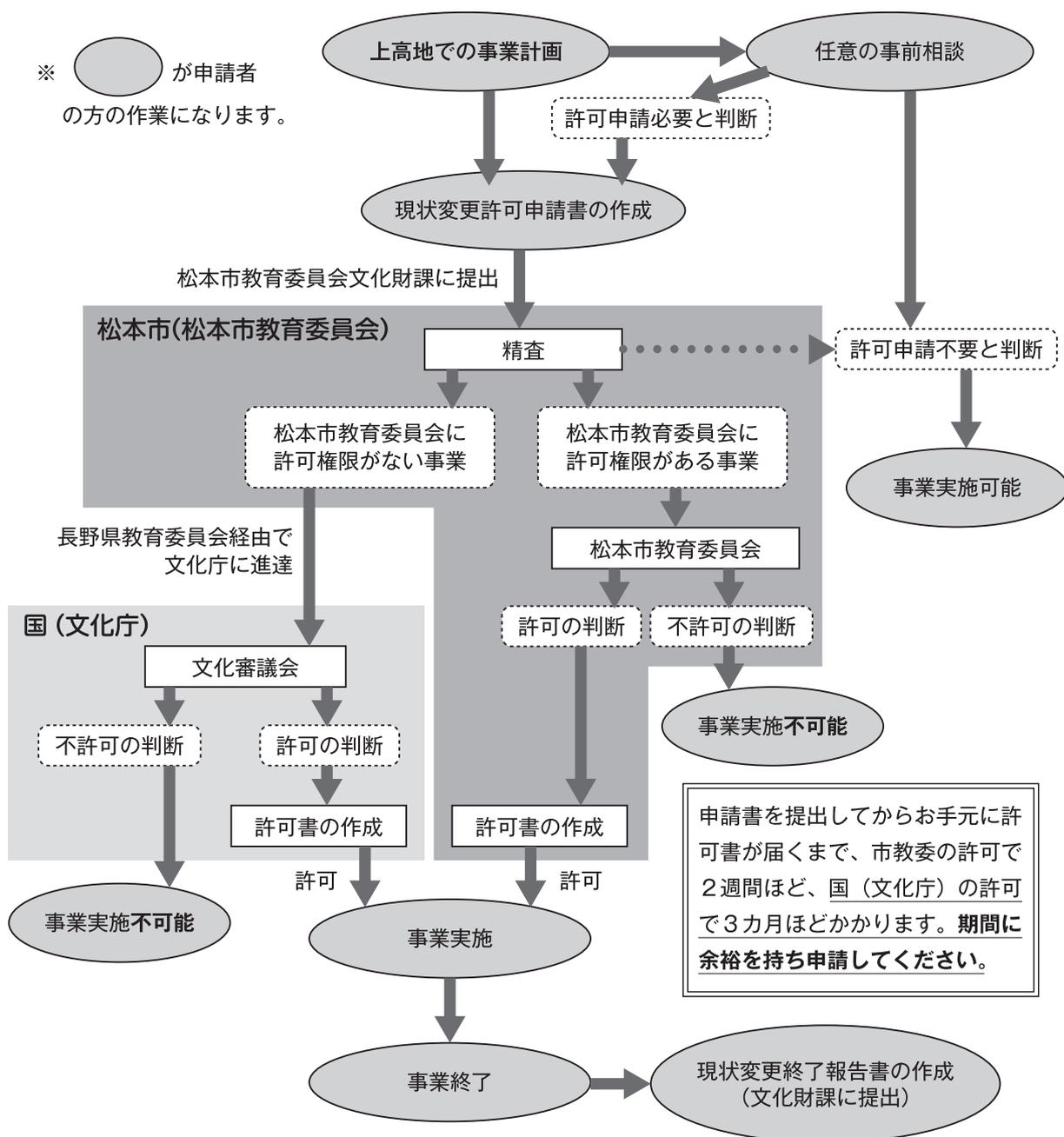
- ① 位置図（申請時に使用したもので可）
- ② 変更前の写真
- ③ 変更後の写真

7 現状変更等許可申請書記入の手引き（上高地版）

【現状変更等許可申請 手続等の流れ】

特別名勝及び特別天然記念物上高地において現状変更等を行う場合の現状変更等許可申請書の作成から、事業終了に伴う終了報告書提出までの流れを以下に図示します。

なお、許可申請の要・不要や配慮事項など、許可申請に先立って事前に松本市教育委員会文化財課へ相談していただく（任意）ことにより、手続きがスムーズになります。



〈申請書の提出部数〉国（文化庁）の許可案件：正本3部、市の許可案件：正本1部

【現状変更等許可申請書（上高地版） 記入のポイント】

平成 年 月 日

※申請書を文化財課に提出する日付を記入

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏 名

印

※申請者の住所・氏名（団体の場合は団体名と代表者名）を記入

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更等の許可申請

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更等をしたいので、文化財保護法第125条第1項の規定により申請します。

※現状変更の実施主体が「国」（各省庁に属する機関から申請する場合など）となる場合、文化財保護法第168条第2項の規定に基づく協議となるので、本文中の用語を以下のとおり書き換えてください。

申請 → 協議

申請者 → 協議者

許可申請 → 協議

許可の日 → 同意の日

第125条第1項 → 第168条第2項

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
特別名勝及び特別天然記念物上高地
 - 2 指定年月日
昭和 3年3月24日 名勝及び天然記念物
昭和27年3月29日 特別名勝及び特別天然記念物
 - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
長野県松本市安曇
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
林野庁及び環境省
 - 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
 - 6 管理団体の名称及び事務所の所在地
なし
 - 7 管理責任者の氏名及び住所
なし
 - 8 許可申請者の氏名及び住所
名 称
代表者氏名
所 在 地
- 項目1～3はこのままで結構です。
- 明神池周辺は、穂高神社が所有者となる場所があります。ご確認の上、必要に応じて書き直してください。
- ホテル・山小屋の敷地など、占有者がいる場合があります。ご確認の上、必要に応じて書き直してください。
- 項目6～7はこのままで結構です。
- 申請者の方のお名前（名称）とご住所（所在地）をお書きください。

《重要：以下の項目9～11が充実していないと、スムーズに手続が進みません。》

- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 ※事案に応じ、以下の内容等を適切に記述してください。（以下は例です。）
 - 1) 研究の場合には、「問題の所在」「研究の意義」の観点から、当該研究の必要性や、その結果得られる成果の公益性など
 - 2) 整備の場合には、「危険性・問題点」などの課題と「期待される効果」の観点から、当該現状変更の必要性や公益性など
 - 3) 整備・活用その他の場合には、「現状変更が国民（もしくは来訪者）にどう還元されるか」の観点から、当該整備等の必要性和、その結果得られる成果の公益性など

10 現状変更等の内容及び実施の方法

※項目11と対応させ、具体的に記述してください。

1) 詳細で具体的な実施方法と内容（以下は例）

- ①使用機器・設置機器の仕様、員数、設置方法等の一覧
- ②実施の方法、終了・撤去の方法

2) その方法・内容は影響低減にどのような配慮をしているか（以下は例）。

- ①記念物そのものに与える影響（員数、分散、方法、使用器具etc.）
- ②周辺環境（景観含む）に及ぼす影響（位置、形状、色彩etc.）
- ③関係者への配慮（被疑によるトラブル、模倣の誘発、安全etc.）

（この部分は項目11に書くのがふさわしい場合もあるので適宜調整してください。）

11 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項

※項目10と関連させ、以下を記述してください。

1) その方法・内容による影響の見通し（以下は例）

- ①記念物そのものに与える影響
- ②周辺環境（景観含む）に及ぼす影響

（注）「影響なし」ということは、特殊な場合を除いてありません。いかに影響を低減するかをお書きください。

2) 期待される成果の還元（以下は例）

- ①研究成果の還元（直接の利活用、データベース、論文etc.）
- ②事業成果（安全性、利便性）による活用促進

12 現状変更等の着手及び終了の予定期間

許可の日から平成 年 月 日まで

※着手日は、指定の日がない場合は「許可の日」としてください。

※文化庁の許可を要するものは申請から許可まで約3ヵ月かかりますので、早めに申請書を提出してください。また、気象条件等の影響を十分に考慮した上で、着手・終了予定日は余裕を持たせてください。

13 現状変更等に係る地域の地番

長野県松本市安曇 番地

※番地が不明な場合は「長野県松本市安曇上高地〇〇沢」などの記載方法でも結構です。

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び

代表者の氏名並びに事務所の所在地

名 称
代表者氏名
所 在 地

工事実施者等が未定の場合は「未定」とお書きください。
※決定後、すみやかにお知らせください。

15 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
該当なし

16 出土品の処置に関する希望
該当なし

項目15～16は、このままで結構です。

17 その他参考となるべき事項

※当該現状変更の実施に当たり、自然公園法等の規定により協議・申請（予定を含む）
をしている機関をご記入ください。

例 → 環境省（自然公園法）
林野庁（国有林関係）
国土交通省（砂防指定地）

第〇〇号により許可済み、協議中等

※その他、以下の例に該当するものがあれば具体的にご記入ください。（別紙でも可）

- 1) 多人数で研究を実施する場合・・・実施者の名簿など
- 2) 継続的な事案の場合・・・過去の実績や位置など（累積的影響が評価できるもの）
- 3) 実施主体の実績（過去の施工実績など、施行内容に対する信頼性検討資料）
- 4) 先行研究と研究の現状（項目9～11で書ききれない場合）

参考：【添付書類】 → すべてA4版（縮小可）で提出してください。

- 1 位置図（別添位置図を使用）、現状変更等の設計仕様書及び設計図（着色）
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図（現状変更等の対象地を表示）
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真（現状変更等の対象を表示）
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見
- ~~9 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書~~

※「研究」事案の場合の添付資料の例（項目9～11に入る場合もある。）

- a. 詳細な位置を示す資料
位置図、写真など
- b. 保護すべき文化財の現況とそれをとりまく環境を示す資料
現況（気候、地質、水質、植生、生態系などのうちで必要なもの）と問題点
- c. 現状変更の必要性を示す資料
問題の所在、研究の意義など
- d. どんな場所でどう調査するかを示す資料
行為の対象となる範囲や箇所が示された写真又は図、調査地点ごとの採取数一覧等
- e. どんな方法で行うかを示す資料
捕獲又は標識取り付けなどに使用する器具・薬品等の仕様一覧、写真など
- f. 環境・景観に与える影響を示す資料
機材や薬品等の材質・形状・色彩等の見本や図面など
- g. 影響にどのような配慮をするかを示す資料
捕獲・採取に当たっては、その相対量を示すデータや、箇所密度を示すデータや図、過去の実施状況を踏まえ、予定している配慮事項など
(指定物件に対する配慮の他に、作業時の周囲の人への配慮も記載する。)
- h. 研究成果を社会に還元する見通し
調査データの保存（DNAなどの例）、公開、活用（結果に基づく施工等）など
研究の意義のうち、とりわけ社会的な意義など

※「工事等」事案の場合の添付資料の例（項目9～11に入る場合もある。）

- a. 詳細な位置を示す資料
位置図、写真など
- b. 現状変更の必要性を示す資料
現況を示す資料・写真など
- c. どんな場所をどうするかを示す資料
計画全景が示された写真又は図、完成予想図など
- d. 具体的な施工内容を示す資料
平面図・断面図・構造図など
- e. 環境・景観に与える影響を示す資料
材質・形状・色彩等の見本や図面など
- f. どのような工事になるかを示す資料
工事用の土工などの図面・施工状況の予想図など
- g. 保護すべき文化財の現況とそれをとりまく環境を示す資料
モニタリングの結果(気候、地質、水質、植生、生態系)、学識経験者の意見など

申請書作成後、項目9～11・17で、影響等の評価と説明が充分かチェックしてください！

- 1) 現状変更の基本的内容が充分記載されていますか。
 - ・ 現状変更施行箇所（詳細図面も必須）と実施期間が明示されていますか。
 - ※恒久的現状変更では、設置等の作業期間が「実施期間」です。
 - ・ 実施に必要な仮設工などまで明記されていますか。
 - ・ 行為の実施者（入札のため未確定ならばその旨）が明記されていますか。

- 2) 申請した現状変更は、やむを得ないもの、どうしても必要なもの、という内容になっていますか。
 - ・ 「研究だからやむを得ない」ではなく「研究の手法として適当か」というスタンスで説明できていますか。
 - ・ それ以外の方法が選択できない事情が説明できていますか。

8 関連年表

和 暦		西 暦	主 な 出 来 事
寛文期		1661 ~ 1870	上高地から木材の切り出しが行われる。
文 政	11年	1828	播隆上人が槍ヶ岳登頂し頂上に仏像安置、開山をなす。この時「坊主の岩小屋」に参籠する。
天 保	6年	1835	飛騨新道が拓かれる。(1860年に廃止)
明 治	10年	1877	ウィリアム・ガウランドが外国人として初めて槍ヶ岳登頂『日本アルプス』の名称を用いる。
	18年	1885	上高地牧場が開設される。(前年に農商務省山林局の許可を受ける。)
	24年	1891	ウォルター・ウェストンが上高地に入る。翌年には槍ヶ岳、翌々年には前穂高岳登頂
	29年	1896	W・ウェストンが『日本アルプス 登山と探検』を刊行し、日本アルプスの名を世界に紹介する。
	37年	1904	上高地温泉株式会社が、上高地で最初の旅館営業を始める。
	38年	1905	小島烏水らを中心に「山岳会」(現日本山岳会)が誕生する。
	40年	1907	焼岳の噴火活動が始まる。
	42年	1909	芥川龍之介が上高地を訪れる。
大 正	43年	1910	河童橋が、刎橋から吊り橋に架け替えられる。
	2年	1913	高村光太郎・智恵子が上高地を訪れる。
	3年	1914	現在のの上高地駐車場周辺に、カラマツが植林される。翌年には小梨平に植林が行われる。
	4年	1915	6月6日、焼岳が大噴火し梓川を堰止め大正池が出現する。
	10年	1921	喜作新道が拓かれる。
	12年	1923	徳本峠小屋が開設される。
	13年	1924	釜トンネル開通
昭 和	14年	1925	上高地孵化場が開設される。
	2年	1927	大阪毎日・東京日日両新聞社主催で「日本新八景」が選定され、上高地が「溪谷の部」に選ばれる。
			芥川龍之介が『河童』を発表
			ケショウヤナギが発見される。
	3年	1928	3月24日、「名勝及び天然記念物」に指定される。
			霞沢発電所が建設される。
	4年	1929	中ノ湯までバス乗入れ
			旧上高地孵化場飼育池・物置が建設される。
5年	1930	上高地郵便局が設置される。	
8年	1933	大正池までバス乗入れ、上高地帝国ホテルが建設される。	
9年	1934	上高地牧場が閉鎖される。	

昭 和	9年	1934	上高地と乗鞍を含む北アルプス一帯が「中部山岳国立公園」に指定
	10年	1935	河童橋までバス乗入れ
	12年	1937	日本山岳会がW・ウェストンのレリーフを取り付ける。
	15年	1940	W・ウェストン、ロンドンで死去
	22年	1947	第1回「ウェストン祭」が行われる。
	25年	1950	文化財保護法制定
	27年	1952	3月29日、「特別名勝及び特別天然記念物」に指定される。
	32年	1957	河童橋架替え
			井上靖が『氷壁』を発表
	33年	1958	明神池畔に嘉門次の碑が建立される。
	37年	1962	「山に祈る塔」が建立される。(平成26年に建て替え)
			焼岳が噴火、焼岳小屋が全壊、登山禁止となる。
	38年	1963	「上高地を美しくする会」が発足
	42年	1967	河童橋下左岸に内野常次郎の墓碑が建立される。
			皇太子ご夫妻が上高地を訪問
	44年	1969	東京電力梓川水系ダム(稻核・水殿・奈川渡)完成
	45年	1970	上高地開山祭が始まる。
			上高地自然教室(ビジターセンター)が完成、開所する。
	47年	1972	上高地乗鞍スーパー林道が開通
50年	1975	県道上高地公園線、夏季のマイカー規制が始まる。	
		河童橋架替え	
52年	1977	東京電力による大正池の浚渫が始まる。	
60年	1985	第1回「上高地音楽祭」が開催	
平 成	4年	1992	現在の場所に上高地郵便局の新局舎が完成し、業務開始
			横尾大橋改築工事を実施
	8年	1996	県道上高地公園線、通年のマイカー規制が始まる。
	9年	1997	河童橋架替え
			安房トンネル開通
	11年	1999	田代橋、穂高橋架替え
	14年	2002	釜上トンネル開通(17年に現在の釜トンネル全線が開通)
	16年	2004	上高地公園線、観光バス乗り入れ規制始まる。
23年	2011	10月28日、「嘉門次小屋囲炉裏の間」、「徳本峠小屋休憩所」、「旧上高地孵化場飼育池」、「旧上高地孵化場物置」が、国の登録有形文化財に指定	
28年	2016	上高地トンネル開通	
		8月11日、第1回「山の日」記念全国大会を上高地で開催。皇太子殿下ご一家が訪問され、記念式典にご臨席される。	

9 写真資料



1 上高地行乗合バス



2 焼岳噴火 (大正14年)



3 槍ヶ岳頂上
(1~3: 百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵)



4 関四郎五郎「夏の明神岳」



5 関四郎五郎「霞沢岳」
(4.5: 「上高地風景集」より、松本市美術館蔵)



6 加藤大道「穂高連峰と梓川」
(松本市安曇資料館蔵)



7 加藤大道「初冬の焼岳」



8 加藤大道「槍ヶ岳」
(7.8: 松本市安曇資料館蔵)



9 眞野紀太郎「神河地牧場」
(絵はがき、市立大町山岳博物館蔵)



10 ニリンソウ咲く徳沢



11 朝の焼岳



12 星空と穂高連峰

○植物

【樹木】



13 エゾヤナギ



14 ケシヨウヤナギ



15 ハルニレ



16 シウリザクラ



17 ズミ



18 ドロノキ

【草花】



19 エゾムラサキ



20 シロバナエンレイソウ



21 カミコウチテンナンショウ



22 イワカガミ



23 オオバキスミレ

○動物

【哺乳類】



24 ニホンザル



25 オコジョ



26 ヤマネ

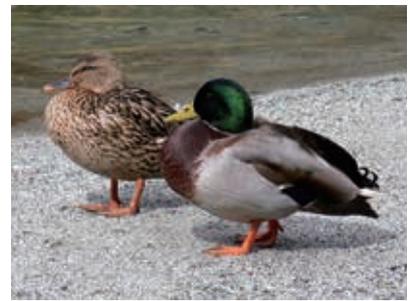
【鳥類】



27 イヌワシ



28 オオルリ



29 マガモ

【爬虫類・両生類】



30 クロサンショウウオ



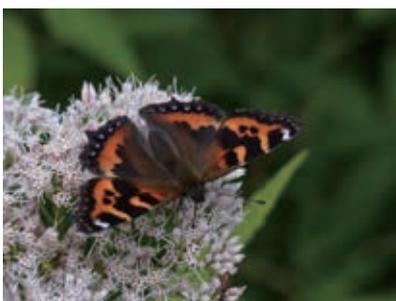
31 ニホンヒキガエル



32 イワナ

【魚類】

【昆虫 (チョウ)】



33 コヒオドシ



34 オオイチモンジ



35 クモツマキチョウ
(13~35: 前田篤史氏提供)

10 引用・参考資料

- (有)あかつき動物研究所 (2007) 上高地地域ニホンザル対策事業報告書, 環境省, p.1-3
- (有)あかつき動物研究所 (2007) 上高地地域野生動物 (ツキノワグマ) 保護対策事業報告書, 環境省, p.1-3
- 安曇村誌編纂委員会 (1998) 安曇村誌 第1巻自然, 安曇村, p.3-25, 78-86, 95-114, 319-326, 409-609
- 安曇村誌編纂委員会 (1997) 安曇村誌 第2巻歴史上, 安曇村, p.173-174, 189-192, 233-239
- 安曇村誌編纂委員会 (1998) 安曇村誌 第3巻歴史下, 安曇村, p.122-124, 449-453, 531-532, 586-588, 617-650
- 石川愼吾・川西基博・山本信雄 (1999) 上高地梓川の河床砂礫部における先駆樹種群落の動態. 「上高地自然史研究会研究成果報告書第5号 上高地における地形形成と地下水流動, 植生動態に関する研究」上高地自然史研究会編, p.51-53
- 亀山章 (1985) 上高地の植物, 信濃毎日新聞社, p.36-77
- 菊地俊朗 (2001) 釜トンネル 上高地の昭和史, 信濃毎日新聞社, p.111-112
- 国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所環境対策課・(財)砂防・地すべり技術センター編 (2006) 上高地の素顔 自然環境と調和を目指す防災, p.21-22, 29, 33-34, 84-85, 146-147
- 小島烏水 (1914) 上高地風景保護論. 日本山岳会機関誌『山岳』9年2号, p.326, 329
- 財団法人国立公園協会 (1996) 中部山岳国立公園上高地地域自然体験フィールド検討調査業務報告書, 環境庁, p.59-95, p.123-162
- 島津弘 (2008) 上高地谷底部での地形変化の特徴と時空間スケール. 山岳科学総合研究所ニュースレター第7号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.5
- 長野県 (2007) 第2期特定鳥獣保護管理計画 (ツキノワグマ), p.2-4
- 野溝美憲 (2003) 上高地の帰化植物. 「塩尻市立蝶の博物館紀要第5号」, p.16-17
- 原山智 (1990) 上高地地域の地質. 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, p.2-5
- 原山智・山本明 (2003) 超火山 [槍・穂高], 山と溪谷社, p.237
- 原山智 (2004) 山の誕生. 「山の世界」梅棹忠夫・山本紀夫, 岩波書店, p.101
- 原山智 (2007) 上高地物語ーその1. 山岳科学総合研究所ニュースレター第4号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.7
- 原山智 (2007) 上高地物語ーその2, その3. 山岳科学総合研究所ニュースレター第5号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.6
- 原山智 (2007) 上高地物語ーその3. 山岳科学総合研究所ニュースレター第6号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.5
- 原山智 (2007) 上高地物語ーその4. 山岳科学総合研究所ニュースレター第7号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.8
- 原山智 (2008) 上高地物語ーその6. 山岳科学総合研究所ニュースレター第10号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.6
- 原山智 (2008) 上高地物語ーその8. 山岳科学総合研究所ニュースレター第13号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.11
- 町田洋・松田時彦・海津正倫・小泉武栄編 (2006) 日本の地形5 中部、(財)東京大学出版会, p.171-172, 187, 217
- 三宅康幸・及川輝樹 (2000) フィールドガイド 日本の火山5 中部・近畿・中国の火山, 高橋正樹・小林哲夫, 築地書館, p.16-17
- 山崎安治 (1986) 新稿 日本登山史, 白水社, p.141-150, 259-285, 305-324, 403-414
- 立教大学上高地公園活動学生ボランティアの会 (2005) 2005年度上高地公園活動学生ボランティアの会報告書, p.19

改訂にあたり新たに引用・参考にした資料

- 青木治（1988）穂高神社とその伝統文化，穂高神社社務所，p.109, 113
- 浅野孝一（1991）上高地ものがたり，新潮社
- 芥川龍之介（1996）芥川龍之介全集第14巻，岩波書店，p.105-106
- 芥川龍之介（1996）芥川龍之介全集第3巻（雑誌「新潮」大正7年8月号），岩波書店，p.246
- 飯田蛇笏（1994）飯田蛇笏集成第2巻，角川書店，p.101,104
- 井上靖（1996）井上靖全集第11巻，新潮社，p.590
- 井上靖（1997）井上靖全集第26巻，新潮社
- 井上靖（2000）井上靖全集別巻，新潮社
- 今田重太郎（1973）穂高に生きる 五十年の回想記，読売新聞社
- 牛丸工（1993）内野常次郎小伝 一上高地の常さん一，日本山書の会
- 牛丸工（2008）芥川龍之介の槍ヶ岳登山と河童橋，上高地登山案内人組合監修
- 内田修著・千秋社編（2009）天空の輝き，穂高岳山荘
- 岡村精一（1995）日本アルプス 登山と探検，平凡社，p.17, 44-46, 110, 278
- 太田水穂（1984）太田水穂全歌集，短歌新聞社，p.275
- 大町山岳博物館編（1973）北アルプス博物誌Ⅲ，信濃路
- 尾崎喜八（1959）尾崎喜八詩文集3，創文社，p.212-213
- 尾崎喜八（1962）尾崎喜八詩文集8，創文社，p.23,92-95
- 折口信夫全集刊行会編（1997）折口信夫全集24，中央公論社，p.247-250
- 長野県安曇村（2005）開村130年のあゆみ，安曇村
- 上條武（1996）上高地1 神河内絵画き宿，独木書房
- 上條武（2000）上高地2 常念烏帽子縦走記，独木書房
- 上條武（1997）上高地3 河童橋考，独木書房
- 菊地俊朗（2003）北アルプス この百年，文藝春秋
- 菊地俊朗（2007）山案内人 一嘉門次、品右衛門、喜作登場の背景一，市立大町山岳博物館（編），p.6-15
- 菊池俊朗（2010）槍ヶ岳とともに 穂刈家三代と山荘物語，信濃毎日新聞社
- 北杜夫（1994）母の影，新潮社，p.12-13
- 北杜夫（2012）マンボウ最後の家族旅行，実業之日本社，p.51
- 来嶋靖生（1998）歌人の山，作品社
- 窪田空穂（1965）窪田空穂全集第6巻『日本アルプスへ』，角川書店，p.71
- 窪田空穂（1989）窪田空穂全歌集，短歌新聞社，p.127-129
- 久保田俊彦（島木赤彦）（1986）島木赤彦全歌集，岩波書店，p.3
- 久保博司（1988）山小屋物語・穂高岳山荘 双星の輝き，山と溪谷社
- 熊原政男（1959）登山の夜明け，朋文堂
- 黒野こうき（2014）播隆入門，まつお出版，p.36, 46, 48-51, 168
- 倉田兼雄（1974）信濃有明山史，信濃有明山開山天明講社，p.43
- 黒板勝美編（1974）日本三代實録 前篇，吉川弘文館，p.214
- 神津良子（1990）長野県文学全集 第3期第10巻，郷土出版社
- 齋藤茂吉（1968）齋藤茂吉全歌集，筑摩書房，p.652
- 佐藤貢（1963）アルプスの主 嘉門次，朝日新聞社
- 日本山岳会編（1987）W. ウェストン年譜，日本山岳会機関紙「山岳」 第82年，p.41-77
- 日本山岳会編（1988）W. ウェストン年譜（その2），日本山岳会機関紙「山岳」 第83年，p.46-88
- 日本山岳会編（1989）W. ウェストン年譜（その3），日本山岳会機関紙「山岳」 第84年，p.57-89
- 日本山岳会編（1990）W. ウェストン年譜（その4），日本山岳会機関紙「山岳」 第85年，p.37-88

- 日本山岳会編（1990）北アルプス南部の石室. 日本山岳会機関紙「山岳」 第85年, p.38-52
- 学習研究社（2003）週刊神社紀行11 諏訪大社, 学習研究社, p.6
- 市立大町山岳博物館編（2007）北アルプス山人たちの系譜—嘉門次、品右衛門、喜作登場の背景—, 市立大町山岳博物館
- 市立大町山岳博物館編（2014）市立大町山岳博物館 常設展「北アルプスの自然と人」山と人 北アルプスと人とのかかわり 一人文学系 展示解説書一, 市立大町山岳博物館, p.63
- 信州大学山岳科学総合研究所編（2012）上高地・槍・穂高地域における自然環境の変動と保全・適正利用に関する総合研究, 信州大学山岳科学総合研究所, p.70-83
- 鈴木重武・三井弘篤（1724）信府統記, 国書刊行会・1996年を使用, p.169, 170, 174
- 日本山岳文化学・会登山史分科会編（2011）山岳文化叢書第7輯 顕彰碑にみる人物登山史, 日本山岳文化学会, p.94-97
- 高濱虚子（1974）定本 高濱虚子全集第1巻, 毎日新聞社, p.82-83
- 高村光太郎（1994）高村光太郎全集第1巻, 筑摩書房, p.215-217
- 高村光太郎（1994）高村光太郎全集第2巻, 筑摩書房, p.19-21, 227-228
- 高村光太郎（1995）高村光太郎全集第9巻, 筑摩書房, p.294-295
- 田畑真一（2001）知られざるW. ウェストン, 信濃毎日新聞社
- (株)帝国ホテル（1990）帝国ホテル百年史, (株)帝国ホテル
- 東京電力(株)（1983）東京電力三十年史, 東京電力(株)
- 豊田庸園（1849）善光寺道名所図会, 名古屋書林（臨川書店 1998年）
- 中村周一郎（1981）北アルプス開発誌 山小屋創始者と山案内人烈伝, 郷土出版社
- 平澤毅（2015）名勝地保護関係資料集, 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 平澤毅, p.55, 74
- 布川欣一（1991）山道具が語る日本登山史, 山と溪谷社
- 布川欣一（2015）明解日本登山史, ヤマケイ新書
- 布川欣一（2015）明解日本登山史, 山と溪谷社
- ネットワーク播隆（2010）播隆研究 第11号, p.65-66
- 梅本院永昌と大宝院明覚が記した文政3年6月の奥書のある稿本, 個人蔵
- 深田久彌・長田宏也編（1958）上高地, 修道社
- 藤澤全（2014）井上靖の小説世界, 勉誠出版
- 穂苅三寿雄・穂苅貞雄（1982）槍ヶ岳開山 播隆, 大修館書店
- 梅干野成央・田村啓・土本俊和（2010）槍ヶ岳山荘の建設工程に関する復元的考察. 2010年度日本建築学会 大会学術講演梗概集 F-2, p.669-670
- 梅干野成央・土本俊和・小森裕介（2011）近代登山の普及における山小屋の建設過程—ウォルター・ウェストンの槍ヶ岳山行経路付近に開設された山小屋を事例として. 日本建築学会計画系論文集 第76巻第659号, p.211-220
- 梅干野成央・土本俊和・田村啓（2011）フカスの岩小屋に関する建物調査報告. 日本建築学会北陸支部研究報告集 第54号, p.519-522
- 梅干野成央・堀田真理子・土本俊和（2011）中房温泉の経営者による山小屋の建設計画とその背景「日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）」, 日本建築学会
- 梅干野成央・堀田真理子・土本俊和（2012）中房温泉の経営者による戦前期の山小屋建設とその立地計画. 日本建築学会計画系論文集 第77巻第681号, p.2643-2650
- 梅干野成央（2013）山岳に生きる建築—日本の近代登山と山小屋の建築史（山岳科学ブックレットNo.10）, オフィスエム
- 梅干野成央（2014）登山手帳『山日記』にみる日本アルプスの山小屋の開設過程. 日本建築学会北陸支部研究報告集 第57号, p.634-637

- 梅干野成央（2014）『百瀬家文書』における殺生小屋と西岳小屋の設計図書について．日本建築学会技術報告集 第20巻第46号，p.1099-1104
- 堀勝彦・川村宏・小林靖彦編（1979）三代の山—嘉門次小屋100年のあゆみ—，私家版
- 堀勝彦・川村宏・小林靖彦編（1979）三代の山—嘉門次小屋100年のあゆみ—，上条輝夫，p.37
- 松本市立博物館（2008）播隆展，一槍ヶ岳開山とその周辺—〈岳都松本 企画展〉，松本市立博物館，p.7
- 丸岡祐一・梅干野成央・土本俊和（2014）洞沢ヒュッテにおける雪氷対策の方向性．日本建築学会技術報告集第20巻第45号，p.767-772
- 水原秋櫻子（1978）水原秋櫻子全集第1巻，講談社，p.168
- 水原秋櫻子（1978）水原秋櫻子全集第4巻，講談社，p.51
- 三井嘉雄（1980）喜作新道の周辺，『山と博物館』第25巻第6号，大町山岳博物館
- 森澄雄・矢島房利編（2012）加藤楸邨句集，岩波書店，p.12
- 柳原修一（1990）北アルプス山小屋物語，東京新聞出版局，p.74-79
- 山本茂実（1971）喜作新道—ある北アルプス哀史—，朝日新聞社
- 與謝野晶子（1981）定本 與謝野晶子全集第7巻，講談社，p.236-237
- 若山牧水（1982）若山牧水全歌集，短歌新聞社，p.423
- 渡辺康之（1986）高山蝶 山とチョウ．蝶蛾シリーズ10，築地書館，p.43-72
- wa・nal編（2013）山歩みち特別編集 穂高岳山荘創立90年記念誌，フィールド&マウンテン

11 協力者

上高地明神館
 あとりえ・う
 嘉門次小屋
 一般財団法人 自然公園財団
 市立大町山岳博物館
 富山市大山歴史民俗資料館
 長野県信濃美術館
 氷壁の宿 徳澤園
 岡村 清子
 上条 輝夫
 小林 貢
 斎藤 喜美子
 関 宏子
 前田 篤史

表紙写真：槍ヶ岳肩より、横尾尾根と前穂高岳遠望（松本市立博物館蔵）

特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画【改訂版】

平成 29 年 3 月 発行

発行 松本市・松本市教育委員会
松本市丸の内 3 番 7 号
TEL 0263-34-3000 (代表)
編集 松本市教育委員会 文化財課

